

国税の納付手段の多様化とキャッシュレス納付の 推進に関する一考察

—納付委託制度の今後の可能性を踏まえて—

松 田 雄 次

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

国税の納付については、金融機関又は税務署窓口における金銭等による納付に加え、納税者の利便性の向上の観点から、国税通則法（以下「通則法」という。）等の改正を経て、口座振替納付（以下「振替納税」という。）、インターネットバンキング等を利用した電子納税、ダイレクト納付（e-Tax を利用した口座振替）が可能となり、更なる納税者の利便性の向上を図るため、国税を納付しようとする者が一定の要件の下、指定された納付受託者に納付を委託し、納付受託者が収納機関に納付する仕組み（以下「納付委託制度」という。）が創設された。

この納付委託制度が創設されたことにより、納付受託者をコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）とするコンビニ納付（バーコード付納付書や QR コードを利用）、納付受託者をクレジットカード会社とするクレジットカード納付、納付受託者をスマートフォン決済専用の Web サイトを運営する会社とするスマホアプリ納付が可能となり、国税の納付手段は多様化している。

加えて、国税当局としては、納税者の利便性の向上のほか、税務署の事務の効率化、ひいては現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点からキャッシュレス納付の推進に取り組んでいる。

更に最近では、キャッシュレス納付の推進が税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの取組に資するものであるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止（非対面手続への移行）の観点からも重要性を増している。

ここでいう「キャッシュレス納付」とは、上記国税の納付手段のうち、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法であり、①振替納税、②電子納税（インターネットバンキング及びダイレクト納付）、③クレジットカード納付に加え、令和 4 年 12 月 1 日に導入された④スマホアプリ納付を指す。

コンビニ納付については、コンビニのレジでの対面による納付方法であり、

かつ、納付は現金に限られ、クレジットカードや電子マネーの利用はできないことから、金融機関又は税務署窓口における金銭等による納付と同様に「キャッシュレス納付以外」の納付手段として区分される。

各年度における国税の全納付件数のうち、キャッシュレス納付による納付手段での納付件数の割合を「キャッシュレス納付割合」と呼称されているが、現状、キャッシュレス納付割合は全体の約 3 割にとどまっている。

近年、社会全体で決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展している中で、更なる納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進について、現行の納付委託制度の今後の可能性を踏まえて考察する。

2 研究の概要

(1) 納付手段の概要等

イ 多様化した納付手段

国税の多くは、申告納税方式（通則法 16①一）を採用しているが、申告された国税の納付手段としては、通則法の改正等を経て、多様化している。

新たな納付手段の創設は、納付手段の選択肢を増やすことで納税者の利便性の向上を図るものであり、多様化する納付手段のどれを選択するかは、国税を納付しようとする者の判断によっている。

なお、国税庁は、令和 7 年度までにキャッシュレス納付比率 4 割程度とする目標を掲げ、オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプランを公表した。

ロ 納付手段の概要

国税の納付については、納税者の利便性の向上のほか、キャッシュレス納付の推進の観点から、納付手段が多様化した。新たな制度創設の背景としては、従前の納付手段の短所を補うという理由もあった。

振替納税は、利用可能税目が限定的であったが、インターネットバンキング等を利用した電子納税により、全ての税目を利用可能とした。し

かし、インターネットバンキング等を利用した電子納税もインターネットバンキング契約が必要であるなどの点から利用が低調であったため、インターネットバンキングを経由しないダイレクト納付（e-Tax による口座振替）が導入された。

ダイレクト納付は、上記アクションプランにおいて、キャッシュレス納付の中心的な納付手段と位置付けられているが、ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出を個人の納税者に限定し、法人の納税者においては、書面による提出となっている点は、課題を残している。

（2）納付委託制度に係る法制面の検討

納付委託制度は、納付手段によって納税者の出捐や国庫収納のタイミングが相違するほか、クレジットカード納付には、国税とは別に税額に応じた手数料が発生するなど、今後、新たな納付制度を創設する上で回避できない課題である。

イ 納付受託者に対する納付の委託の要件

①納付税額が財務省令で定める金額以下であること及び②納付書を添えて納付すること又は納付書記載事項等を通知することであり、この二つの全てに該当する場合に納付の委託をすることができる（通則法 34 の 3①）。

ロ 法令上の検討

納付委託制度は、①通則法により、附帯税が課されないこと、納付受託者の要件、納付受託者の納付（未納付なった場合の徴収）、納税者の保護等について整備され、②財政法上の規律にも問題はない。③情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（以下「キャッシュレス法」という。）と通則法とを比較したが、通則法は、公課徴収の基本法規たる地位を占めているからキャッシュレス法が同様の内容となっていることは当然である。④地方税等における「指定納付受託者制度」についても、地方自治法及び地方税法の改正により導入されたが、改正内容は通則法とほぼ同じ内容である。

ハ 改善に係る検討

キャッシュレス法案に係る衆議院(内閣委員会)における審議の中で、問題点等が指摘され、附帯決議が付されている。

そのうち、附帯決議に付された事項について、国税の納付委託制度に当てはめて、改善策の検討を行った。

1 点目は、「指定納付受託者の未納付により、歳入等の納付者が二重払い等の不利益を被ることがないように、万全の措置を講ずること。」である。

コンビニ納付の場合は、コンビニに対して、実際に金銭の交付を受けるコンビニ店舗とその本部との間に、スマホアプリ納付の場合は、スマートフォンを使用した決済サービスを提供する会社に対して、その収納代行業者との間の相互保証や保険会社による保険を契約上義務付けるなど、確実に納付受託者から徴収できる仕組みが採られている。

また、クレジットカード納付の場合においては、納税者が納付受託者に対する支払日(口座引落日)が通常その納付受託者における納付期限より後となることから、納付受託者が納付すべき国税について未納となる場合であっても、納税者が二重に支払をすることは基本的にない。

2 点目は、「指定納付受託者を指定するに当たっては、納付事務を適切かつ確実に実施できるよう、指定納付受託者の要件を適切に定めること。」である。

納付受託者の指定要件については、特に改善すべき点は見当たらなかった。

3 点目は、「システム障害等によりキャッシュレス納付が行えなくなる事態に備えるため、他の方法を確保するなど必要な措置を講ずること。」である。

アメリカは、システム障害によりキャッシュレス納付が行えなくなる事態に備えた他の方法として、音声応答システムに電話すれば納付が可能となる措置を講じている。

4 点目は、「指定納付受託者等による納付者の個人情報の不正利用や流

出を防ぐため、必要な措置を講ずること。」である。

納税者が抱える個人情報不正利用や流出に係る不安を払拭し、分かりやすくかつ適正なものとするためにも、納付受託者の資格要件を通則法施行規則に列挙することが望ましい。

二 手数料に係る検討

決済手数料負担の在り方として、納付受託者が決済手数料を負担することも考え得る。

具体的には、納付受託業務の委託に係る入札時、入札説明書に「決済手数料は納付受託者において負担する。」と明記し、入札参加者は、サービス提供や貸倒れのリスク回避に係る費用（保険等）を見積もった上で入札することにする。これにより国が支払う契約金額は増加すると見込まれるが、いわゆる「納付手数料」と同じく、目に見えた「決済手数料」は発生しないことになり、手数料負担の在り方の一つとしては、視野に入れるべきである。

(3) 納付委託制度の今後の可能性

イ 地方公共団体における電子納付手続

平成 30 年度税制改正において、地方税共通納税システムが導入され（令和元年 10 月から稼働）、地方税共同機構が地方税を取り扱うための法令上の規定が整備された。これにより、企業は、全地方団体に対して電子納付が可能となり、かつ複数の地方団体への納付についても一度の手続で可能となった。

また、地方税の電子化を更に推進するため、令和 5 年 4 月から、地方税の納付について、地方団体から納税者へ納付書に「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を印刷の上、送付し、①eLTAX 操作による電子納付、②スマートフォン操作による電子納付、③金融機関窓口においては、金融機関が eL-QR を読み取り、eLTAX (地方税共通納税システム) を経由して、地方団体に収納データを送信する事務処理への活用が開始された。

ロ アメリカにおける納付手続

米国連邦税法の管理及び執行機関である内国歳入庁（IRS : Internal Revenue Service）においても、我が国と同様に電子納税を推奨している。

アメリカにおける納付手続については、金融機関窓口における現金納付ができないことや税務署窓口が予約制になっていることなど、納税者に制限を設けているものの、納付手段は多様化している。

他方、電子納税を行う際、サイトにアクセスする方法以外にもカスタマーサービス又は支払処理業者への電話による納付が可能な仕組みを採り入れるなど、スマートフォンやパソコンに不慣れな「デジタル弱者」にも配慮している点においては、日本も参考にすべき点が多々見受けられた。

ハ 電子申告と電子納税の関連性（アメリカ・韓国・日本との比較）

電子申告と電子納税の関連性を確認する観点から、我が国との比較を諸外国の中で、電子申告を 1986（昭和 61）年、世界に先駆けて導入したアメリカと電子申告利用率が 100%に近い韓国との間で行った。

アメリカの電子申告利用率は、法人税が 71.0%、所得税が 90.0%であり、電子納税利用率は、全体で約 70%である。

韓国の電子申告利用率は、法人税及び所得税ともに 100%に近く、電子納税利用率は、法人税が 98.6%、所得税が 91.0%である。

日本の電子申告利用率は、法人税が 87.9%、所得税が 59.2%であり、電子納税利用率は、全体で 19.5%（インターネットバンキング 12.6%、ダイレクト納付 5.5%、クレジットカード納付 1.5%）である。

韓国は、記入済申告制度が導入されているため、電子申告利用率が高く、それに伴い、電子納税利用率も高いが、記入済申告制度の導入については、問題視する意見もある。

ニ 新たな納付手段の提供に係る検討

(イ) 電子マネー

自宅等で QR コードを作成すれば、コンビニ窓口での現金での納付は可能であるが、電子マネーの利用はできない。コンビニにおける電子マネーの利用は、電子マネー事業者を決済事業者として導入は可能であろうが、チャージ上限額が流通系で 5 万円、交通系で 2 万円程度となっている現状からすると、利用する納税者（個人）は、半数以下と見られ、さほど有効な納付手段となり得るとは考えにくい。

(ロ) コード決済

コード決済についても、他の納付手段同様、決済手数料の問題は内包するが、我が国のキャッシュレス決済手段において、特にコード決済の利用増加率は高く、今後も増加傾向にある決済手段として考えられる。

地方税においては、eL-QR による納付を可能としており、国税においても、統一的な対応を図る観点から、バーコード付納付書のバーコードを利用して、コード決済を可能とする仕組みを構築すべきである。

(ハ) 暗号資産

暗号資産（仮想通貨）とは、インターネット上で取引できる財産的価値であり、通貨には該当しない。

納付手段として考え得るのは、納付委託制度による納付である。

納付受託者を「暗号資産交換業者」とし、クレジットカード納付の仕組みと同様に納付受託者が運営する暗号資産納付の専用の外部サイトにアクセスして、納付書記載事項を通知して国税の納付を委託し、その委託があった日にその国税の納付があったものとみなすという制度を創設することは、利用可能税額をいくらにするかという問題はあるが可能である。しかし、ここで重要なことは、暗号資産は、価値が大きく変動するという点である。

資金決済法によって、暗号資産は、決済手段としての地位を与えら

れたとはいえ、投資目的で保有されているケースが多く、国税の納付手段として採用することについては、まだ見極めが必要であると考えられる。

(二) 外国貨幣

収入官吏が外国において外国貨幣をもって歳入金を受納するという特異な事例では、外国貨幣の売却に係る過不足についての規定を個別に設けて整理するのであろうが、国税の納付のように大量かつ反復的な手続においては、納税者が外国貨幣で納付した場合、日本銀行が要する事務（外国貨幣の売却及び過不足に係る経理）が膨大なものになり現実的ではない。

(ホ) 金融機関からの即日送金

アメリカにおける納付手続については、金融機関窓口における現金納付はできないが、納付書をサイトからダウンロードし、必要事項を記入した上、金融機関へ提示し、送金を依頼することは可能である。

国税についても、国税庁ホームページから納付書をダウンロードして税務署に提出する又は e-Tax を利用して提出することにより、納税者の金融機関口座から税務署の指定された口座に送金（振込）することは、技術的には可能であり、現在の納付手段である電子納税のようなインターネットバンキングの利用や ATM における納付番号（利用者識別番号）等の入力が必要であるから、納税者にとっては、より簡易な納付手段となり得るが、税務署における納付書整理等の事務処理や口座に送金（振込）された資金の国庫への振替に係る処理、更には振込手数料の問題が発生するなどの課題は残る。

(4) キャッシュレスの概要

イ キャッシュレス決済比率

経済産業省が令和 5 年 4 月 6 日に公表した令和 4 年のキャッシュレス決済比率は、36.0%である。

キャッシュレス決済比率は、分子を「クレジットカード支払額＋デビッ

トカード支払額+電子マネー支払額+QR コード決済支払額」、分母を「民間最終消費支出」とする式に基づき、キャッシュレス決済の推進状況を把握するための指標として、経済産業省において暦年のデータを用いて毎年算出・公表されているものである。

ロ 法人企業に係るキャッシュレスの概要

我が国の法人数のほとんどは、資本金 1 億円以下の中小法人である。

法人のキャッシュレス決済導入率は 72%とのデータがあり、キャッシュレス決済を導入していない理由として、「顧客からの要望がない」、「手数料が高い」、「導入のメリットが不明」、「業態に合わない」、「高齢者が多く要望がない」、「銀行振込を利用」等がある。

日本の商習慣として、一般的な取引形態は「①買い手が売り手に商品やサービスを注文する（注文書や発注書の発行）、②売り手が買い手の注文や発注に従い納品する（納品書や請求書の発行）、③買い手は、請求を月末で締めて、翌月に売り手の指定口座へ振り込む、④売り手は口座に振り込まれた代金を受け取る。」というものであり、決済方法は振込のほか、小切手や約束手形が使用される場合もある。

振込に当たっては、口座振替が利用されることがあるが、企業間同士で現金がやり取りされるわけではなく、クレジットカード決済、電子マネー決済やコード決済はごく限定的となる。

ハ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤とされ、個人番号については、まずは社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定して導入され、一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間わず様々な用途で活用が可能とされている。

ニ 諸外国におけるキャッシュレスの状況

日本のキャッシュレス決済比率は、令和 2 年のデータで比較すると、諸外国中 10 位である。

キャッシュレス先進国とされているスウェーデン、キャッシュレス決済比率が最も高い韓国及び近年キャッシュレス化が急速に進んでいる中国について、進展した背景や理由等を確認した。

諸外国のキャッシュレス化の進展には、政府による政策的な取組、歴史的な背景、国の実情及び個人番号制度の普及が大きく関連している。

ホ キャッシュレスの普及に係る課題と方向性

我が国特有の実情として、他国と比べ狭小な国土、高い人口密度のほか、世界第 1 位の高齢者人口割合が挙げられる。

キャッシュレスの普及に係る方向性として、少子高齢化や地域の人口減少等を背景に様々な課題が存在する我が国においては、社会のデジタル化、効率化を進め、更なる環境整備を図り、政府が掲げる「デジタルにより目指す社会の姿」と同様に、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指すことが必要である。

(5) 国税のキャッシュレス納付の推進

イ キャッシュレス決済比率との関係

国税のキャッシュレス納付割合は、全納付件数に占める振替納税を含めたキャッシュレス納付件数の割合であり、使用する単位は、源泉所得税に係る納税義務者を含めた、個人及び法人の包括的な納付件数である。

よって、個人消費に重点を置いた経済産業省のキャッシュレス決済比率の推移を直接的に国税のキャッシュレス納付割合の推移に結び付けることはできない。

ロ 法人の電子納税に係る実態等

大多数の法人は税理士関与があり、大多数の税理士は電子申告をしているものの、その後は税理士関与がある法人の 4 分の 3 が自らで納付を行っている。

その理由は、現金管理等のリスクにおいて税理士が代理納付を避けているためと推測できる。

法人のほとんどである中小企業は、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化等が課題であり、そのため、中小企業庁は、中小企業共通 EDI (Electronic Data Interchange) を整備するなど、電子受発注システム導入の普及に取り組んでいる。電子受発注システムの導入を促進することが、結果的には法人の電子納税の利用拡大につながると考えられる。

ハ 法人の電子納税に係る利用勧奨

定性的な分析のため、アンケートに選択式の項目とは別に自由記載欄を設け、「電子納税を選択した理由」の回答を求め、選択したきっかけや動機、電子納税を利用してよかったこと等を詳細に把握することは、マーケティング戦略において、しばしば利用されるレビュー（実際に購入した者の声は、これから購入する者の不安感を解消する。後押しになる。）と同様の効果が期待でき、より戦略的な利用勧奨が可能となる。

ニ 国税の電子納税環境整備

(イ) e-Tax の更なる利便性の向上

国税庁ホームページ画面レイアウトの分かりやすさ、操作方法の簡便化をはじめとする利用者の利便性の向上、利用者へのサポート体制の充実は不可欠である。

キャッシュレス納付を推進する観点から、e-Tax を利用して行う納付についても専用バナーを国税庁ホームページトップ画面に設置した上で、端末操作に不慣れな者、納付のみを行う者であっても可能な限り、容易に目的達成できるような手戻りしない、見やすい画面、わかりやすい言葉を用いたシンプルな導線とするデザインに改善する必要がある。

(ロ) 地方税当局との連携・協調

デジタル 3 原則の一つであり、国税庁のデジタル・トランスフォーメーションにも盛り込まれているワンストップの実現のため、国税・地方税でのシステム統合を望む声があるが、法令改正及び大規模なシ

システム改修などの中長期的な課題の解決が必要となる。

そこで、実際に統合する前段階として、両システムを「統一的に利用」できるよう、電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」の電子申請サービスで利用する法人・個人事業者向け共通認証システム「G ビズ ID」の活用に係る検証を進めることが必要である。

(ハ) 電子納税の義務化

大法人に比べ、電子納税が行える環境が整っていないと思われる中小法人が大多数であることを考えると、直ちに電子納税の義務化を実施することは社会的影響が大きいものと考えられる。

電子納税の推進は、納税者の利便性の向上のほか、金融機関や税務署における事務の効率化に資することから、一層取り組む必要があるが、義務化について検討する前に、e-Tax の更なる利便性の向上、地方税との連携、新たな納付手段の提供などの納税環境整備を進めるとともに、官民協力して積極的な利用勧奨を行うことが優先である。

(ニ) 証券による納付の廃止

小切手の電子化が進めば、おのずから証券による納付は無くなっていくものと思われる。

ホ ダイレクト納付の推進に係る考察

(イ) ダイレクト納付開始手続の一本化

国税と地方税では、ダイレクト納付利用届出書の書式、作成方法、提出先及び提出方法が相違している。「ダイレクト納付利用届出書の本一本化」を図るためには、単に書式の統一化を行ったとしても、解決しない。書面によるダイレクト納付利用届出書からオンラインによる方法に国税及び地方税ともにシフトしていく必要がある。

そのためには、法人を含めたネット口座振替受付サービスの早期実現（民間金融機関への業務委託の早期決定）及び地方税におけるダイレクト納付利用届出書に係る電子化の早期導入が望まれる。

(四) 令和 5 年度税制改正の内容

改正後は、電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付の意思表示を行うことで、「各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落とし」を実施するというものであり、電子申告と同時にダイレクト納付の手続まで完了するため、利便性が大幅に向上するほか、税理士は、ダイレクト納付の手続を直接行わない（電子申告時において、納税者に対し、法定納期限（又は法定納期限翌日）に自動的に口座引落としが行われる旨を連絡する程度である）ため、現金管理等のリスクが低減するというメリットが期待される。

(ハ) インセンティブ付与

ダイレクト納付については、令和 5 年度税制改正により、利便性が大幅に向上したほか、税理士の現金管理等のリスクが低減したが、更にインセンティブとして、所得税の振替納税のように納期限の 1 か月後を振替日とすること（インセンティブ付与）を望む声がある。

インセンティブ付与は、個人・法人に限らず技術的には可能であると思われるが、ダイレクト納付利用届出書の提出方法により税務署及び金融機関における事務負担が相違する。

事務負担の増減のみを理由として、インセンティブ付与の可否を決めることは短絡的であり、e-Tax 利用推進の観点から、個人の納税者については、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax により提出された場合、利用可能税目を限定し、インセンティブ付与を視野に入れるべきである。法人の納税者については、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax による提出ができないことがネックとなっている現状について、関係機関との協議を更に進め、e-Tax による提出が可能となるよう措置し、法人の源泉徴収義務者に係る源泉所得税にインセンティブが付与されれば、ダイレクト納付の利用は、より一層拡大すると考えられる。

なお、ダイレクト納付も納税者がダイレクト納付利用届出書を提出後においては、税務署及び金融機関の双方に一定期間の事務日数を要

する。

したがって、本来の納期限後にダイレクト納付の口座引落とし手続(国庫金勘定への振替)を行う場合があり、いわば特例的な納付手段となるため、振替納税に準じた制度措置が必要となる。

3 まとめ

国税の納付手段は、社会の決済方法の変化(口座振替やクレジットカードの普及)、情報通信技術の発達(インターネットの普及)、技術革新(QRコードの普及)のほか、人々のライフスタイル(スマートフォンの利用拡大)の変化等に後押しされるように多様化してきた。

キャッシュレス納付の推進に当たっては、納税者の利便性の向上のほか、金融機関や税務署における事務の効率化のため、一層取り組む必要がある。

そのためには、e-Tax の更なる利便性の向上、地方税との連携、新たな納付手段の提供などの納税環境整備を進めるとともに、官民協力して積極的な利用勧奨を行うことが重要である。

e-Tax の更なる利便性の向上については、申告と納税がシームレスでデジタル弱者にも配慮した簡便かつ分かりやすい用語(過度に専門用語やカタカナ語を使用しない)のシステムで完結できることが大前提であり、法人に対しては、中小企業のデジタル化を国の取組により更に進めることが肝要である。

「行政情報化推進基本計画」(平成 6 年 12 月 25 日閣議決定)において、初めて「電子政府」という単語が用いられて以降、我が国では、様々な取組が行われ、近年の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、国の行政手続のオンライン化実施の原則(デジタル 3 原則)の中で、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結(デジタルファースト)できるよう求められている中、新たな納付手段の提供及びキャッシュレス納付の推進は、ますます重要となるであろう。

令和 5 年 4 月から「給与デジタル払い」が解禁となり普及した場合や現金

貨幣が新たな形態の電子的なマネーとなる「中央銀行デジタル通貨 (CBDC : Central Bank Digital Currency)」の実証実験 (令和 5 年度からパイロット実験に移行) が進んで現実的なものとなった場合は、新たな納付手段の模索が必要となろう。

目 次

はじめに.....	314
第 1 章 納付手段の概要等.....	319
第 1 節 多様化した納付手段.....	319
1 納付の手續.....	319
2 納付手段の多様化.....	320
3 キャッシュレス納付比率（割合）の目標設定.....	321
4 最近の動き（基本計画の策定等）.....	321
第 2 節 納付手段の概要.....	323
1 振替納税.....	324
2 インターネットバンキング等を利用した電子納税.....	327
3 ダイレクト納付.....	329
4 コンビニ納付（バーコード付納付書利用から QR コード利用へ）.....	334
5 クレジットカード納付.....	335
6 スマホアプリ納付.....	337
第 2 章 納付委託制度に係る法制面の検討.....	340
第 1 節 納付受託者に対する納付の委託の要件.....	341
1 納付委託制度に係る利用可能税額.....	342
2 納税額の実態から見た分析.....	342
3 納付書又は納付書記載事項が必要な理由.....	346
第 2 節 法令上の検討.....	347
1 通則法.....	347
2 財政法.....	351
3 キャッシュレス法（通則法との比較）.....	352
4 地方自治法・地方税法.....	355
第 3 節 改善に係る検討.....	356
1 納税者の不利益.....	357

2	納付受託者の指定要件.....	360
3	システム障害.....	360
4	個人情報.....	361
第 4 節	手数料に係る検討.....	363
1	クレジットカード納付のみ決済手数料が発生する理由（妥当性）	364
2	国税と他の機関との比較	365
3	小括.....	367
第 3 章	納付委託制度の今後の可能性.....	369
第 1 節	資金決済法との関係.....	370
1	資金決済法の概要.....	370
2	資金決済法による利用者の保護	371
3	納付委託制度と資金決済法.....	371
第 2 節	地方公共団体における納付手続.....	372
1	地方税の納付に係る制度	372
2	地方税共通納税システム	374
3	「地方税統一 QR コード（eL-QR）」による納付.....	375
第 3 節	アメリカにおける納付手続.....	377
1	現金（IRS オフィス）	377
2	現金（コンビニ等）	377
3	小切手又は郵便為替	378
4	金融機関からの即日送金	378
5	電子資金の引き出し（Electronic Funds Withdrawal : EFW）	378
6	電子連邦納税システム（EFTPS）	379
7	電子納税.....	379
8	Direct Pay.....	380
9	IRS 2 Go.....	381
10	その他（オンラインでの納付計画）	381
11	小括.....	381

第 4 節	電子申告と電子納税の関連性（アメリカ・韓国・日本との比較）	382
第 5 節	新たな納付手段の提供に係る検討	385
1	電子マネー	385
2	コード決済	387
3	暗号資産	390
4	外国貨幣	394
5	金融機関からの即日送金	395
第 4 章	キャッシュレスの概要	396
第 1 節	一般消費者に係るキャッシュレスの概要	397
1	キャッシュレス決済比率	397
2	決済手段の利用状況	398
第 2 節	法人企業に係るキャッシュレスの概要	400
1	法人数等	400
2	キャッシュレス決済導入状況	400
3	日本の商習慣	402
第 3 節	社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要	403
第 4 節	諸外国におけるキャッシュレスの状況	403
1	スウェーデン	405
2	韓国	406
3	中国	407
第 5 節	キャッシュレスの普及に係る課題と方向性	409
1	日本のキャッシュレスが普及しにくい背景	409
2	我が国特有の実情	410
3	課題と方向性	410
第 5 章	国税のキャッシュレス納付の推進	413
第 1 節	キャッシュレス決済比率との関係	414
第 2 節	法人の電子納税に係る実態等	416
1	納付状況の実態	416

2	電子納付を選択する理由と選択しない理由	417
3	分析と考察	418
第3節	法人の電子納税に係る利用勧奨	421
1	戦略的な利用勧奨の取組	421
2	効果的な広報の取組	423
第4節	国税の電子納税環境整備	424
1	e-Tax の更なる利便性の向上	424
2	地方税当局との連携・協調	425
3	電子納税の義務化	428
4	証券による納付の廃止	431
第5節	ダイレクト納付の推進に係る考察	433
1	ダイレクト納付開始手続の一本化	434
2	令和 5 年度税制改正の内容	436
3	インセンティブ付与	437
第6節	小括	440
	結びに代えて	442

凡例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、令和 4 年 4 月 1 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）・・・・・・・・	通則法
国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）・・・・	通則令
国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）・・・	通則規
所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）・・・・・・・・	所法
相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）・・・・・・・・	相法
会計法（昭和 22 年法律第 35 号）・・・・・・・・	会計法
国税収納金整理資金に関する法律（昭和 29 年法律第 36 号）・・・・・・・・	資金法
国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和 29 年政令第 51 号）・・・・・・・・	資金令
国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和 29 年大蔵省令第 39 号）・・・・・・・・	資金規則
出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）・・・・	出納官吏規
地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）・・・	旧地自
地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 107 号）による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）・・・・・・・・	旧地自令

《法令等》	《略称》
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）	地自
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）	地自令
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）	地稅
資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）	資金決済法
資金決済に関する法律施行令（平成 22 年政令第 19 号）	資金決済令
前払式支払手段に関する内閣府令（平成 22 年内閣府令第 3 号）	前払府令
日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）	日銀法
日本銀行国庫金取扱規定（昭和 22 年大蔵省令第 93 号）	日国規
銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）	銀行法
割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）	割賦販売法
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）	番号法
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）	デジタル手続法

はじめに

国税の納付⁽¹⁾については、金融機関又は税務署窓口における金銭等による納付に加え、納税者の利便性の向上の観点から、通則法の改正等を経て、口座振替納付（以下「振替納税」という。）、インターネットバンキング等を利用した電子納税、ダイレクト納付（e-Tax⁽²⁾を利用した口座振替）が可能となり、更なる納税者の利便性の向上を図るため、国税を納付しようとする者が一定の要件の下、指定された納付受託者に納付を委託し、納付受託者が収納機関に納付する仕組み（以下「納付委託制度」という。）が創設された。

この納付委託制度が創設されたことにより、納付受託者をコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）とするコンビニ納付（バーコード付納付書や QR コード⁽³⁾を利用）、納付受託者をクレジットカード会社とするクレジットカード納付、納付受託者をスマートフォン決済専用の Web サイトを運営する会社とするスマホアプリ納付が可能となり、国税の納付手段は多様化している（多様化した納付手段の区分を整理した一覧は、図表 1 参照）。

加えて、国税当局としては、納税者の利便性の向上のほか、税務署の事務の効率化、ひいては現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点からキャッシュレス納付⁽⁴⁾の推進に取り組んでいる。更に最近は、キャッシュレス

-
- (1) 納付とは、租税その他の公租公課、手数料等を納める行為を指す。
通則法 2 条（定義）5 号は、納税者について「国税に関する法律の規定により国税（源泉徴収等による国税を除く。）を納める義務がある者（国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）に規定する第二次納税義務者及び国税の保証人を除く。）及び源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。」と定義している。
 - (2) 国税電子申告・納税システムのこと。
 - (3) 株式会社デンソーウェブホームページ
(<https://www.denso-wave.com/ja/system/qr/fundamental/qrcode/qrc/index.html>)
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。
QR コードは、デンソーウェブが 1994 年に開発した 2 次元コードで、同社の登録商標とされる。
 - (4) 財務省ホームページ『『オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 4 年 10 月 21 日）』対象事業名『国税納付手続等』』 3 頁
(https://www.mof.go.jp/about_mof/other/regulation_reform/20221021_kihonkeikaku)

納付の推進が税務行政のデジタル・トランスフォーメーション⁽⁵⁾の取組に資するものであるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止（非対面手続への移行）の観点からも重要性を増している。

ここでいう「キャッシュレス納付」とは、上記国税の納付手段のうち、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法であり、①振替納税、②電子納税（インターネットバンキング及びダイレクト納付）、③クレジットカード納付に加え、令和 4 年 12 月 1 日に導入された④スマホアプリ納付を指す。

コンビニ納付については、コンビニのレジでの対面による納付方法であり、かつ、納付は現金に限られ、クレジットカードや電子マネーの利用はできないことから、金融機関又は税務署窓口における金銭等による納付と同様に「キャッシュレス納付以外」の納付手段として区分される。しかし、コンビニ納付は、キャッシュレス納付には該当しないものの、紙による納付と電子的な納付の中間的な位置付けとも考えられている⁽⁶⁾。

現状、キャッシュレス納付割合⁽⁷⁾は、全体の約 3 割にとどまっている（国税のキャッシュレス納付割合の推移は、図表 2 参照）。

なお、今般、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する

zeinouhu.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

- (5) 国税庁ホームページ「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像 2.0－(令和 3 年 6 月 11 日)」

(https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/digitaltransformation/pdf/syouraizo2_r0306.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

- (6) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「平成 31 年 3 月 14 日『税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会』『調査レポート』」 6 頁

(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tax-efficiency/tax-efficiency_report01.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

コンビニでの納付は、「コンビニのレジに納付書を提示し、対面で納付するという点で『紙による納付』である。ただし、バーコード・QR 等で納付書の内容を読み取り、納付が行われた後は、納付情報が電子的に収納機関に伝達されるという点では『電子的な納付の方法』ともいえる。こうしたことから、コンビニでの納付は、紙による納付と電子的な納付の中間的な位置づけとも考えられる。」とされる。

- (7) 財務省ホームページ・前掲注(4) 4 頁。

キャッシュレス納付割合は、「キャッシュレス納付割合＝(e-Tax によるダイレクト納付、インターネットバンキングからの電子納税＋振替納税＋クレジットカード納付件数) / 全納付件数」とされる。

法律（令和 4 年法律第 39 号）」（以下「キャッシュレス法」という。）が令和 4 年 4 月 27 日、国会において可決成立し、令和 4 年 11 月 1 日から施行された。

この法律は、「国の歳入等の納付に係る関係者の利便性の向上を図るため、国の歳入等の納付の方法について定めた他の法令の規定にかかわらず、情報通信技術を利用して自ら納付する方法及び情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による国の歳入等の納付を可能とするために必要な事項を定める。」⁽⁸⁾ことを趣旨としたものである。

デジタル庁は、このキャッシュレス法についてのガイドライン⁽⁹⁾（以下、本稿において「ガイドライン」という。）の中では、「キャッシュレス納付」という用語は用いず、「デジタル納付」という用語を用い、「インターネットバンキング、クレジットカード、電子マネー、二次元コード、コンビニ決済、その他の情報通信技術を活用した納付をいう。」⁽¹⁰⁾と、コンビニ決済等を含め、広く定義している。

国税においては、納付委託制度による納付方法については、既に制度措置されているところであるが、近年、社会全体で決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展している中で、更なる納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進について、現行の納付委託制度の今後の可能性を踏まえて考察する。

本稿の構成は、おおむね次のとおりである。

第 1 章では、多様化した現行の納付手段や国税のキャッシュレス納付の状況を概観し、納付手段別の概要や問題点等を確認する。次に、第 2 章において、納付委託制度に係る法制面の検討を行った上で、第 3 章では、納付委託制度の

(8) デジタル庁ホームページ「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案 趣旨」

(<https://www.digital.go.jp/laws/yX0hPui5/>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(9) デジタル庁ホームページ「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律についてのガイドライン（令和 4 年 10 月 18 日）」

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/09085212-6e05-4bf3-ad1a-ef74d29fa867/fbf852e7/20221018_policies_cashless-payment-administration-fees_guideline_02.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(10) デジタル庁ホームページ・前掲注(9) 2 頁。

今後の可能性を追求し、実用性のある新たな納付手段の提供に係る考察を行う。そして、第 4 章においては、視点を変え、我が国の一般社会経済におけるキャッシュレスの状況及び諸外国の状況を概観し、最後に、第 5 章において、国税のキャッシュレス納付の推進に寄与するための分析と考察を行う。

図表 1 多様化した納付手段の一覧⁽¹¹⁾

導入 時期	区分 納付手段	キャッ シュレ ス納付	デジ タル 納付	納付 委託 制度
昭和 40 年 7 月 (※1)	振替納税	○	×	×
平成 16 年 6 月	インターネットバンキング等を利用した 電子納税	○	○	×
平成 20 年 1 月	コンビニ納付 (バーコード付納付書を利用)	×	○	○
平成 21 年 9 月	ダイレクト納付 (e-Tax を利用した口座振替)	○	○	×
平成 29 年 1 月	クレジットカード納付	○	○	○
平成 31 年 1 月	コンビニ納付 (QR コードを利用)	×	○	○
令和 4 年 12 月	スマホアプリ納付	○ (※2)	○	○

※1 振替納税は、昭和 40 年、一部の税務署で執行上行われ、昭和 42 年度の通則法改正により創設された制度である。

※2 スマホアプリ納付は、導入時期の関係上、キャッシュレス納付の定義には含まれていないが、現金を使用しない非対面の納付方法であるため、キャッシュレス納付に区分した。

(11) 国税庁ホームページ・前掲注(5)17 頁を参考に筆者作成。

図表 2 国税のキャッシュレス納付割合の推移⁽¹²⁾

区分	年度	平成	令和	令和	令和	令和	
		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	7 年度 (目標)	
納付手段		割合	前年比 割合	前年比 割合	前年比 割合	R3 比 割合	
	キャッシュレス納付	振替納税	13.8%	△0.1 13.7%	△0.1 13.6%	△1.0 12.6%	
電子納税		8.9%	+2.3 11.2%	+3.5 14.7%	+3.3 18.0%		
インターネット BK		6.0%	+1.7 7.7%	+2.7 10.4%	+2.2 12.6%		
ダイレクト納付		2.9%	+0.5 3.4%	+0.9 4.3%	+1.2 5.5%		
クレジット カード納付		0.5%	+0.2 0.7%	+0.3 1.0%	+0.5 1.5%		
小計		23.2%	+2.4 25.6%	+3.6 29.2%	+3.0 32.2%	+7.8 40.0%	
キャッシュレス納付以外		窓口での納付	72.2%	△2.4 69.8%	△3.4 66.4%	△3.7 62.7%	
	金融機関 窓口	68.9%	△1.8 67.1%	△3.0 64.1%	△3.6 60.5%		
	税務署 窓口	3.3%	△0.6 2.7%	△0.4 2.3%	△0.2 2.1%		
	コンビニ	4.6%	±0.0 4.6%	△0.3 4.3%	+0.9 5.2%		
	バーコード	4.0%	+0.1 4.1%	△0.7 3.4%	+0.2 3.6%		
	QR コード	0.6%	△0.1 0.5%	+0.4 0.9%	+0.6 1.5%		
	小計	76.8%	△2.4 74.4%	△3.7 70.7%	△2.9 67.8%	△7.8 60.0%	
合計	100.0%	±0.0 100.0%	±0.0 100.0%	±0.0 100.0%	±0.0 100.0%		

※ 端数処理の関係上、内訳の合計が一致しない場合がある。

(12) 国税庁 e-Tax ホームページ『令和 3 年度における e-Tax の利用状況等について(令和 4 年 8 月)』参考 2 『納付手段別納付件数(平成 30~令和 3 年度)』
<https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/0408pressrelease01.pdf> (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧) を参考に筆者作成。

第 1 章 納付手段の概要等

国税の多くは、申告納税方式（通則法 16①一）を採用しているが、申告された国税の納付手段としては、金融機関又は税務署窓口における金銭等による納付に加え、通則法の改正等を経て、振替納税及びインターネットバンキング等を利用した電子納税のほか、いわゆるコンビニ納付、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付が可能となった。

政府全体として行政手続オンライン化の推進が強く求められる⁽¹³⁾中で、国税当局としても更なるキャッシュレス納付の推進及び新たな納付手段の追求が必要であることから、第 1 章では、多様化した現行の納付手段やキャッシュレス納付の状況を概観し、納付手段別の概要や問題点等を確認する。

第 1 節 多様化した納付手段

1 納付の手続

国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない（通則法 34①）。

ただし、金銭による納付に代えて、証券（小切手又は国債証券の利札）による納付又は電子納税の方法による納付を行うことができる（同 34①ただし書）。

また、上記以外の納付手段として、印紙税等の印紙による納付（同 34②）、相続税の物納（同 34③）及び国外納付者の送金による納付（同 34④）がある。

(13) 内閣府ホームページ「規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」16 頁（https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/220607/01_program.pdf）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

国税納付手続が「行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進」の取組対象となっている。

2 納付手段の多様化

従前、国庫金⁽¹⁴⁾である国税を収納できるのは、国税の歳入を現実的に領収する機関である収納機関であり、日本銀行（代理店を含む）及び国税収納官吏に限られていた（会計法 7、通則法 34）。

したがって、国税の納付は、その税額に相当する金銭又は法律で定められた証券に納付書又は納税告知書を添えて、これらを国税の収納機関（金融機関又は税務署）の窓口を提供することにより行われていた。

その後、通則法の改正等により、振替納税（所得税や消費税（個人事業者））や電子納税（インターネットバンキング等を利用した電子納税及びダイレクト納付）を利用して納付する方法により、金融機関等の窓口に行かなくても納付することができるようになった。

また、納税者の利便性の向上を図るため、更に納付手段を多様化するため、納付委託制度が創設され、いわゆるコンビニ納付、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付が可能となった。

なお、新たな納付手段の創設は、納付手段の選択肢を増やすことで納税者の利便性の向上を図るものであり、多様化する納付手段のどれを選択するかは、国税を納付しようとする者の判断によっている⁽¹⁵⁾。

(14) 日本銀行ホームページ「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続」2頁

(<https://www5.boj.or.jp/dairiten/daikitei/sainyu/1/sd.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

国庫金については、「国の収入・支出となる現金の総称をいう（地方公共団体の収入金・支出金は、国庫金ではない）。国庫金のうち、国有財産の利用収入、交通反則金、厚生保険や国民年金の保険料など国の一般会計および特別会計の収入金を歳入金といい、所得税、法人税、酒税などの国税を国税収納金整理資金という。」とされる。

(15) 衆議院ホームページ「第 190 回国会 財務金融委員会 第 8 号（平成 28 年 2 月 26 日（金曜日）」

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/009519020160226008.htm) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

クレジットカード納付に係る制度導入の趣旨については、国会審議において、「クレジットカードによります納付というのは、あくまでも納税者の利便性というものの向上のために、いわゆる納付の手段の多様化というものを図る観点から導入をしようとしたしてはいるものであります。したがって、これを利用するかどうかというのは、これはあくまでも納税者自身の判断によるものであろうと存じます。」と麻生財

3 キャッシュレス納付比率（割合）の目標設定

国税庁は、税制調査会「納税環境整備に関する専門家会合（第 4 回）」（令和元年 8 月 21 日開催）において、国税の納付については、現状、全体の 4 分の 3 が金融機関や税務署の窓口で行われており、納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要があり、納税者が税務署等の窓口へ赴くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに納付できる姿を目指し、「令和 7（2025）年度までにキャッシュレス納付比率 4 割程度」とする目標を掲げた⁽¹⁶⁾。

4 最近の動き（基本計画の策定等）

財務省は、規制改革推進会議「第 1 回デジタルガバメントワーキング・グループ」（令和 2 年 10 月 12 日開催）での審議を踏まえ、国税の納付手続をオンライン利用率引上げの対象手続とし、「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定（同年 12 月 4 日）した。

その後、デジタルガバメントワーキング・グループにおけるヒアリング等を踏まえ「オンライン利用率引上げの基本計画」を改定（令和 3 年 4 月 21 日）し、「規制改革実施計画」（同年 6 月 18 日閣議決定）を踏まえ「オンライン利用率引上げに係る基本計画（以下「基本計画」という。）」を再策定（同年 10 月 18 日）している⁽¹⁷⁾。

基本計画の目標・期間設定の考え方において、財務省は、「2025 年 6 月ま

務大臣（当時）が答弁されている。

(16) 内閣府ホームページ「税制調査会令和元年 8 月 21 日『納税環境整備に関する専門家会合（第 4 回）』国税庁説明資料『納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について』」32 頁

(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1noukan4kai3-5.pdf>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(17) 「オンライン利用率引上げに係る基本計画」は、財務省から新たに公表（令和 4 年 10 月 21 日）されているが、「国税納付手続」に係る部分は、前年（令和 3 年 10 月 18 日）から変更点はなかった。

でに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目標とした『成長戦略フォローアップ』（令和2年7月17日閣議決定）も踏まえ、過去からのキャッシュレス納付割合の進展状況のほか、今後の利用勧奨の強化や既存の納付手段の改善等の具体的な取組も踏まえて設定。なお、現状、金融機関窓口での納付が64.1%（令和2年度）を占めており、多くの事業者は、従業員給与などの国税以外の支払に合わせて国税の納付を行っている。このため、今後、金融機関の窓口サービスが非接触のものに切り替わっていけば、国税以外の様々な支払に係るキャッシュレス化が進展すると考えられ、それに伴い、国税の納付手続においても一層のキャッシュレス割合向上が期待される。」⁽¹⁸⁾とし、オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプランを公表した。このアクションプランをまとめると、図表3のとおりとなる。

なお、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）では、「各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上）を導入する。」⁽¹⁹⁾こととされ⁽²⁰⁾、キャッシュレス法案策定に至る経緯の一つとなり、翌年の規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）では、「行政の手続におけるキャッシュレス化の推進」として、「各府省は、支払件数が1万件以上の手続等について、取組方針を明らかにした上で、オンライン納付に取り組む。」と規制改革の内容が示された⁽²¹⁾。

(18) 財務省ホームページ・前掲注(4)5頁。

(19) 内閣府ホームページ「規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）」4頁（<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/210618/keikaku.pdf>）（令和5年6月20日最終閲覧）。

(20) 国税庁 e-Tax ホームページ・前掲注(12)参考2「納付手段別納付件数（平成30～令和3年度）」

国税の納付件数（令和3年度）は、4,795万件（内、窓口での納付3,005万件）であり、既にインターネットバンキング等を利用した電子納税、クレジットカード納付、振替納税等を納付手段としている。

(21) 内閣府ホームページ・前掲注(13)14頁。

図表 3 オンライン利用率を引き上げる上での課題と
課題解決のためのアクションプラン⁽²²⁾

課題	〔国税納付手続〕 e-Tax によるダイレクト納付を中心に利用を促進するため金融機関や関係団体と連携した取組が必要である。
中間 KPI	【目標・達成期限】 令和 5 年度末までに、ダイレクト納付の利用届出の累計提出枚数 476,792 件 (令和 2 年度末累計 350,936 件)
	【KPI の定義】 ダイレクト納付の利用届出の累計提出件数
アクション プラン a	【取組内容】 金融機関、関係団体及び税理士を通じた利用勧奨、説明会の開催や金融機関窓口等への備付等による周知・広報を行う。
	【取組期限（期間）】 令和 5 年度末まで
アクション プラン b	【取組内容】 ダイレクト納付の利用届出及び振替納税の依頼書のオンライン手続が利用可能な金融機関を拡大する。
	【取組期限（期間）】 令和 5 年度末まで
アクション プラン c	【取組内容】 国税及び地方税のキャッシュレス納付割合を向上させるため、金融機関や総務省等と定期的に意見交換を行い、協働して対応策を検討・実施する。
	【取組期限（期間）】 令和 5 年度末まで

第 2 節 納付手段の概要

国税の納付については、納税者の利便性の向上のほか、キャッシュレス納付の推進の観点から、納付手段が多様化した。新たな制度創設の背景としては、従前の納付手段の短所を補うという理由もあった。

第 2 節では、それぞれの納付手段について、概要、短所（問題点）を確認し、新たな納付手段の導入等により、どのように対処（改善）されてきたかを検証する。

なお、納付委託制度に係る納付手段（コンビニ納付等）は、第 2 章において、制度の詳細について述べるため、ここでは、概観にとどめる。

(22) 財務省ホームページ・前掲注(4)5・6 頁を参考に筆者作成。

1 振替納税

(1) 概要

振替納税(通則法 34 の 2)は、一般の公共料金等の口座振替と同じく、あらかじめ税務署又は振替金融機関⁽²³⁾に「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(以下「振替依頼書」という。)を提出することで、納税者が指定した預貯金口座からの自動引落としにより納付できる手続であり、昭和 42 年度の通則法改正により創設された制度である。

振替納税は、納税者が金融機関から預貯金を引き出し、その現金を金融機関窓口や税務署窓口において納付するという手間や現金を持ち歩くというリスクを回避できるというメリットがある。

(2) 利用可能税目

振替納税が利用可能な国税は、実務上、申告所得税及び復興特別所得税(予定納税分、確定申告分及び確定申告延納分)及び個人事業者の消費税及び地方消費税(確定申告分及び中間申告分)に限られている(申告分は期限内申告分に限る)。

(3) 問題点

振替納税は、納税者にとっての利便性が高く、期限内納付の推進や税務署における収納整理事務の軽減に寄与するものである。

しかし一方、税務署では振替納税に係る固有の事務⁽²⁴⁾が発生し、また、申告期限と納期限が同一である国税については、本来の納期限後に振替納税の口座引落とし手続(国庫金勘定への振替)を行う場合があることから、

(23) 日本銀行ホームページ・前掲注(14)2・3頁。

振替金融機関については、「官庁および納付者との間の三者契約に基づき、納付者から依頼を受けて、納付者の預貯金口座から引き落とした現金を歳入代理店等に納付する金融機関をいう(振替金融機関と、当該振替金融機関が歳入金等を納付する歳入代理店等は、同一金融機関に所属するケースが多いが、異なる金融機関であっても問題ない。)」とされる。

(24) 「振替依頼書」(振替依頼事項)のシステム入力、「振替依頼書」写しの作成・保管、「振替依頼書」(正本)の金融機関への送付、振替用納付書の出力、出力した振替用納付書の金融機関への送付など。

普遍的な納付手段とされていない。

よって、通則法は、振替依頼書を受理できる要件として、「その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき」(通則法 34 の 2 ①) と定め、通則法基本通達 (第 34 条の 2 関係) において、納付書の送付依頼の受理の基準として、「①現に滞納 (納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係るものを含む。) となっている国税、②期限後申告、修正申告、更正決定等又は納税の告知に係る国税、③継続性のない国税、④国税局の職員が調査することとされている法人に係る国税、⑤確定手続又は納付が、1 月を単位としてすべきこととされている国税 (所得税法第 216 条の規定による納期の特例の承認を受けた源泉徴収に係る所得税を含む。)」と規定している。

なお、振替納税が可能な国税に法人税を除いている理由として、財政法 (会計法) 上の理由とする見解⁽²⁵⁾もある。

(4) 問題点の対処 (改善された点)

イ 振替依頼書の電子化

税務署から振替依頼書 (正本) の送付を受けた金融機関は、振替依頼書に押印された印影と届出印とを照合することにより本人確認を行う必要があることから、振替依頼書は書面による提出に限定されていた。

(25) 品川芳宣『国税通則法講義 一国税手続・争訟の法理と実務問題を解説一』114-115 頁 (日本租税研究協会、2015)。

品川名誉教授は、法人税が徴収上有利な要件に該当しない理由として、「この口座振替納付で実務上よく問題にされるのは、この制度が専ら個人の所得税とか消費税に限定されて、なぜ法人税は対象にならないのかということです。確かに、実務上そうやっているわけで、この規定にあるように、『その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき』という要件は、むしろ、法人の方が、預金もしっかりしているでしょうから、徴収上有利ではないかと考えられるわけです。(中略)今の財政法 (会計法) においては、歳入の年度帰属について発生主義を採用して、3 月決算の法人税は 3 月に発生して 5 月末までに入金したものを発生年度のものにするというものです。(中略)そのため、法人税を振替納税の対象にすると、5 月末に納めれば前年度の会計年度の歳入になるけれども、これが 1 カ月ずれてしまうと、その年度には 4 兆円か 5 兆円歳入欠陥になるから、法人税は駄目にしようということです。こんなことは、1 回 (1 年度) だけ歳入欠陥にしておけば、元どおりになるのです。」と述べられている。

しかし、近年、金融機関においては、電子的に入力された暗証番号による確認など届出印の照合を要しない本人確認の仕組みが整備されている。

こうした状況を踏まえ、令和 2 年度税制改正⁽²⁶⁾において、「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」⁽²⁷⁾（以下「国税オンライン化省令」という。）が改正され、納税者の利便性の向上及び税務事務の効率化の観点から、振替依頼書について、e-Tax を使用する方法により提出を行うことが、令和 3 年 1 月 1 日以後に行う届出について適用されることとなった。

なお、e-Tax を使用する方法により振替依頼書の提出を行う場合には、電子署名及びその電子署名に係る電子証明書の送信を要しない。

ロ ダイレクト納付（e-Tax による口座振替）の導入

ダイレクト納付とは、e-Tax により申告書等を提出した後、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（以下「ダイレクト納付利用届出書」という。）を提出することで、納税者が指定した預貯金口座からの自動引落しにより納付できる手続であり、平成 20 年度の国税オンライン化省令の改正により創設された制度である。

ダイレクト納付の詳細については、後述とするが、振替納税では限定的であった対象税目が、ダイレクト納付では、その対象税目が全ての税目（送信又は受信するデータによって対象税目が異なる。）となった。

なお、ダイレクト納付利用届出書においても振替依頼書と同じく、国税オンライン化省令が改正されたことにより、令和 3 年 1 月以降、個人

(26) 財務省ホームページ「令和 2 年度 税制改正の解説」814-815 頁
(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2020/explanation/pdf/p780-819.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(27) 「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令等の一部を改正する省令（令和元年 12 月 13 日財務省令第 36 号）」により、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 15 年財務省令第 71 号）」の題名が「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」と改正されている。

の納税者についてのみ、e-Tax を使用する方法により提出を行うことが可能となった。

なお、振替依頼書同様、e-Tax を使用する方法によりダイレクト納付利用届出書の提出を行う場合には、電子署名及びその電子署名に係る電子証明書の送信を要しない。

2 インターネットバンキング等を利用した電子納税

(1) 概要

インターネットバンキング等を利用した電子納税(通則法 34①ただし書、通則規 1 の 3①二、②二、国税オンライン省令 4①、8①)は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)が提供するサービスの一つであり、自宅やオフィスからインターネットを経由して電子的に国税の納付を可能とするものである。平成 16 年 2 月から名古屋国税局管内において先行導入され、同年 6 月からは全国で運用が開始された。

電子納税の方法は、①登録方式(e-Tax を使用して、税目や納付金額等の納付情報データ(納付情報登録依頼)を作成・事前登録した上で、インターネットバンキング等を使用して電子納税を行う方法)と②特定納付手続⁽²⁸⁾である入力方式(e-Tax に納付情報データの登録を行わず、金融機関の ATM 等を使用して、納付目的コード等を入力して電子納税を行う方法)の 2 種類がある。

(2) 利用可能税目

インターネットバンキング等を利用した電子納税(登録方式)では、全税目の本税及び附帯税の納付が可能である。

しかし、従来から各省庁等に対する登記・登録等の申請・届出等手続に伴って納付を行っている登録免許税や自動車重量税(以下「登録免許税等」という。)については、インターネットバンキング等を利用した電子納税(登

(28) 国税オンライン化省令 8 条 1 項において、「金融機関が提供するプログラムのみを使用して行う国税の納付手続」と規定されている。

録方式)によらず、申請・届出等手続を所管する各省庁等の電子申請・届出等手続に合わせて納付を行う必要がある(以下の各納付手段も同様)。

よって、登録免許税等については、①手続先が国税当局ではないことや②印紙納付や現金納付に係る領収証書を申請書等に貼り付けることなど固有の手続があることから、通則法の規定に対する別段の定めとして登録免許税法や自動車重量税法に定められており、印紙を貼り付けて納付するなど納付書を添えて納付されないものについては対象外とされていた。

これまで、オンライン・システムを使用して申請等を行う場合に限り、電子納税の利用が可能であったが、令和 4 年度税制改正⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾により、納付委託制度が創設され、窓口での書面による申請等を行う場合であっても、クレジットカード等によるキャッシュレス納付が可能となり、納付方法の拡充が図られた。

(3) 問題点

インターネットバンキングは、オンラインバンキングとも呼ばれ、インターネットを利用して銀行との取引ができるサービスのことであり、パソコンやスマートフォン等から利用でき、銀行や ATM へ出向くことなく、パソコン等から時間や場所を選ばず振込や残高照会などのサービスを受けることができる便利なものである。

しかし、令和 3 年度の実績を見ると、金融機関窓口において納付した割合が 60.5%であるのに対して、インターネットバンキングにおける納付割合は 12.6%となっている(図表 2 参照)。

インターネットバンキング等を利用した電子納税の利用が低調な理由と

(29) 財務省ホームページ「令和 4 年度 税制改正の解説」登録免許税については、612-618 頁参照

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/PDF/p0612-0626.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(30) 財務省ホームページ「令和 4 年度 税制改正の解説」自動車重量税については、722-729 頁参照

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/PDF/p0708-0734.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

して、「①納税者によるインターネットバンキングの契約やその契約に係る利用手数料の負担が必要、②電子申告の手續と電子納税の手續をそれぞれ行う必要があり、手間がかかる、③納税者のインターネットバンキングを使うため、税理士の代理送信による電子申告の場合には、税理士が納税者に代わって電子納税の手續をすることが困難である等の問題」⁽³¹⁾があった。

(4) 問題点の対処（改善された点）

上記の問題点を解消し、電子納税の利用を促進するため、新たな納付手段である「ダイレクト納付」が導入された。

3 ダイレクト納付

(1) 概要

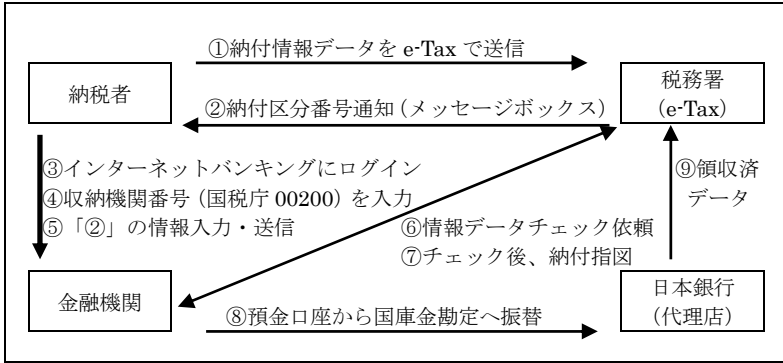
ダイレクト納付は、インターネットバンキングを経由せず、取扱金融機関等の一定の事項を税務署長に届け出た場合において、e-Tax と金融機関のシステムを介して、指定した預貯金口座から納付する方法である（国税オンライン化省令 4④、⑥、8①）。

従前のインターネットバンキング等を利用した電子納税は、利用者が金融機関との間でインターネットバンキング契約をし、電子申告と電子納税を別々に行う必要があるなどの問題点があり、利用が低調であったため、平成 20 年度税制改正により国税オンライン化省令が改正され、平成 21 年 9 月 1 日、国税庁は、新たな電子納税サービスとして運用を開始した（インターネットバンキング等を利用した電子納税の概略図は、図表 4、ダイレクト納付の概略図は、図表 5 参照）。

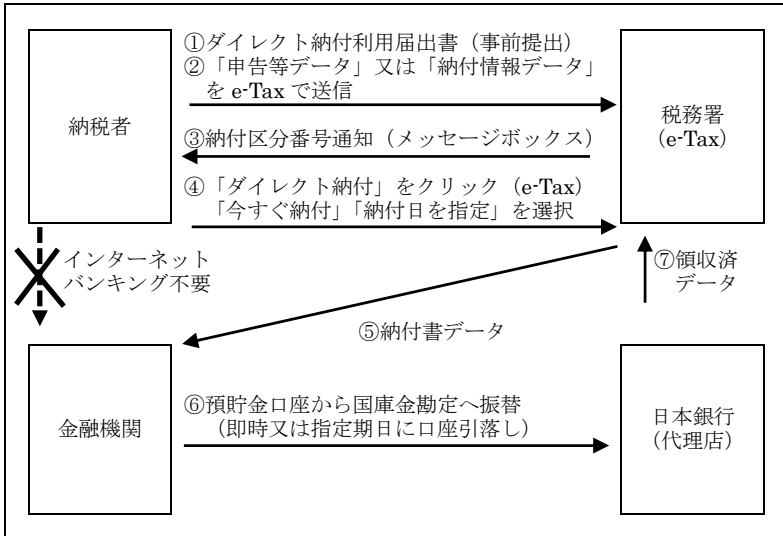
(31) 財務省「平成 20 年度 税制改正の解説」615 頁

(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2008/explanation/pdf/P613-P629.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

図表 4 電子納税（登録方式）の概略図⁽³²⁾



図表 5 電子納税（ダイレクト納付）の概略図⁽³³⁾



(32) 内閣府ホームページ「税制調査会令和 4 年 10 月 19 日『納税環境整備に関する専門家会合（第 8 回）』財務省説明資料『税務手続のデジタル化』」35 頁 (<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/4noukan8kai2.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧) を参考に筆者作成。

(33) 内閣府ホームページ・前掲注(32)35 頁を参考に筆者作成。

(2) 利用可能税目

ダイレクト納付では、電子申告を行い、申告等データを送信した場合の本税について、又は納付情報データ（納付情報登録）の送信を行った場合の本税（全税目、附帯税を含む）の納付が可能である。

よって、振替納税では限定的であった対象税目が、ダイレクト納付の導入により解消された。

(3) ダイレクト納付利用届出の電子化

従前、ダイレクト納付利用届出書（正本）の送付を受けた金融機関は、振替依頼書に押印された印影と届出印とを照合することにより本人確認を行う必要があったことから、ダイレクト納付利用届出書は書面による提出に限定されていた。

しかし、近年、金融機関においては、電子的に入力された暗証番号による確認など届出印の照合を要しない本人確認の仕組みが整備されている。

よって、令和 2 年度税制改正⁽³⁴⁾において、国税オンライン化省令が改正され、納税者の利便性の向上及び税務事務の効率化の観点から、ダイレクト納付利用届出書においても振替依頼書と同じく、**e-Tax** を使用する方法により提出を行うことが可能となった。

また、**e-Tax** を使用する方法により申請等を行う者は、原則として、その申請等に係る法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに税務署長より通知された識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を入力して、その申請等の情報に電子証明を行い、その電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、その申請等を行わなければならないこととされているが（国税オンライン化省令 5 ①）、**e-Tax** を使用する方法によりダイレクト納付利用届出書の提出を行う場合には、上記のとおり、金融機関において暗証番号等により本人確認が行われていることを踏まえ、その申請等を行う者の電子署名及びその電子署名に

(34) 財務省ホームページ・前掲注(26)814-815 頁。

係る電子証明書の送信を要しないこととされた（令和 2 年国税庁告示第 2 号）。

これにより、令和 3 年 1 月から、e-Tax を使用する方法によりダイレクト納付利用届出書の提出を電子署名及びその電子署名に係る電子証明書の送信を要しないで行うことを可能とする運用が開始された（個人の納税者のみ、法人の納税者は不可）。

（4）問題点

前記のとおり、ダイレクト納付利用届出の電子化が整備され、金融機関においても書面の郵送及び押印を不要とするインターネットによる口座振替手続（以下「ウェブ口座振替受付サービス」という。）を提供している。

しかし、国税庁はダイレクト納付利用届出書のオンライン提出を個人の納税者のみに限定し、法人の納税者においては、従前どおりの書面による提出を求めている。

理由として、金融業界団体におけるアンケート調査⁽³⁵⁾によると、個人向けのウェブ口座振替受付サービスを提供している金融機関は、回答数の 97.8% に上り、このうち、99% の金融機関において、キャッシュカード（普通預金口座）保有者であれば利用可能とする一方で、法人向けのウェブ口座振替受付サービスを提供している金融機関は、回答数の 0.5% にとどまっているためである。

このため、ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出を個人の納税者のみに限定せざるを得ないのである。

なお、金融機関が法人向けのウェブ口座振替受付サービスを提供していない理由は同じアンケート調査によると、回答の大多数（96.6%）が「預金者（法人）のニーズがない」というものである。

(35) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「令和 2 年 3 月 23 日『税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会』『調査レポート（2019 年度）』」13-15 頁
(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tax-efficiency/tax-efficiency_report2019_01.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(5) 問題点の対処

ダイレクト納付利用届出書のオンライン提出については、金融機関のウェブ口座振替の機能を利用する必要があるが、金融機関にとっては、法人向けのウェブ口座振替受付サービスを提供するに当たり、新たなシステム開発・投資が必要となり、当該投資に見合う法人のニーズがないとの理由から、「まずは e-Tax や eLTAX 等の、既存の電子的な収納手段の周知広報、利用促進を行うことで、法人に係る税・公金の収納・支払の効率化を図ることとし、法人向け受付サービスについては、今後の利用者ニーズを見極めることにした。」⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾との提案にとどまったが、翌年に一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、「全銀協では、国税庁がネット口座振替受付サービスを民間金融機関に業務委託するに当たっての実務上の課題等について意見交換を行うとともに、業務委託の公募に当たって、会員銀行に対して案内を周知する等して、協力を行った。」⁽³⁸⁾と発表し、前進が図られた。

なお、財務省が公表した「オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン」（図表 3 参照）においても、「ダイレクト納付の利用届出及び振替納税の依頼書のオンライン手続が利用可能な金融機関を拡大する。」としている。

(36) 地方税共同機構ホームページ「eLTAX の概要」

(<https://www.eltax.lta.go.jp/eltax/gaiyou/>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

eLTAX については、「地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム」とされる。

(37) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(35)17 頁。

(38) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「令和 3 年 3 月 16 日『税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会』『税・公金収納の効率化等に関する調査レポート(2020 年度)』」21 頁

(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tax-efficiency/tax-efficiency_report2020_01.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

4 コンビニ納付（バーコード付納付書利用から QR コード利用へ）

(1) 概要（バーコード付納付書を利用する方法）

コンビニ納付は、国税庁長官が指定した納付受託者であるコンビニの店舗窓口において金銭に納付書を添えて、納付を委託する方法であり、納税者全体の利便性の向上の観点から、平成 19 年度税制改正において、通則法の改正により創設された制度である。この制度創設により、平成 20 年 1 月 21 日から、全国の国税局・税務署において運用が開始され、コンビニ納付の導入により、納税者にとっては、夜間や休日においても納付が可能となるほか、納付場所が増え、利便性が向上した⁽³⁹⁾。

しかし、運用当初、コンビニ窓口で納付するためには、納付金額を含む納付に必要な情報が格納されたバーコード付納付書を国税局又は税務署から交付又は送付を受ける必要があり、申告等がなく納税額が確定していないものについては、国税局又は税務署においてバーコード付納付書を発行することができないため、コンビニ納付の対象ではなかった。

(2) 概要（QR コードを利用する方法）

上記のような状況から、平成 31 年 1 月 4 日以降、国税庁は、バーコード付納付書を利用する方法以外にも QR コードを利用する方法によるコンビニ納付を可能とする運用を開始した。

QR コードを利用する方法は、自宅等で国税庁ホームページから納付用 QR コードを作成（印刷）し、その QR コードをコンビニ店舗に設置されているキオスク端末に読み取らせ、キオスク端末から出力されたバーコード（納付書）に現金を添えてコンビニ窓口で納付するというものである。

なお、作成した QR コードをスマートフォン等に保存し、画面に表示させ、それをキオスク端末に読み取らせることも可能である。

(39) 国税庁ホームページ「国税庁レポート 2009」23 頁

(<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/report/2009.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(3) 利用可能税目

コンビニ納付 (QR コード) は、全税目の本税及び附帯税の納付が可能である。ただし、所得税徴収高計算書の提出が必要となる「源泉所得税及び復興特別所得税」を納付する場合は、利用できない。

(4) 利用可能税額

国税を納付しようとする金額が 30 万円以下⁽⁴⁰⁾の場合に利用することができる (通則規 2 ①一)。

(5) 手数料等

コンビニ納付 (バーコード又は QR コード) を利用する際、納付受託者であるコンビニに支払う手数料は不要である。

5 クレジットカード納付

(1) 概要

クレジットカード納付は、インターネット上でのクレジット支払の機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税の立替払いを委託することにより国税を納付する手続である。

納付受託者が運営するクレジット納付専用の外部サイト (国税クレジットお支払サイト) へアクセスして、納付書記載事項 (氏名・住所・納付する国税の税目や納付税額等、従来の納付書を作成するために必要な情報) 及びクレジットカード情報 (クレジット番号や有効期限等) を通知して (通則規 2 ③一)、納付受託者であるクレジットカード会社へ国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する方法であり、平成 28 年度税制

(40) 財務省「平成 19 年度 税制改正の解説」684 頁

(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P682-P716.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

コンビニ納付が可能な税額を 30 万円以下とした理由としては、「コンビニ業界の団体である (社) 日本フランチャイズチェーン協会の取決めにより、コンビニでの取扱限度額については、防犯上のリスク軽減の観点から、一件当たりの取扱金額を 30 万円以下としていること」を参考にしたものとされる。

改正において、通則法の改正により創設された制度であり、平成 29 年 1 月 4 日以後に国税の納付を委託する場合について適用されている。

これにより、インターネットを利用できるパソコン等があれば、納付手続や事前準備のために金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅等から 24 時間いつでもクレジットカードによる納付が可能となった。

(2) 利用可能税目

全税目の本税及び附帯税の納付が可能である。

なお、所得税徴収高計算書の提出が必要となる「源泉所得税及び復興特別所得税」の納付については、e-Tax において、所得税徴収高計算書データを送信した後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税クレジットカードお支払サイト」へアクセスする方法により、納付が可能である。

(3) 利用可能税額

国税を納付しようとする金額が 1,000 万円未満⁽⁴¹⁾であり、かつ、当該国税を納付しようとする者のクレジットカードによって決済することができる金額以下である（通則規 2 ①二）。

(4) 決済手数料

クレジットカード納付を利用する際は、納付税額に応じて、民間の納付受託者が決定する決済手数料⁽⁴²⁾を利用者（納税者）において納付税額とともに負担する必要がある。

他の納付手段において、納付に係る手数料を納税者が負担することはな

(41) 財務省「平成 28 年度 税制改正の解説」862-863 頁
(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0857_0902.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

クレジットカードによる納付税額について、1,000 万円未満という基準は、「インターネット上でクレジットカード決済を行う際に使用されるネットワーク回線における取扱上限金額等を踏まえたもの」とされる。

(42) 最初の 1 万円までが税込 83 円（税別 76 円）、以降 1 万円を超えるごとに税別 76 円が加算されている。

例：10,001 円～20,000 円は税込 167 円（税別 152 円）

いが、クレジットカード納付のみ決済手数料を納税者が負担することについて、国税庁は「クレジットカード納付は、国税庁長官が指定した民間の納付受託者が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより国に納付する仕組みとなっています。このため、納付受託者が国へ納付した後、利用者から代金が支払われるまでの間、一定のタイムラグが生じることとなり、納付受託者は貸倒リスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることになります。決済手数料は、このような納付受託者のリスクや利用者自身が享受する利益に対して納付受託者が決定していることから、利用者自身にご負担していただく必要があります。なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。」⁽⁴³⁾と説明している。

6 スマホアプリ納付

(1) 概要

スマホアプリ納付は、国税庁長官が指定した納付受託者が運営する「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスし、納税者が利用可能な Pay 払いを選択して納付する手続である。

この改正は、令和 4 年 1 月 4 日から施行され、同年 12 月 1 日に導入された。

「国税スマートフォン決済専用サイト」へのアクセス方法は、①e-Tax の受信通知からアクセスする場合（e-Tax を利用して申告書・源泉所得税徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、メッセージボックスに格納される受信通知（納付書区分番号通知）からアクセス）、②確定申告書作成コーナーで出力される QR コードからアクセスする場合（確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成し、申告書等とともに出力される納付用 QR コードを読み取りアクセス）、③国税庁ホームペー

(43) 国税庁ホームページ「クレジットカード納付の Q&A 『Q1-5』」
(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/credit_qa.htm)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

ジから直接アクセスする場合（国税庁ホームページに表示されている「国税スマートフォン決済専用サイト」へのリンクからアクセス）の3通りがある。3通りとも、アクセス後は、利用する決済アプリ Pay 払いを選択し、納付情報（住所、氏名（名称）、納付する国税の税目、課税期間、申告区分及び納付税額等）の確認後、「納付」ボタンをタップすることで納付手続は完了する。

なお、納付情報については、上記①及び②の場合は、自動的に e-Tax から引き継がれ、反映されているが、③の場合は、納付情報を納税者自らが入力する必要がある。

以上のとおり、一般的なコード決済の方法である利用者がスマホアプリを起動させ、QR コードやバーコードを直接スマートフォンで読み取って、金額を手入力して決済を完了させる仕組みとは相違している。

（2）利用可能税目

全税目の本税及び附帯税の納付が可能である。

なお、所得税徴収高計算書の提出が必要となる「源泉所得税及び復興特別所得税」の納付については、e-Tax において、所得税徴収高計算書データを送信した後、メッセージボックスに格納される受信通知から「国税スマートフォン決済専用サイト」へアクセスする方法により、納付が可能である。

（3）利用可能税額

国税を納付しようとする金額が 30 万円以下⁽⁴⁴⁾であり、かつ、当該国税を納付しようとする者が使用する資金決済法の定義（資金決済法 3⑤）に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（以下「第三者型前払式支払手段による取引等」という。）によって決済す

(44) 志場喜徳郎ほか編『国税通則法精解〔令和 4 年改訂〕』464 頁（大蔵財務協会、2022）。スマホアプリ納付が可能な税額を 30 万円以下とされたのは、「令和三年改正当時、先行して導入が進んでいた地方公共団体におけるスマホアプリ納付の上限が三〇万円とされていたことや、収納代行業者やスマートフォンを使用した決済サービス会社に決済額に応じたコスト負担が発生すること等を踏まえたものである」とされる。

ることができる金額以下である（通則規 2 ①三）。

(4) 決済手数料

スマホアプリ納付を利用する際の決済手数料を納税者が負担することはない。

第 2 章 納付委託制度に係る法制面の検討

従前、国庫金である国税を収納できるのは、国税の歳入を現実的に領収する機関である収納機関であり、日本銀行（代理店を含む）及び国税収納官吏に限られていた（会計法 7、通則法 34）。

したがって、国税の納付は、その税額に相当する金銭又は法律で定められた証券に納付書又は納税告知書を添えて、これらを国税の収納機関（金融機関又は税務署）の窓口を提供することにより行われていたところ、通則法の改正等により、振替納税（所得税や消費税（個人事業者））や電子納税（インターネットバンキング等を利用した電子納税及びダイレクト納付）を利用して納付する方法により、金融機関や税務署の窓口に行かなくても納付することが可能となった。

なお、納税者の利便性の向上を図るため、更に納付手段を多様化するため、平成 19 年度税制改正⁽⁴⁵⁾において、通則法が改正され、国税を納付しようとする者が一定の要件の下、指定された納付受託者に金銭を交付することにより、納付受託者が収納機関に納付する仕組み（納付委託制度）が創設された。

この納付委託制度は、コンビニ納付の場合は、国税を納付しようとする者が納付受託者に金銭を交付したときは、その交付をした日にその国税の納付があったものとみなし、クレジットカード納付及びスマホアプリ納付の場合は納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日にその国税の納付があったものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定が適用される（通則法 34 の 3②）。

このことは、納付手段によって納税者の出捐や国庫収納のタイミングが相違するほか、クレジットカード納付には、国税とは別に税額に応じた手数料が発生するなど、今後、新たな納付制度を創設する上で回避できない課題である（納付委託制度に係る納付手段を整理した表は、図表 6 参照）。

(45) 財務省・前掲注(40)683-689 頁。

図表 6 納付委託制度に係る納付手段別
納税者の出捐及び国庫収納のタイミング⁽⁴⁶⁾

納付委託制度に係る 納付手段 納付方法	タイミング		
	納税者の出捐	納付があったものとみなされる日	国庫収納
コンビニ納付 コンビニ窓口で現金納付	即時	納付受託者に金銭の交付をした日	金銭の交付を受けた日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日
クレジットカード納付 インターネットから専用サイトにアクセスし、クレジットカード払い	後払 ※通常、納付受託者における納付期限（国庫収納日）より後	納付受託者が納付の委託を受けた日	納付の委託を受けた日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日
スマホアプリ納付 インターネットから専用サイトにアクセスし、アカウント残高を利用し Pay 払い	前払	納付受託者が納付の委託を受けた日	納付の委託を受けた日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日

第 1 節 納付受託者に対する納付の委託の要件

納付受託者に対する納付の委託は、国税を納付しようとする者が一定の要件の下、指定された納付受託者に金銭を交付することにより、又は電子情報処理組織を使用して行う納付受託者に対する通知に基づき納付受託者に納付を委託し、納付受託者が収納機関に納付する仕組みである。

その一定の要件とは、①納付税額が財務省令で定める金額以下であること及び②納付書を添えて納付すること又は納付書記載事項等を通知することであり、この二つの全てに該当する場合に納付の委託をすることができる（通則法 34 の 3 ①）。

(46) 筆者作成。

1 納付委託制度に係る利用可能税額

上記要件の一つである「①納付税額が財務省令で定める金額以下であること」とは、具体的に言えば、①コンビニ納付が可能な税額は、30 万円以下、②クレジットカード納付の場合は、1,000 万円未満であり、かつ、クレジットカードによって決済することができる金額（以下「カード利用限度額」という。）⁽⁴⁷⁾以下、③スマホアプリ納付の場合は、30 万円以下であり、かつ、第三者型前払式支払手段による取引等によって決済することができる金額以下である。

なお、クレジットカードの一般的なカード利用限度額は、一般カードで 100 万円、いわゆるゴールドカードで 300 万円程度である。スマホアプリ納付において利用できる各種 Pay 払い決済サービスの上限額は、おおむね要件である 30 万円を上回っている。

すなわち、国税を納付しようとする者が納付委託制度に係る納付手段を用いて納付を行う場合、利用可能税額は、コンビニ納付又はスマホアプリ納付では 30 万円以下、クレジットカード納付では 100 万円程度以下（一般カード保有者である場合）となる。

2 納税額の実態から見た分析

上記により、納付受託者に対する納付の委託の要件としての利用可能税額を確認したが、実際、納付委託制度に係る納付手段を用いて納付を行う場合、利用可能税額の制限を受ける納税者が税目別（申告所得税・法人税）にどの程度存在するのか算出を試みた（申告所得税は図表 7、法人税は図表 8 参照）。

まず、申告所得税においては、令和 3 年分の申告納税者数 656 万 8,770 人を合計所得階級で区分し、区分ごとの申告納税額を人員で除して合計所得階級別の平均申告納税額を求めた。

(47) 一般的に、クレジットカードによって決済することができる金額（利用可能額）は、利用限度額から利用した残高（未払残高）を差し引いた額であるが、ここでは単に未払残高がないものと仮定し、利用限度額とする。

そこで明らかになったことは、利用可能税額が 30 万円以下のコンビニ納付又はスマホアプリ納付が利用可能な納税者は、72.6%から 77.4%の間で存在し、利用可能税額が 100 万円以下のクレジットカード納付が利用可能な納税者は、88.8%~91.8%の間で存在する。

次に、法人税においては、令和 3 年度分の法人数 286 万 4,386 社を資本金階級で区分し、区分ごとの法人税額を法人数で除して資本金階級別の平均法人税額を求めた。

結果として、コンビニ納付又はスマホアプリ納付が利用可能な納税者は、資本金階級が 100 万円以下の一部の法人のみと言えるが、クレジットカード納付が利用可能な納税者は、61.9%~86.6%の間で存在する。

以上のとおり、利用可能税額の制限を受ける者は、申告所得税では、コンビニ納付やスマホアプリ納付が 3 割程度、クレジットカード納付においては、1 割程度存在し、法人税では、コンビニ納付やスマホアプリ納付においては、大部分が利用できず、クレジットカード納付では 3 割程度存在することが判明した。ただし、この試算は、クレジットカード納付においては、一般カードの利用限度額 100 万円を単純に用いており、所得が多い者や法人は、カード利用限度額が増額されている場合もあり、精緻な試算とはなっておらず、制限を受ける者の割合は、この試算よりも減少すると想定される。

納付委託制度に係る納付手段は、納付手段ごとに利用可能税額が設定されている。コンビニ納付においては、防犯上のリスク軽減の観点から、クレジットカード納付については、カード会社の審査の基準から、スマホアプリ納付については、コスト負担の観点から設定されており、それぞれに妥当性がある。しかしながら、更なる納税者の利便性の向上を図るため、今後において、納付については特例的なものとして、利用可能税額の設定に係る見直しを必要に応じて納付受託者と協議する必要がある。

図表 7 合計所得階級別の人員等割合と平均申告納税額⁽⁴⁸⁾

(令和 3 年分 申告所得税)

合計所得階級	人員 (人)		申告納税額 (百万円)				平均申告納税額 申告納税額/人員
	人員	割合	申告納税額		割合		
			累計	累計		累計	
70 万円以下	105,825	1.6%	99	99	0.003%	0.003%	936 円
100 万円以下	236,386	3.6%	2,487	2,586	0.1%	0.1%	10,521 円
150 万円以下	597,217	9.1%	10,659	13,245	0.3%	0.3%	17,848 円
200 万円以下	732,699	11.2%	20,105	33,350	0.5%	0.9%	27,440 円
250 万円以下	684,718	10.4%	28,642	61,992	0.8%	1.6%	41,830 円
300 万円以下	568,257	8.7%	32,301	94,293	0.9%	2.5%	56,842 円
400 万円以下	854,557	13.0%	67,272	161,565	1.8%	4.3%	78,721 円
500 万円以下	584,877	8.9%	79,275	240,840	2.1%	6.3%	135,541 円
600 万円以下	407,632	6.2%	92,058	332,898	2.4%	8.8%	225,836 円
700 万円以下	309,969	4.7%	101,677	434,575	2.7%	11.5%	328,023 円
800 万円以下	233,085	3.5%	102,677	537,252	2.7%	14.2%	440,513 円
1,000 万円以下	318,928	4.9%	193,162	730,414	5.1%	19.3%	605,660 円
1,200 万円以下	201,866	3.1%	166,765	897,179	4.4%	23.6%	826,117 円
1,500 万円以下	194,004	3.0%	210,573	1,107,752	5.6%	29.2%	1,085,405 円
2,000 万円以下	194,713	3.0%	281,229	1,388,981	7.4%	36.6%	1,444,326 円
3,000 万円以下	170,353	2.6%	392,496	1,781,477	10.3%	47.0%	2,304,016 円
5,000 万円以下	99,767	1.5%	441,810	2,223,287	11.6%	58.6%	4,428,418 円
1 億円以下	50,247	0.8%	468,190	2,691,477	12.3%	70.9%	9,317,770 円
1 億円超	23,670	0.4%	1,102,182	3,793,659	29.1%	100.0%	46,564,512 円
計	6,568,770	100.0%	3,793,659	3,793,662	100.0%	100.0%	平均 577,530 円

※ 端数処理の関係上、内訳の合計が累計と一致しない場合がある。
 ※ 太点線は、コンビニ納付又はスマホアプリ納付の利用可能税額 (30 万円以下) のボーダーライン。
 ※ 太実線は、クレジットカード納付の利用可能税額 (法令上の利用可能税額 1,000 万円未満ではなく、納税者が保有するクレジットカードの利用限度額が一般カードで 100 万円と仮定した場合) のボーダーライン。

(48) 国税庁ホームページ「令和 3 年分 申告所得税標本調査 - 調査結果報告 - 税務統計から見た申告所得税の実態 (令和 5 年 2 月)」32 頁を参考に筆者作成
 (<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuyohon2021/pdf/R03.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

図表 8 資本金階級別の法人数等割合と平均法人税額⁽⁴⁹⁾

(令和 3 年度分 法人税)

資本金階級	法人数 (社)		法人税額 (百万円)		平均法人税額 法人税額/法人数
	法人数	割合	法人税額	割合	
	累計	累計	累計	累計	
100 万円以下	546,399	19.1%	408,174	3.1%	747,026 円
	546,399	19.1%	408,174	3.1%	
100 万円超	81,013	2.8%	38,900	0.3%	480,170 円
	627,412	21.9%	447,074	3.4%	
200 万円超	1,145,308	40.0%	612,629	4.6%	534,903 円
	1,772,720	61.9%	1,059,703	8.0%	
500 万円超	708,986	24.8%	1,233,625	9.3%	1,739,985 円
	2,481,706	86.6%	2,293,328	17.3%	
1,000 万円超	144,214	5.0%	551,641	4.2%	3,825,156 円
	2,625,920	91.7%	2,844,969	21.5%	
2,000 万円超	150,483	5.3%	1,275,248	9.6%	8,474,366 円
	2,776,403	96.9%	4,120,217	31.1%	
5,000 万円超	53,496	1.9%	1,521,617	11.5%	28,443,566 円
	2,829,899	98.8%	5,641,835	42.6%	
1 億円以下計	2,829,899	98.8%	5,641,835	42.6%	平均
	2,829,899	98.8%	5,641,835	42.6%	1,993,652 円
1 億円超	10,600	0.37%	1,384,263	10.5%	130,590,849 円
	2,840,499	99.2%	7,026,098	53.0%	
5 億円超	1,526	0.05%	320,965	2.4%	210,330,931 円
	2,842,025	99.2%	7,347,063	55.5%	
10 億円超	2,917	0.10%	931,830	7.0%	319,448,063 円
	2,844,942	99.3%	8,278,893	62.5%	
50 億円超	722	0.03%	489,406	3.7%	677,847,645 円
	2,845,664	99.3%	8,768,299	66.2%	
100 億円超	1,018	0.04%	2,503,065	18.9%	2,458,806,483 円
	2,846,682	99.4%	11,271,364	85.1%	
1 億円超計累計	16,783	0.59%	5,629,529	42.5%	平均
	2,846,682	99.4%	11,271,364	85.1%	335,430,436 円
連結法人	17,704	0.62%	1,975,007	14.9%	111,557,106 円
	2,864,386	100.0%	13,246,371	100.0%	
合計	2,864,386	100.0%	13,246,371	100.0%	平均
	2,864,386	100.0%	13,246,371	100.0%	4,624,506 円

※ 端数処理の関係上、内訳の合計が累計と一致しない場合がある。

※ 太実線は、クレジットカード納付の利用可能税額（法令上の利用可能税額 1,000 万円未満ではなく、納税者が保有するクレジットカードの利用限度額が一般カードで 100 万円と仮定した場合）のボーダーライン。

(49) 国税庁ホームページ「令和 3 年度分 会社標本調査 - 調査結果報告 - 税務統計から見た法人企業の実態 (令和 5 年 3 月)」28-29 頁を参考に筆者作成
 (<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2021/pdf/R03.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

3 納付書又は納付書記載事項が必要な理由

納付受託者に対する納付の委託に係る一定の要件のもう一つは、「②納付書を添えて納付すること又は納付書記載事項等を通知すること」である。

第 1 章で述べたとおり、国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行う代理店を含む。)又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付することとされている(通則法 34①)が、これは、納付委託制度に係る納付手段であっても例外ではない。

なぜなら、資金法等の規律が関係するためである。

具体的には、国税収納命令官⁽⁵⁰⁾は、国税収納金整理資金徴収簿(以下「資金徴収簿」という。)を備え、徴収決定済額⁽⁵¹⁾、収納済額、不納欠損額及び収納未済額を登記する必要がある(資金令 24)、納付受託者に納付を委託された国税については、納税義務が発生したときに、①国税等の受入金の所属年度及び受入科目、②納付させるべき金額の算定、③納税者又は納入者の住所及び氏名、④納付期限及び納付場所及び⑤その他必要と認める事項の調査及び徴収の決定をし(資金規則 8 ①、②)、調査決定年月日、徴収決定済額その他必要な事項を資金徴収簿に登記する必要がある(資金規則 23)。その後、日本銀行から、その収納した国税等について納付受託者の納付に係る領収済通知書の送付を受けたときは、収納年月日、収納済額その他の必要な事項を資金徴収簿に登記しなければならない(資金規則 24②)。

国税の納付は、「納税者が納税義務の内容たる給付を実現し、その義務を消滅させる行為」⁽⁵²⁾であるため、正確な資金徴収簿における登記が国税収納命

(50) 財務大臣から国税等の徴収に関する事務を委任された職員であり、財務大臣は、必要があるときは、所属の職員に国税収納命令官の事務の一部を分掌させることができる(資金法 8 ①、②)とされ、税務署においては、税務署長が官職指定されている(資金規則 4)。

(51) 国税収納命令官は、国税等を徴収しようとするときは、当該国税等に係る法令及び関係書類に基づいて、当該国税等の徴収が法令に違反していないことを確認した上、調査及び徴収の決定をしなければならない(資金規則 8 ①、②、③)。

徴収決定済額は、国税収納命令官が調査決定した後において、当該調査決定をした金額をいう(資金規則 11①)。

(52) 志場ほか・前掲注(44)440 頁。

令官等には求められるが、納付書又は納付書記載事項が無ければ、その正確な登記を行うことができず、税務署の事務処理に影響がある。

第 2 節 法令上の検討

1 通則法

(1) 納付受託者に対する納付の委託と附帯税

平成 19 年の改正において、通則法 34 条の 3（納付受託者に対する納付の委託）が設けられ、納付委託制度が創設された。

同条 1 項により、国税を納付しようとする者は、一定要件の下、指定された納付受託者に金銭を交付することにより納付受託者に納付を委託することを可能とし、2 項により、納付受託者が金銭の交付を受けた又は委託を受けた日にその国税の納付があったものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用することを定めている。

「延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する」とは、国税を納付しようとする者が納期限内にコンビニへ金銭を交付、又はクレジットカード会社等へ委託したとしても、実際に国庫に納付されるのは納付受託者が金融機関等に納付した時点となるため、一定の期間⁽⁵³⁾において未納となるが、その間の延滞税は課さないとするものである。

具体的には、①延納の関係では、所得税の確定申告の場合、その納付すべき所得税の 2 分の 1 以上の金額を納期限までに納付したときは、その残額については 5 月 31 日まで延納することができる（所法 131）。コンビニ納付の場合、その納期限までにコンビニに納付の委託をしたときは、その延納に関する規定上、その納期限までに納付されたものと

(53) 納付受託者の納付に係る納付期日は、納付受託者の納付事務に係る事務負担を踏まえて、納付受託者が金銭の交付を受けた又は委託を受けた日の翌日から起算して 11 取引日（金融機関の休日以外の日）を経過した最初の取引日と規定されている（通則法 34 の 5①、通則令 7 の 3）。

みなされる。②物納の関係では、相続税の物納の撤回において、金銭で一時に納付すべき相続税（撤回に係る財産につき国が支出した有益費がある場合には、その費用に相当する金銭も納付しなければならない。）があるときは、税務署長からの通知が発せられた日の翌日から起算して 1 月以内に相続税及び有益費が完納されるのを待って、税務署長は、物納の撤回を承認することができることとされている（相法 46）。コンビニ納付の場合、その相続税について、その 1 月以内の日までにコンビニに納付の委託をしたときは、その物納に関する規定上、その期限までに納付されたものとみなされる。③延滞税の関係では、延滞税の額は、法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じて、未納の税額に一定割合を乗じた金額となる（通則法 60）。コンビニ納付の場合、コンビニに納付の委託をしたときに納付されたものとみなして、延滞税の計算が行われる。④不納付加算税の関係では、源泉徴収による国税が法定納期限までに完納されなかった場合には、その法定納期限までに納付されなかった税額に一定割合を乗じた金額に相当する不納付加算税が課される（通則法 67）。コンビニ納付の場合、コンビニに納付の委託をしたときに源泉徴収による国税が納付されたとみなして、不納付加算税を徴収するかどうか判断される。⑤この他、相続税の物納等に係る利子税（相法 53）などの規定についても、この規定の適用がある⁽⁵⁴⁾。

（2）納付受託者

通則法 34 条の 4（納付受託者）により、納付受託者（国税の納付事務を適正かつ確実に実施することができると思われる者であり、かつ、一定の要件に該当する者として国税庁長官が指定するもの）は、国税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる（通則法 34 の 4 ①）。

一定の要件とは、①納付事務を行うことが国税の徴収の確保及び納税者

(54) 財務省・前掲注(40)684-685 頁。

の便益の増進に寄与すると認められること（通則令 7 の 2 一）及び②納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものとして一定の基準を満たしていること（同 7 の 2 二）と規定されている。

なお、一定の基準とは、コンビニ納付の場合には、公租公課又は公共料金の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる者であること（通則規 3 一）、クレジットカード納付又はスマホアプリ納付の場合には、指定納付受託者⁽⁵⁵⁾として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる者であること（同 3 二）と規定されている。

（3）納付受託者の納付

通則法 34 条の 5（納付受託者の納付）により、納付受託者は、国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき又は国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、政令で定める日⁽⁵⁶⁾までに当該委託を受けた国税を納付しなければならない（同 34 の 5 ①）。

なお、納付受託者が納付の委託に係る国税を期限までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付受託者から徴収する（同 34 の 5 ③）。この規定により、例えば、通則法 52 条（担保の処分）、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）15 条 1 項 11 号（法定納期限等以前に設定された質権の優先）、47 条 3 項（差押の要件）、90 条 3 項（換価の制限）等の規定について、保証人に関する規定が納付受託者に関する規定として準

(55) 歳入等の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として地方公共団体の長が指定した者（地自 231 の 2 の 3 ①）。

(56) 前掲注(53)参照。

用され、これらの規定により納付受託者から徴収することとなる。

また、税務署長は、納付受託者が納付すべき納付の委託に係る国税については、その納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者から徴収することができないものとされた（通則法 34 の 5④）⁽⁵⁷⁾。

(4) 納税者の保護

本来、国税が未納となっている場合、その納付義務を負っている納税者に対して滞納処分を行うことになるが、納付委託制度に係る各納付手段については、次のような考え方や仕組みから納税者に納付義務は残っているものの、未納となっている国税について納付の委託がされている場合には、税務署長は、まずは、納付受託者に対し滞納処分を行うこととされ、納付受託者に対する滞納処分を行っても徴収できない場合でなければ納税者からは徴収できないこととし、納税者の保護を図り、納付の委託をした納税者から、その委託をした国税について徴収することは事実上ないものと考えられている。

イ コンビニ納付

コンビニ納付の場合、納付すべき国税に相当する金銭は既に納税者の手を離れ、コンビニの手に移っていることを踏まえ、納付受託者に対する滞納処分を行っても徴収できない場合でなければ納税者からは徴収できないこととされているが、更に納税者の保護を図るため、納付受託者となるコンビニに対しては、実際に金銭の交付を受けるコンビニ店舗とその本部との間の相互保証や保険会社による保険を契約上義務付けるなど、確実に納付受託者から徴収できる仕組みが採られている⁽⁵⁸⁾。

ロ クレジットカード納付

クレジットカード納付の場合、納付受託者にあつては納付の委託を受けることにより納付義務が生じる態様を踏まえ、コンビニ納付と同じく、

(57) 財務省・前掲注(40)686-687 頁。

(58) 財務省・前掲注(40)686-687 頁。

納税者の保護を図っている。

また、納付受託者にあつては、国税を納付しようとする者の委託を受けたときは、その委託を受けた日の翌日から起算して 11 取引日を経過した最初の取引日までに納付することとされている一方で、納税者における支払日（口座引落し日）は、通常その納付受託者における納付期限より後となることから、納付受託者が納付すべき国税について未納となる場合であっても、納税者が二重に支払をすることは基本的にない⁽⁵⁹⁾。

ハ スマホアプリ納付

スマホアプリ納付の場合、アプリの残高から既に納付税額が差し引かれていることを踏まえ、上記と同じく納税者の保護を図っている。

更に、納税者の保護を図るため、コンビニ納付と同様に、関連会社（具体的には、スマートフォンを使用した決済サービスを提供する会社とその収納代行業者）との間の相互保証や保険会社による保険を契約上義務付けるなど、確実に納付受託者から徴収できる仕組みが採られている⁽⁶⁰⁾。

2 財政法

財政法（昭和 22 年法律第 34 号）は、国庫制度（国庫金を経理する仕組み、すなわち国庫金の取扱いに関する方法及び組織）を直接規律するものではないものの財政処理の総則並びに予算、決算の基本的な事項を定めている⁽⁶¹⁾。

財政法 2 条 1 項では、「収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納」であり、同条 4 項において、「歳入とは、一会計年度における一切の収入」と定義されている。

よって、納付委託制度に係る納付手段は、最終的に納付受託者が納付し、国庫収納のタイミングで現金の収納となるため、財政法上の規律に問題はな

(59) 財務省・前掲注(41)865 頁。

(60) 志場ほか・前掲注(44)476 頁。

(61) 大内聡「我が国の国庫制度について～入門編～」財務省広報誌ファイナンス平成 17（2005）年 6 月号 42-43 頁。

い。

なお、デジタル庁は、ガイドラインの中で、財政法上の規律について「財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 2 条において、『収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納』をいうと規定されているが、これは最終的に国庫に収納される段階では現金で納められるべきことを意味しているに過ぎず、国民、企業等が国の歳入等の納付を行う方法として現金によるべきことを定めたものではない。すなわち、財政法は、個々の手続における国の歳入等の納付方法について何ら制限を設けておらず、デジタル納付によることも妨げられていない。」⁽⁶²⁾と結論付けている。

3 キャッシュレス法（通則法との比較）

デジタル庁は、ガイドラインの中で、問題点⁽⁶³⁾として、

- ① 国の歳入等の納付に際しクレジットカード決済等を行う場合、納付義務者がクレジットカード事業者等（クレジットカード事業者、電子マネー事業者、二次元コード事業者、コンビニエンスストア、決済代行事業者等）に納付委託を行った後、実際に当該クレジット会社等から国に当該歳入等の納付が行われるまで一定の期間を要することとなるが、国の収入は、「現金の収納」をいうこととされ（財政法第 2 条）、会計認識基準について、現金主義を採用しているため、納付義務者としては委託時点でなすべきことをなし終えていると評価し得るにもかかわらず、現金が国庫に納付されるまでの一定期間、未納付の状態に置かれ、期限までに納付しなかったとの評価を受ける等のリスクを抱えることになる。
- ② 納付を委託されるクレジットカード事業者等の支払能力等の適格性が必ずしも担保されておらず、国の歳入が確保されないおそれがある。
- ③ 国の歳入等の納付委託を受けたクレジットカード事業者等が当該納付を怠った場合における納付義務者の納付義務の存否や、クレジットカード

(62) デジタル庁ホームページ・前掲注(9) 2 頁。

(63) デジタル庁ホームページ・前掲注(9) 3-4 頁。

ド事業者等による納付が遅延した場合の徴収手続等が不明確となっている。

との 3 点を挙げ、「クレジットカード決済等による納付を行うため、これらの問題点を解消するための特別な規定を個別法上に置いているものもあるが、他の多くの歳入等については、法律上、納付義務者本人が納付することが前提とされている一方、これらの問題点に対処するための特別な法律上の規定を置いていない。」⁽⁶⁴⁾と指摘している。

国税の場合は、通則法、通則令及び通則規（以下「通則法令」という。）の規定により、デジタル庁の指摘には当たらないと考えるが、デジタル庁が挙げた問題点別にキャッシュレス法、「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行令（令和 4 年政令第 254 号）」（以下「キャッシュレス令」という。）及び「情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律に係るモデル省令（令和 4 年 10 月 18 日デジタル庁作成）」（以下「モデル省令」という。）（以下、キャッシュレス法、キャッシュレス令及びモデル省令を合わせて「キャッシュレス法令」という。）と通則法令を比較しても、両法令に目立った違いはない（図表 9 参照）。

通則法は、「行政法の一分野である租税行政法における通則的法律であるのみならず、更にこの法律の規定が租税以外の公課の徴収について準用されている面もあって、公法上の金銭債務に関する部分的な行政通則法たる性質をもっているのである」⁽⁶⁵⁾また、「国税通則法の規定の一部が準用される公課も多数あって、公課徴収の基本法規たる地位を占めている」⁽⁶⁶⁾のであるから、当然だと言えよう。

(64) デジタル庁ホームページ・前掲注(9)4頁。

(65) 志場ほか・前掲注(44)82頁。

(66) 志場ほか・前掲注(44)83頁。

図表 9 キャッシュレス法令と通則法令の比較（問題点別）(67)

問題点	キャッシュレス法令（抜粋）	通則法令（抜粋）
委託後の一定期間、期限までに納付しなかつたおそれ	キャッシュレス法 4 各省各庁は、歳入等の納付で主務省令で定めるものについては、次条の規定により指定納付受託者に当該歳入等の納付を委託して納付する方法により当該歳入等の納付を行わせることができる。	通則法 34 の 3 ① 国税を納付しようとする者は、納付受託者に納付を委託することができる。
納付受託者の支払能力が必ずしも担保国に確保されないおそれ	キャッシュレス法 8 ① 国に当該歳入等を納付する事務を適切かつ確実に実施することができる者	通則法 34 の 4 ① 国税の納付に関する事務を適正かつ確実に実施できると認められる者
	キャッシュレス令 1 ① 一 指定納付受託者として納付事務を行うことが歳入等の徴収の確保及び歳入等を納付しようとする者の便益の増進に寄与すると認められること。 二 納付事務を適切かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものとして主務省令で定める基準を満たしていること。	通則令 7 の 2 一 納付受託者として納付事務を行うことが国税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること。 二 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものとして財務省令で定める基準を満たしていること。
	モデル省令 10 一 債務超過の状態にないこと。 二 委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な實力を有すること。 七 公租公課又は公共料金の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。	通則規 3 一 公租公課又は公共料金の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができる者であること。 二 指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができる者であること。
納付受託者が当該納付を怠った場合納付義務の存否や納付受託者が遅延取手確	キャッシュレス法 7 ① 納付受託者が主務省令で定める日までに納付しないときは、各省各庁の長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその歳入等を当該指定納付受託者から徴収するものとする。	通則法 34 の 5 ③ 納付受託者が政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付受託者から徴収する。
	キャッシュレス法 7 ② 各省各庁の長は、指定納付受託者が納付すべき歳入等については、当該指定納付受託者に対して国税の保証人に関する徴収の例による滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について委託をした者から徴収することができない。	通則法 34 の 5 ④ 税務署長は、納付受託者が納付すべき国税については、当該納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該国税に係る納税者から徴収することができない。

(67) デジタル庁ホームページ・前掲注(9) 3-28 頁を参考に筆者作成。

4 地方自治法・地方税法

(1) 地方自治法

令和 3 年度税制改正において、地方自治法の改正により、国税の「納付委託制度」に相当する地方税における「指定納付受託者制度」⁽⁶⁸⁾が導入された。

これにより、地方公共団体の歳入を納付しようとする者は、指定納付受託者に納付を委託することができることとなった（地自 231 の 2 の 2）。

指定納付受託者の指定要件は、歳入等の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者（同 231 の 2 の 3 ①）であり、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること（地自令 157 の 2 一）、その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること（同 157 の 2 二）である。

徴収の確保の面では、指定納付受託者は、普通地方公共団体が指定する日までに委託を受けた歳入等を納付しなければならない（地自 231 の 2 の 5 ①）が、納付しない場合における徴収の根拠として地方税法 13 条の 4 の規定が準用された（同 231 の 4 ①）。

(2) 地方税法

上記と同じく、令和 3 年度税制改正において、地方税法の改正により、「指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例（地税 13 の 4）」が加えられ、地方団体の長は、指定納付受託者が歳入等を納付しようとする者から納付の委託を受けた場合において、当該歳入等を地方公共団体が指定する日までに完納しないときは、地方税に係る地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から

(68) 令和 3 年度改正前の「指定代理納付者制度」に代えて、改正法「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）」による改正後の地方自治法 231 条の 2 の 3 1 項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み。

徴収するものとされた（地税 13 の 4 ①）。

また、地方団体の長は、指定納付受託者が納付すべき歳入等に係る地方団体の徴収金の徴収については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することはできない（同 13 の 4 ②）。

なお、この場合における当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされた（地自 231 の 4 ①）。

「令和三年の改正により、指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例の規定（一三条の四）が設けられているが、これも平成一九年の改正により設けられた通則法の納付受託者が委託を受けた場合の徴収の規定（法三四条の五第三項・四項）に相当するものである。以上のように、地方税法においては、通則法と共通の規定を設けており、いずれも税制調査会の答申等に基づいて立法化されたものであるから、改正内容を同じくするのは当然」⁽⁶⁹⁾であるとされる。

第 3 節 改善に係る検討

キャッシュレス法案に係る衆議院（内閣委員会）における審議の中で、問題点等が指摘され、附帯決議が付されている⁽⁷⁰⁾。

ここでは、問題提起された事項（附帯決議に付された事項）について、国税の納付委託制度に当てはめて、改善策の検討を行う。

(69) 志場ほか・前掲注(44)94 頁。

(70) 衆議院ホームページ「第 208 回国会 内閣委員会 第 9 号（令和 4 年 3 月 16 日（水曜日）」

(https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000220820220316009.htm)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

1 納税者の不利益

(1) 問題提起 (附帯決議 2)

指定納付受託者の未納付により、歳入等の納付者が二重払い等の不利益を被ることがないよう、万全の措置を講ずること。

(2) 現状

現行法上は、納税者の保護を図るため、納付受託者が委託を受けた国税を納付しない場合においては、納付受託者に滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者から徴収することができない旨を規定している (通則法 34 の 5④)。

一方、コンビニ納付又はスマホアプリ納付において、納税者がコンビニへ現金支払又はチャージ残高からの支払を行った時点では、まだ納付受託者から国へ納付がなされていないところ、この時点から当該納付受託者が国へ納付を行うまでの間に破産その他の理由により納付受託者が委託を受けた国税の納付ができなくなった場合に、改めて納税者から徴収するとすると、納税者に二重払いを強いることになり、納税者にとっては酷な事態となる⁽⁷¹⁾。

(3) 改善策

コンビニ納付の場合やスマホアプリ納付の場合は前述のとおり、納税者の保護を図るため、コンビニに対しては、実際に金銭の交付を受けるコンビニ店舗とその本部との間に、スマートフォンを使用した決済サービスを提供する会社に対しては、その収納代行業者との間の相互保証や保険会社による保険を契約上義務付けるなど、確実に納付受託者から徴収できる仕組みが採られている。

また、クレジットカード納付の場合においては、納税者が納付受託者に対する支払日 (口座引落とし日) が通常その納付受託者における納付期限より後となることから、納付受託者が納付すべき国税について未納となる場

(71) デジタル庁ホームページ・前掲注(9)27 頁。

合であっても、納税者が二重に支払をすることは基本的にない。

しかし、上記附帯決議や民間取引の実態を踏まえ、納付受託者が国への納付を行う前に納税者から支払を受ける方式（先払い方式）であるコンビニ納付又はスマホアプリ納付による委託を受ける納付受託者については、納税者から支払を受けた時点で国の納税者に対する納税義務を消滅する取扱いとする旨の契約を国との間で締結することを契約上の要件とすることが望ましい⁽⁷²⁾。

なお、キャッシュレス法は、指定納付受託者が納付の委託を受けたときは、当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず、納付期日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない（キャッシュレス法 6 ③）と規定し、延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、指定納付受託者が納付期日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす（同 6 ④ただし書）と規定し、通則法と比べてより明文化されている（キャッシュレス法と通則法を比較した表は、図表 10 参照）。

(72) デジタル庁ホームページ・前掲注(9)27 頁。

図表 10 キャッシュレス法と通則法の比較（改善策別）⁽⁷³⁾

改善策	キャッシュレス法（抜粋）	通則法（抜粋）
納税者の不利益（納税者に係る二重払いや附帯税負担の回避）	<p>キャッシュレス法 6③</p> <p>指定納付受託者は、前条の規定により委託を受けたときは、<u>当該歳入等の額に相当する金銭を受領したかどうかにかかわらず</u>、主務省令で定める日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。</p>	<p>通則法 34 の 5①</p> <p>納付受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定める日までに当該各号に規定する委託を受けた国税を納付しなければならない。</p> <p>一 第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたとき。</p> <p>二 第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託を受けたとき。</p>
	<p>キャッシュレス法 6④</p> <p>前項の場合において、当該指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。ただし、当該歳入等に係る延滞金その他の歳入等の納付の遅滞に係る徴収金に関する他の法令の規定の適用については、<u>指定納付受託者が同項の主務省令で定める日までに当該歳入等を納付したかどうかにかかわらず</u>、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。</p>	<p>通則法 34 の 3②</p> <p>次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日に当該各号に規定する国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。</p> <p>一 国税を納付しようとする者が、前項第一号の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭の交付をしたとき 当該交付をした日</p> <p>二 国税を納付しようとする者が前項第二号の通知に基づき当該国税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該国税を納付しようとする者の委託を受けたとき 当該委託を受けた日</p>

（注）下線は、通則法と比べてより明文化されている箇所。

(73) 筆者作成。

2 納付受託者の指定要件

(1) 問題提起（附帯決議 3）

指定納付受託者を指定するに当たっては、納付事務を適切かつ確実に実施できるよう、指定納付受託者の要件を適切に定めること。

(2) 現状

国税においては、通則法令により納付受託者の指定要件について、明確に規定されている。

なお、デジタル庁は、ガイドラインの中で「用語の補足」⁽⁷⁴⁾として、指定納付受託者の指定要件及び指定手続の具体的な内容を定める規定を詳細に説明している。

(3) 改善策

納付受託者の指定要件については、特に改善すべき点はない。

3 システム障害

(1) 問題提起（附帯決議 4）

システム障害等によりキャッシュレス納付を行えなくなる事態に備えるため、他の方法を確保するなど必要な措置を講ずること。

(2) 現状

アメリカにおいては、システム障害により「電子連邦納税システムによる納付」（第 3 章において詳細を述べる）が行えなくなる事態に備えて、音声応答システムに電話すれば納付が可能となる措置が講じられており、これにより、たとえシステムの利用ができない場合であっても、納付を行う必要がある。

しかし、日本においては、アメリカのような措置は講じられておらず、システム障害により国税のキャッシュレス納付が行えない場合においては、金融機関又は税務署窓口における金銭納付が一般的な納付手段となるが、

(74) デジタル庁ホームページ・前掲注(9)24-26 頁。

キャッシュレス納付を希望する者への対応としては、通則法上の期限延長（通則法 11、通則令 3②）による措置が必要とされる。

（3）改善策

システムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する期間が必要ではあるが、アメリカのように、システム障害によりキャッシュレス納付が行えなくなる事態に備えた他の方法として、音声応答システムに電話すれば納付が可能となる措置を講じることが望ましい。

4 個人情報

（1）問題提起（附帯決議 5）

指定納付受託者等による納付者の個人情報の不正利用や流出を防ぐため、必要な措置を講ずること。

（2）現状

通則法令上、納付受託者に関する規定は定められているが、「納付者の個人情報の不正利用や流出を防ぐための必要な措置」に関する事項は明文化されていない。

なお、デジタル庁は、ガイドラインの中で、モデル省令を示している（モデル省令と通則規を比較した表は、図表 11 参照）。

（3）改善策

納税者が抱える個人情報の不正利用や流出に係る不安を払拭し、分かりやすくかつ適正なものとするためにも、財務省令である通則規の 3 条にモデル省令の 10 条 3 号（納付事務において取り扱う割賦販売法第三十五条の十六第一項に規定するクレジット番号等について、同項に規定する措置を講ずることができる者と認められる者であること。）、4 号（納付事務において取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。）及び 5 号（納付事務に係るサイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講ずることができる者と認められる者であること。）と同様の内

容を追加することが望ましい。

図表 11 モデル省令と通則規の比較（改善策別）⁽⁷⁵⁾

改善策	モデル省令（抜粋）	通則規（抜粋）
個人情報（納税者の個人情報 の不正利用や 流出の防止）	<p>モデル省令 10</p> <p>一 債務超過の状態にないこと。</p> <p>二 委託を受ける歳入等に係る納付事務を適切かつ確実に実施するのに必要な資力を有すること。</p> <p>三 <u>納付事務において取り扱う割賦販売法第三十五条の十六第一項に規定するクレジットカード番号等について、同項に規定する措置を講ずることができると認められる者であること。</u></p> <p>四 <u>納付事務において取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。</u></p> <p>五 <u>納付事務に係るサイバーセキュリティの確保のために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。</u></p> <p>六 法第八条第五項に基づき納付事務の一部を第三者に委託する場合において、委託先に対する指導その他の委託した納付事務の適切かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずることができると認められる者であること。</p> <p>七 公租公課又は公共料金の納付若しくは収納に関する事務処理又はこれに準ずる事務処理について相当の実績を有すること。</p>	<p>通則規 3</p> <p>一 公租公課又は公共料金の納付又は収納に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができる者と認められる者であること。</p> <p>二 指定納付受託者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて国税の納付に関する事務を適正かつ確実に遂行することができる者と認められる者であること。</p>

（注）下線は、通則規に同様の内容を追加することが望ましいと思われる箇所。

(75) 筆者作成。

第 4 節 手数料に係る検討

納税者が国税を納付した場合、その収納金は、日本銀行において国庫金として受け入れられ、国の預金となる（会計法 34、日銀法 35）。その際、納税者がいかなる納付手段を利用したとしても、納付に係る手数料（以下「納付手数料」という。）は発生するが、納税者が納付手数料を負担することはない。

その理由は、日本銀行（以下「本支店、一般代理店⁽⁷⁶⁾及び歳入代理店⁽⁷⁷⁾たる民間金融機関を含め、この節において日銀」という。）において経費（人件費や収納処理のためのシステム投資費用等）が発生するが、その経費は日銀が負担するためである（日銀法 36③）。

なお、「日本銀行は、政府預金に対して原則として利子をつけず、また日本銀行の国庫金の出納事務の取扱いについては国は何らの手数料の支払も行わない。これは、現在日本銀行の益金について納付制度が採られている（日銀法第五三条第五項）ことによる。」⁽⁷⁸⁾とされる。

これは、納税者が日銀窓口で直接納付した場合や振替納税、その他の納付手段であったとしても例外ではない。たとえ納税者が税務署窓口で納付を行った場合でも、税務署職員（国税収納官吏）⁽⁷⁹⁾は、その収納金を日銀に払い込む必要がある（会計法 7②）、日銀に経費が発生することは同じである。

しかし、納税者が納付委託制度に係る納付手段を利用した場合、納付手数料以外のいわゆる「決済手数料」が発生する。

決済手数料は、納付受託者が行う納付事務に要する費用であり、納付手数料とは性格を異にし、決済手数料を国が負担するか納税者が負担するかは、国と納付受託者との間で締結する契約において定められている。

現状、納付委託制度に係る納付手段のうち、決済手数料を納税者が負担して

(76) 日国規 2 条 2 項の規定による日本銀行代理店。

(77) 日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和 24 年大蔵省令第 100 号）1 条の規定による日本銀行歳入代理店。

(78) 前田努『会計法精解〔令和 2 年改訂版〕』738 頁（大蔵財務協会、2020）。

(79) 志場ほか・前掲注(44)445 頁。

いるのは、クレジットカード納付のみであり、コンビニ納付及びスマホアプリ納付に係る決済手数料は、国が負担している。

なお、決済手数料は、納付受託者が取り扱うこととなる納付金額、納付件数、事務量、国における収納事務の効率化及び納税者が享受することとなる利便性等を踏まえて決定されるべきものである⁽⁸⁰⁾。

1 クレジットカード納付のみ決済手数料が発生する理由（妥当性）

コンビニ納付及びスマホアプリ納付の決済手数料は国が負担し、クレジットカード納付にのみ、納税者が決済手数料を負担する理由として、納税者の出捐や国庫収納のタイミングの問題がある。

具体的には、クレジットカード納付のみ、納税者が現実的に出捐するタイミングは、実際に納付受託者が納付（国庫に収納）された後であり、更に、納付があったとみなされる日は、納付受託者に納付の委託を行った日とされ、出捐が法定納期限後であったとしても附帯税が課されることはない。

このように、納付受託者は貸倒れリスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることになることから、クレジットカード納付について、その決済手数料を納税者が負担し、納付受託者が受け取ることにについては、妥当性がある。

(80) 衆議院ホームページ・前掲注(70)。

クレジットカード納付に係る手数料については、キャッシュレス法案の国会審議において、「本法案においては、各府省庁と各指定納付受託者の間の契約なんだということをお伝えしつつ、クレジットカード納付の対象となる歳入の種類というのが幾つかございます。申請や試験などの手数料に関するもの、又は入場料などサービスの対価の性質を有するものもあれば、交通反則金など制裁的な性質を有するものもあるということで、多岐にわたっております。こうしたそれぞれの歳入等の性質、またクレジットカード納付を利用しなかった納付義務者との公平性の確保、さらには行政側の収納事務の効率化の費用対効果、クレジットカード利用者が享受する利便性など、幾つかの点を踏まえて判断することが必要であろうと思っております。ただ、方向性として、デジタル社会を推進する私どもとしては、各府省庁と連携して、決済手数料の負担の在り方についても検討してまいりたいと存じます。」と牧島デジタル大臣（当時）が答弁されている。

なお、前述のキャッシュレス法案に係る衆議院（内閣委員会）における審議の中で、「キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担について、国による負担、納付者による負担の現状等について整理の上、その在り方について検討すること。」⁽⁸¹⁾と附帯決議が付され、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)では、「デジタル庁は、各府省庁と連携し、キャッシュレス納付の利用に伴う手数料負担の在り方について検討を行うとともに、各府省庁におけるキャッシュレス化が効率的・効果的に実施されるよう、既存の共通基盤の活用を含めたシステムの在り方や当該システム整備に係る予算措置の要否について検討する等の必要な措置を講ずる。」⁽⁸²⁾とされている。

2 国税と他の機関との比較

クレジットカード納付の決済手数料については、ほとんどの歳入に係るものにおいて、利用者が負担しているが、特許料や国民年金保険料等については、国が負担している。

なお、利用者が負担する場合であっても、その負担額は、国税と他の歳入との間では、若干のばらつきが生じている(国税と他の機関を比較した表は、図表 12 参照)。

決済手数料は、納付受託者等が取り扱うこととなる納付金額、納付件数、事務量、国における収納事務の効率化及び納税者が享受することとなる利便性等を踏まえて各機関と納付受託者との間で締結する契約において決定されるべきものであるが、単純に納付金額や納付件数の多寡によっては、国税と他の機関を比較しても思われず、納付受託者等との契約に委ねられて

(81) 衆議院ホームページ・前掲注(70)38 頁。

(82) デジタル庁ホームページ「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)」108 頁
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaabffe870/d130556b/20220607_policies_priority_outline_05.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

いる部分が大きいと判断され、決済手数料の決定根拠は不明確であると言わざるを得ない。

図表 12 クレジットカード納付決済手数料の比較⁽⁸³⁾

種別	利用者の負担額
国税 ⁽⁸⁴⁾	1 円～10,000 円まで税込 83 円 以降、1 万円を超えるごとに税込 83～84 円が加算
関税、消費税等 ⁽⁸⁵⁾	1 円～10,000 円まで税込 110 円 以降、1 万円を超えるごとに税込 110 円が加算
特許料等手数料 ⁽⁸⁶⁾	なし
国民年金保険料 ⁽⁸⁷⁾	なし
都税 ⁽⁸⁸⁾	1 円～10,000 円まで税別 37 円 以降、1 万円を超えるごとに税別 75 円が加算
大阪市税 ⁽⁸⁹⁾	1 円～5,000 円まで 0 円 5,001 円～10,000 円まで税込 41 円 10,001 円～20,000 円まで税込 125 円 以降、1 万円を超えるごとに税込 83～84 円が加算
(神奈川県) 湯河原町税 ⁽⁹⁰⁾	1 円～10,000 円まで税込 55 円 以降、1 万円を超えるごとに税込 110 円が加算

(83) 各機関におけるホームページを参考に筆者作成。

(84) 国税庁ホームページ・前掲注(43)Q1-4。

(85) 税関ホームページ「入国旅客等の関税等のクレジットカード納付に関する Q&A『Q4』」

(https://www.customs.go.jp/kaigairyoko/creca_faq.html) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(86) 特許庁ホームページ「『クレジットカードによる納付(指定立替納付)FAQ』1-07」(https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/nohu/credit_faq.html#1-07) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(87) 日本年金機構ホームページ「クレジットカードでのお支払い」(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/hokenryo/creditcard.html>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(88) 東京都主税局ホームページ「クレジットカード納付について『Q21』」(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/shitsumon/tozei/credit.html#q20>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(89) 大阪市ホームページ「市税クレジットカード納付のご案内『システム利用料について』」(<https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000377744.html>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(90) 湯河原町ホームページ「クレジットカードやペイジー(エフレジ)でのお支払い方法について『決済手数料(クレジットカード)』」(<https://www.town.yugawara.kanagawa.jp/soshiki/18/2036.html>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

3 小括

これまでみてきたように、クレジットカード納付に係る決済手数料を納税者が負担し、納付受託者が受け取ることについては、妥当性があるものの、決済手数料の決定根拠は不明確であり、負担する納税者側からすると不透明感が残る。

キャッシュレス納付推進の観点から、「今後は、インセンティブとして決済手数料を国が負担する。」という考え方も一つであろうが、これまで決済手数料を負担し続けてきた者にとっては、これまでの分が「払い損」であったとアンビバレントな感情を抱くことにもなりかねない。

基本的には、デジタル大臣（当時）の答弁にあるように、「歳入等の性質、クレジットカード納付を利用しなかった納付義務者との公平性の確保、さらには行政側の収納事務の効率化の費用対効果、クレジットカード利用者が享受する利便性など、幾つかの点を踏まえて判断することが必要」⁽⁹¹⁾である。

一方、納付受託者の指定を受けた事業者側に係るメリットについても着目する必要がある。事業者側のメリットとすれば、①決済手数料による収益、②システムの運用や管理等のサービス（役務提供の対価）による収益及び③各機関の長から納付受託者としての適格性等を認められた企業として社会的評価や信用を得られることが挙げられる。

したがって、仮に決済手数料による収益を得られない（国や納税者が決済手数料を負担しない）としても、サービス提供に係る収益や社会的信用の向上といったメリットは残る。

そのため、決済手数料負担の在り方として、納付受託者が決済手数料を負担することも考え得る。

具体的には、納付受託業務の委託に係る入札時、入札説明書に「決済手数料は納付受託者において負担する。」と明記し、入札参加者は、サービス提供や貸倒れのリスク回避に係る費用（保険等）を見積もった上で入札すること

(91) 前掲注(80)。

にする。これにより国が支払う契約金額は増加すると見込まれるが、いわゆる「納付手数料」と同じく、目に見えた「決済手数料」は発生しないことになり、手数料負担の在り方の一つとしては、視野に入れるべきである。

第 3 章 納付委託制度の今後の可能性

前章において、通則法とキャッシュレス法との比較を行い検討したが、今後、国税の納付手段を検討するに当たっては、キャッシュレス時代の利用者ニーズに応えた利便性が高く安心・安全な資金決済サービスを利用することが求められる。

現在、我が国においては、様々な資金決済サービスの利用が広がっており、その資金決済サービスは、法制度の枠組み(決済サービスと法制度の枠組みは、図表 13 参照)の中で、決済サービスの適切な実施の確保、その利用者等の保護、当該サービスの提供の促進が図られている。

この章では、資金決済サービスのうち、前払式支払手段、資金移動、暗号資産及び資金清算を規律する資金決済法に焦点を当てて考察を行い、納付委託制度の今後の可能性を追求し、地方公共団体及びアメリカにおける納付手続について概観した後、実用性のある新たな納付手段の提供に係る検討を行う。

図表 13 決済サービスと法制度の枠組み⁽⁹²⁾

	支払手段	法律	例	監督官庁
前払い	前払式支払手段	資金決済法	電子マネー (プリペイド式)	金融庁
即時払い	銀行振込み等	銀行法	デビットカード	
	資金移動	資金決済法		
後払い	収納代行	—	コンビニ収納代行 代引き	—
	信用購入あっせん等	割賦販売法	クレジットカード	経済産業省
	立替払い型後払い決済	—	コンビニ後払い	—

(92) 坂勇一郎「決済法制と資金決済法の概要」国民生活 2021 年 2 月号 (No.102) 37 頁 (国民生活センター、2021) を基に筆者作成。

第 1 節 資金決済法との関係

1 資金決済法の概要

資金決済法は、情報通信技術の発達や利用者ニーズの多様化等の資金決済システムを巡る環境の変化に対応するため、情報通信技術等の進展への対応として、①従来の紙型（商品券等）や IC 型の前払式支払手段に加え、サーバー型前払式支払手段を法の適用対象としたほか、②銀行法に関わらず、登録をした者（資金移動業者）が為替取引を行うことができることを認める資金移動業の創設、銀行間の資金決済の強化として、③債務引受等により資金清算を行う主体（資金清算機関）に係る免許制の導入を主な内容とされ、一部の規定を除き平成 22 年 4 月 1 日に施行された。

また、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 62 号）」により、資金決済法の改正が行われ、仮想通貨交換業に係る制度が整備された。

これにより、「仮想通貨」の定義が定められ（資金決済法 2⑤）、「第 3 章の 2 仮想通貨」が新設された。この新設により、①仮想通貨交換サービスを適切に実施するための登録（登録制の導入）、②情報の安全管理（情報の漏えい、滅失又は毀損の防止）、③利用者がリスク等を理解の上、取引が開始できるようにするための適切な情報提供（取り扱う仮想通貨の名称や仕組み等の説明、仮想通貨の特性、手数料等の契約内容等）、④利用者財産を適切に管理するための分別管理（利用者から預かった金銭・仮想通貨と事業者自身の金銭・仮想通貨とを明確に区分して管理すること）などが仮想通貨交換業者に対して義務付けられ、平成 29 年 4 月 1 日に施行された。

なお、法令上の「仮想通貨」という呼称は、令和元年の改正により「暗号資産」に変更された⁽⁹³⁾。

(93) 高橋康文編著『新・逐条解説 資金決済法』45 頁（金融財政事情研究会、2022）。

2 資金決済法による利用者の保護

(1) 発行保証金の供託（資金決済法 14①）

前払式支払手段発行者は、基準日未使用残高が政令（資金決済令 6）で定める額（1,000 万円）を超えるときは、当該基準日未使用残高の 2 分の 1 の額以上の額に相当する額の発行保証金を主たる営業所又事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

なお、前払式支払手段発行者は、発行保証金保全契約（資金決済法 15）又は発行保証金信託契約（同 16）により、発行保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

(2) 発行保証金の還付（資金決済法 31④）

発行保証金の還付前払式支払手段の保有者は、前払式支払手段に係る債権に関し、当該前払式支払手段に係る発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(3) 情報の安全管理（資金決済法 21）

前払式支払手段発行者は、その業務の内容及び方法に応じ、前払式支払手段の発行の業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならず（前払府令 43）、その取り扱う個人である前払式支払手段の利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない（同 44）。

3 納付委託制度と資金決済法

納付委託制度について、納税者の保護を図る観点から、更に強固な制度とするため、法令の改正、担保提供による保全（契約不履行の際における措置）、納税者から預かった金銭の分別管理等を求める議論はあるが、資金決済法は、資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的（資金決済法 1）としており、『安全性、効率性及び利便性』という概念

は、資金決済システムに関して、主要な評価尺度として理解されるものである。これらは、しばしば相互にトレード・オフの関係になることがある。たとえば、安全性の観点から強固な制度とすれば、サービス費用が上昇し、効率性、利便性が低下する場合があります。利便性の観点から緩やかな制度とすれば、安全性が低下する場合があります。」⁽⁹⁴⁾ことから、新たな納付制度を今後検討するに当たっても、評価尺度の見極めが必要である。

第 2 節 地方公共団体における納付手続

地方公共団体における歳入の収入の方法は、現金による収入に加え、証紙による収入の方法（地自 231 の 2①）、口座振替の方法（同 231 の 2③）、証券をもって納付する方法（同 231 の 2③）、通則法 55 条に相当する納付委託（同 231 の 2⑤）が認められているが、地方自治法の改正等を経て、新たな制度が整備され、納付手段は多様化している。

1 地方税の納付に係る制度

地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度⁽⁹⁵⁾として、私人委託制度があり、当該制度において、平成 15 年、収納の事務を委託することができる歳入の対象に地方税が追加（地自令 158 の 2①一）された

(94) 高橋・前掲注(93)34 頁。

(95) 総務省ホームページ「令和 3 年 9 月 8 日『新たな社会情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（第 4 回）』資料 4『地方公共団体以外の者に公金取扱いを行わせている諸制度の比較』」1 頁

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000771667.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

当該制度について、「地方公共団体の歳入の収入について、地方公共団体の徴収事務又は収納事務は地方公共団体が行うことを原則とした上で、法令の特別な定めに基づき、徴収事務又は収納事務の一部を第三者に委任して行わせることができることとした制度」とあり、「徴収：地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為 収納：調定し、納入の通知のあった地方公共団体の収入を受け入れる行為」とされる。

ことにより、コンビニ納付が可能となった。

また、納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度⁽⁹⁶⁾として、指定代理納付者制度（旧地自 231 の 2 ⑥、⑦、旧地自令 157 の 2）が創設され、平成 18 年、クレジットカード納付が可能となった。

次いで、指定代理納付者制度を活用した電子マネー納付が可能である旨の通知⁽⁹⁷⁾が総務省から各都道府県等に発出され、指定代理納付者制度の対象に電子マネーが追加された。

しかし、これらの制度の運用に当たっては、地方公共団体によって制度の解釈が相違し、その取扱いが異なっていたことから、指定代理納付者制度の見直しを内容に含む法令の改正が行われ、国税の制度に準じ、納税者が地方税等の納付を委託する制度（指定納付受託者制度）が整備された。

指定納付受託者制度が整備されたことにより、スマホアプリ納付が可能となったほか、当該制度は、コンビニ納付及びクレジットカード納付を盛り込んだ内容となっており、地方公共団体ごとに相違していた運用の取扱いの統一が図られた。

なお、当該制度の導入に当たっても、その円滑な施行に向け、総務省から各都道府県等に通知⁽⁹⁸⁾が発出されている。

(96) 総務省ホームページ・前掲注(95)1頁。

当該制度については、「納入義務者が地方公共団体に対する納付を第三者へ委任して行わせることは地方自治法の規定に違反するものではないことを前提とした上で、地方公共団体が指定した第三者が納入義務者から納付事務の委託を受けて地方公共団体に支払を行わせた場合、納付の委託があった時に遡及して納付の効果を及ぼすこと等とした制度」とされる。

(97) 内閣府ホームページ「平成 31 年 3 月 29 日付総行第 102 号『電子マネーを利用した公金の収納について』」

(https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/doc/tb_h30fu_06mic_13.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(98) 総務省ホームページ「令和 3 年 4 月 1 日付総行第 92 号『地方自治法等における指定納付受託者制度の導入について（通知）』」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000749188.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

2 地方税共通納税システム

地方税共通納税システム（共通納税）⁽⁹⁹⁾とは、自宅やオフィスから、インターネットを経由して電子的に地方税の納付を可能とするシステムである。地方税共同機構⁽¹⁰⁰⁾が運営する地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用したシステムであり、利用手数料は発生しない。平成 30 年度税制改正において導入され（令和元年 10 月から稼働）、地方税共同機構が地方税を取り扱うための法令上の規定が整備された。これにより、企業は、全地方団体に対して電子納付⁽¹⁰¹⁾が可能となり、かつ複数の地方団体への納付についても一度の手続で可能となった。

また、令和 4 年度税制改正においては、eLTAX を通じた電子納付の対象が全税目に拡大され、令和 5 年 4 月 1 日以後の納付について適用される（eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大は、図表 14 参照）。

なお、従前、eLTAX を通じた電子納付については、金融機関経由の納付（インターネットバンキング等）のみが可能であったが、前述のとおり、指定納付受託者制度が整備されたことに伴い、納税者は地方税共同機構が指定する納付受託者への納付の委託が可能となった。

(99) 地方税共同機構ホームページ「共通納税とは」

(<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/gaiyou/#:~:text=共通納税とは、マルチペイメント,に納税する仕組みです。>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(100) 地方税共同機構（Local Tax Agency（略称：LTA））は、地方団体が共同して運営する組織として、同機構が処理する税務事務を行うとともに、地方団体に対して、地方税に関する事務の支援を行うほか、地方税に関する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とした法人である（地税 761、763①）。平成 31 年 4 月 1 日に設立された。

(101) 国税においては「電子納税」、地方税においては「電子納付」と呼称されることが多い。

図表 14 eLTAX を通じた電子納付の対象税目の拡大⁽¹⁰²⁾

導入時期 / 区分	対象税目
令和元年 10 月から	○法人住民税・事業税 ○個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収） ○事業所税
令和 3 年 10 月から追加	○個人住民税 ・利子割 ・配当割 ・株式等譲渡所得割
令和 5 年度 から追加	令和 3 年度改正措置済み ○固定資産税 ○都市計画税 ○自動車税（種別割） ○軽自動車税（種別割） ○その他全ての税目 ※確定税額通知分から順次、希望する地方団体が活用可能

3 「地方税統一 QR コード（eL-QR）」による納付

(1) 概要

地方税の電子化を更に推進するため、「地方税における電子化の推進に関する検討会」（座長：辻塚也一橋大学大学院法学研究科教授）が令和元年 9 月に設置され、地方税共通納税システムの更なる対象税目の拡大に係る対応策として、①アップロード案（アップロード希望者に対して、eLTAX アカウントに納税通知書の情報をアップロードする。）、②QR コード案（納

(102) 財務省ホームページ「令和 4 年度 税制改正の解説」851 頁
 (https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/explanation/PDF/p0797-0858.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧) を参考に筆者作成。

税通知書に QR コードを付し、納税者が当該 QR コードを読み取る。)、③納税者自ら入力案(納税通知書に記載された情報を納税者自らが入力する。)の 3 案が示され、そのうち、QR コード案については、地方税における全国統一の QR コード規格の検討が進められた⁽¹⁰³⁾。

これにより、令和 5 年 4 月から、地方税の納付について「地方税統一 QR コード (eL-QR)」を用いた仕組み(地方団体から納税者へ納付書に eL-QR を印刷の上、送付)を導入し、①eLTAX 操作による電子納付⁽¹⁰⁴⁾、②スマートフォン操作による電子納付⁽¹⁰⁵⁾、③金融機関窓口においては、金融機関が eL-QR を読み取り、eLTAX (地方税共通納税システム)を経由して、地方団体に収納データを送信する事務処理への活用が開始された⁽¹⁰⁶⁾。

(2) 利用可能税目

固定資産税、都市計画税、自動車税(種別割)及び軽自動車税(種別割)の令和 5 年度課税分から eL-QR が納付書に印刷の上、利用される。

ただし、他の税目についても希望する地方団体は、利用が可能である。

個人住民税(普通徴収)など、確定税額を納税者に通知する賦課税目については、活用可能であるが、個人住民税(特別徴収)や申告により納税額が確定する法人住民税や事業税などは、納付書にあらかじめ eL-QR を印刷できないことから、活用は想定されていない(督促状には eL-QR を印刷可能)。

(103) 地方税共同機構ホームページ「令和元年度 地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」8頁

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/00884>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(104) 地方税お支払サイトからダイレクト納付やインターネットバンキングに加え、クレジットカード納付が可能。

(105) eL-QR 対応スマートフォン決済アプリについては、令和 5 年 4 月 1 日から 6 月末までに、20 以上のアプリが順次サービス開始予定。

(106) 総務省ホームページ「地方税統一 QR コード(eL-QR)の活用による地方税の電子納付について」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000872819.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

第 3 節 アメリカにおける納付手続

米国連邦税法の管理及び執行機関である内国歳入庁（Internal Revenue Service、以下「IRS」という。）においても、ほとんどの納税者にとって最も簡単かつ安全な支払方法は、電子的（オンライン又は IRS 2 Go モバイルアプリ経由）に支払うこと⁽¹⁰⁷⁾として、我が国と同様に電子納税を推奨している。

しかし、銀行口座を取得できない等の理由で電子納税が困難な納税者のため、連邦税を現金で（米国通貨を使用して）支払う方法もある。

IRS は、あらゆるタイプの納税者にとって納税プロセスを可能な限り、便利、安全、確実なものにすることを目標としている⁽¹⁰⁸⁾。

以下、アメリカにおける納付手段を概観⁽¹⁰⁹⁾する。

1 現金（IRS オフィス）

IRS オフィス（納税者支援センター、Taxpayer Assistance Center : TAC）に電話予約（30～60 日前まで）の上、指定された TAC へ必要書類（政府発行の写真付身分証明書、社会保障番号等の納税者識別番号、必要に応じて委任状）を提示し、現金で納付する。

職員が納税者と一緒に現金を数え、領収書が発行されるが、この際、手数料は発生しない。

2 現金（コンビニ等）

支払処理業者のサイトにアクセスし、バーコードを入手した上で参加店舗（コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）へ行って現金で納付する。

(107) 内国歳入庁（IRS）Web サイト「Pay Your Taxes With Cash」

（<https://www.irs.gov/payments/pay-your-taxes-with-cash>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(108) 内国歳入庁（IRS）Web サイト・前掲注(107)。

(109) 内国歳入庁（IRS）Web サイト「Make a Payment」

（<https://www.irs.gov/payments>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

1 回につき最大 500 ドル（一日の支払回数制限なし）。

なお、支払処理業者によって、\$1.50～\$2.50 程度の手数料が発生する。

3 小切手又は郵便為替

郵便局、食料品店、小売店又は銀行で情報（氏名、住所、電話番号、社会保障番号又は雇用主識別番号、課税年度、関連する納税フォーム又は通知番号）が含まれた小切手又は郵便為替を購入し、米国財務省へ郵送する（1 億ドル以上は受け付けていない。）。なお、TAC へ現金の郵送はできない。

また、この場合、手数料は発生しない。

4 金融機関からの即日送金

日本の納付書に類似した「Same-Day Taxpayer Worksheet」を IRS サイトからダウンロードし、必要事項を記入する。記入後は、金融機関へ提示し、送金を依頼する。

利用の可否、利用料及び締切時間については、金融機関によって異なる。

5 電子資金の引き出し（Electronic Funds Withdrawal : EFW）

EFW は、税務準備ソフトウェアを使用して、又は税務専門家を通じて連邦税を申告する場合のみに提供される電子支払オプションである。

商用ソフトウェア、有料の準備ツール又は IRS Free File を使用して、連邦税申告書を電子ファイルで提出し、同時に EFW 支払要求（納税者が指定する銀行口座から自動引落し）を送信する方法で納付する。

納付税額は 1 回の取引で引き落とされ、定期的又は部分的な引落しは行われない。

IRS は EFW の使用に手数料を請求しないが、金融機関によっては、手数料が必要な場合がある。

6 電子連邦納税システム (EFTPS)

Electronic Federal Tax Payment System (EFTPS) は、米国財務省から無料で提供されており、IRS は「全ての連邦税を支払う最も簡単な方法」と紹介している。

EFTPS への登録は、EFTPS にアクセス又は EFTPS カスタマーサービスに電話して行い (24 時間 365 日、最大 5 稼働日かかる)、このプロセスが完了すると、米国郵便で 5～7 稼働日以内に登録されている IRS 住所に個人識別番号 (PIN) が届く。

納付は、EFTPS Web サイト又は音声応答システムを使用し、期日の前日の東部標準時間午後 8 時までに行う必要がある。資金は、決済のために選択した日に銀行口座から移動されるが、手数料は発生しない。

なお、EFTPS Web サイトに「注意」として「この Web サイトが利用可能かどうかに関係なく、税金を支払う必要がある。また、応答システムに電話すれば、いつでも税金を支払うことができる。」といった記載があり、システム障害により電子連邦納税システムによる納付が行えなくなる事態に備えた方法が確保されている。

7 電子納税

デジタル需要に対応するため、IRS は、納税者がオンラインでの納付を可能とするアプリケーションを 2002 (平成 14) 年に導入した⁽¹¹⁰⁾。

当該アプリケーションにおいて、デビットカード、クレジットカード、デジタルウォレットが利用可能である。利用方法は、IRS サイトから支払処理業者の専用サイトを選択し、必要事項を入力するか、支払処理業者へ電話して納付する。

(110) 内国歳入庁 (IRS) Web サイト「IRS History Timeline」
(<https://www.irs.gov/irs-history-timeline>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

なお、以下導入時期については、「IRS History Timeline」を参照 (日本との比較を容易にするため、便宜、和暦を併記している。)

なお、100,000 ドル以上の利用については、特別な要件が適用される場合がある。

手数料（支払処理業者によって相違、図表 15 参照）は発生するが、その手数料の一部が IRS に送られることはない。

図表 15 アメリカの決済代行手数料の比較⁽¹¹¹⁾

支払代金	支払処理業者					
	A社		B社		C社	
	デビット 手数料	クレジット 手数料	デビット 手数料	クレジット 手数料	デビット 手数料	クレジット 手数料
\$50	\$2.20	\$2.69	\$2.50	\$2.50	\$2.20	\$2.50
\$100	\$2.20	\$2.69	\$2.50	\$2.50	\$2.20	\$2.50
\$250	\$2.20	\$4.63	\$2.50	\$4.68	\$2.20	\$4.95
\$1,000	\$2.20	\$18.50	\$2.50	\$18.70	\$2.20	\$19.80
\$2,500	\$2.20	\$46.25	\$2.50	\$46.75	\$2.20	\$49.50
\$10,000	\$2.20	\$185.00	\$2.50	\$187.00	\$2.20	\$198.00

8 Direct Pay

Direct Pay は、オンラインでの納付を可能とするアプリケーションであり、2013（平成 25）年に導入された。

個人の納税者のみ利用可能であり、登録の必要はない。

IRS Web サイトから「ダイレクトペイで今すぐ支払う」をクリックし、税務情報を入力することで銀行口座から直接納付ができる。

24 時間以内に 2 回以上の納付を行うことはできず、上限は 1,000 万ドル未満である。よって、大規模な電子決済については、電子連邦納税システム（EFTPS）又は金融機関からの即日送金を利用する必要がある。

なお、手数料は発生しない。

(111) 内国歳入庁（IRS）Web サイト「Pay Your Taxes by Debit or Credit Card or Digital Wallet」「Payment Processor Fee Comparison」

(<https://www.irs.gov/payments/pay-your-taxes-by-debit-or-credit-card>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧) を参考に筆者作成。

9 IRS 2 Go

IRS 2 Go は、IRS の公式モバイルアプリである。2011（平成 23）年に導入された。

スマートフォンやタブレットなどのモバイルデバイスに IRS 2 Go をダウンロードし、Direct Pay などのモバイル対応の納付オプションに簡単にアクセスできる。

アクセス後は、銀行口座から直接納付する、又は支払処理業者を通じてクレジットカード等で納付することができる。

10 その他（オンラインでの納付計画）

納付計画（全額納付、短期納付計画（180 日以内の納付）又は長期納付計画（分割月払い））をオンラインで申請することができる。

一定の要件（長期納付計画であれば、税金、罰金、利息を合わせて 50,000 ドル以下、短期納付計画であれば、同じく 100,000 ドル未満の債務であること等）を満たすことが必要であり、申請が完了すると、納付計画の承認結果がすぐに通知される。

11 小括

アメリカにおける納付手続については、金融機関窓口における現金納付ができないことや税務署窓口が予約制になっていることなど、納税者に制限を設けているものの、納付手段は多様化している。

他方、電子納税を行う際、サイトにアクセスする方法以外にもカスタマーサービス又は支払処理業者への電話による納付が可能な仕組みを採り入れるなど、スマートフォンやパソコンに不慣れな「デジタル弱者」にも配慮している点においては、日本も参考にすべき点が多々見受けられた。

第 4 節 電子申告と電子納税の関連性 (アメリカ・韓国・日本との比較)

電子申告と電子納税の関連性を確認する観点から、我が国との比較を諸外国の中で、電子申告を 1986 (昭和 61) 年、世界に先駆けて導入⁽¹¹²⁾したアメリカと電子申告利用率が 100%に近い韓国との間で行った。

IRS によると、2021 年度における電子申告利用率は法人税が 71.0%、所得税が 90.0%であり⁽¹¹³⁾、法人税については日本の利用率より低いものの、所得税については高い。

なお、韓国統計情報サービス (Korean Statistical Information Service : KOSIS) によると、韓国の電子申告利用率は、法人税及び所得税ともに 100%に近い利用率⁽¹¹⁴⁾となっている。

韓国においては、電子申告は義務ではないが、年末調整手続の簡素化、所得情報の納税者への提供、個人零細事業者への記入済申告書⁽¹¹⁵⁾の提供などが 100%に近い電子申告利用率の要因と考えられる⁽¹¹⁶⁾。しかし、アメリカは、「内国歳入庁 (IRS) が記入済申告を行わないのは、技術上の問題ではなく、議会の

(112) 内国歳入庁 (IRS) Web サイト・前掲注(110)。

(113) 内国歳入庁 (IRS) Web サイト「Table 3. Number of Returns and Other Forms Filed, by Type and State, Fiscal Year 2021」「Table 4. Number of Returns and Other Forms Filed Electronically, by Type and State, Fiscal Year 2021」

(<https://www.irs.gov/statistics/returns-filed-taxes-collected-and-refunds-issued>)
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(114) 韓国統計情報サービス (KOSIS) Web サイト「15.3.1 主要細目電子届出現況[2005～]」

(https://kosis.kr/statHtml/statHtml.do?orgId=133&tblId=TX_13301_A238&vw_cd=MT_ZTITLE&list_id=133_13301_200_140_30&scrId=&seqNo=&lang_mode=ko&obj_var_id=&itm_id=&conn_path=MT_ZTITLE&path=%252FstatisticsList%252FstatisticsListIndex.do&orderBy=ASC) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(115) 内閣府ホームページ「税制調査会平成 29 年 6 月 19 日『政府税制調査会海外調査報告 (韓国)』」2 頁

(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai9.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(116) 内閣府ホームページ・前掲注(115)2・5 頁参照。

意思により当該施策の実施が制限されていることによるもの。そのような制限が行われている理由としては、①電子的な情報は他者から容易に盗み見される可能性があるという懸念、②IRS が第三者から得ている納税者の所得に係る情報は一部に過ぎず、効率化効果も限定的であること、③情報が事前提供されていない所得について、納税者が意図的に除外して申告する可能性もあり、納税者のコンプライアンスに悪影響を与えかねないこと、④申告代行業者等が反対していること、などが挙げられる。」⁽¹¹⁷⁾

韓国のように、記入済申告書の提供が行われれば、電子申告利用率が高まり、それに伴い、電子納税利用率も高まると考えられるが、日本において、記入済申告制度の導入については、問題視する意見もある⁽¹¹⁸⁾。

日本やアメリカは、記入済申告書の提供を行っていないが、アメリカにおいては、日本と比較すると電子納税率が約 70.0%と高い（各国を比較した表は、図表 16 参照）。

(117) 内閣府ホームページ「税制調査会平成 29 年 6 月 19 日『政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）』」2-3 頁

(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai11.pdf>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(118) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』947 頁（弘文堂、2021）。

金子名誉教授は、「記入済申告制度は、国民の納税意識やコンプライアンスを低下させるおそれがある」と述べられる。

図表 16 アメリカ・韓国・日本における電子申告利用率の比較⁽¹¹⁹⁾

2021 年度※

付番	国	税目	電子申告利用率 (120)	参考	
				電子納税利用率 (121)	税務代理人の 電子申告割合 (122)
1	アメリカ	法人税	71.0%	約 70.0%	
		所得税	90.0%		
2	韓国	法人税	99.6%	98.6%	97.0%
		所得税	99.3%	91.0%	34.8%
3	日本	法人税	87.9%	19.5%	89.5%
		所得税	59.2%		36.0%

※ アメリカ及び韓国の電子納税利用率は 2021 年度の数値ではない。

(119) 各国の各機関 Web サイトを参考に筆者作成。

(120) アメリカ：内国歳入庁 (IRS) Web サイト・前掲注(113)。

韓国：韓国統計情報サービス (KOSIS) Web サイト・前掲注(114)。

日本：国税庁 e-Tax ホームページ・前掲注(12)別紙「オンライン (e-Tax) 利用率」。

(121) アメリカ：内閣府ホームページ・前掲注(117)4 頁。

韓国：一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(6)30 頁。

日本：国税庁 e-Tax ホームページ・前掲注(12)参考 2 「納付手段別納付件数 (平成 30～令和 3 年度)」

なお、表中の 19.5%の内訳は、インターネットバンキング 12.6%、ダイレクト納付 5.5%、クレジットカード納付 1.5%である。

(122) アメリカ：把握できなかったため、表示していない。

韓国：韓国統計情報サービス (KOSIS) Web サイト・前掲注(114)。

日本：財務省ホームページ「令和 3 事務年度 国税庁実績評価書 (令和 4 年 10 月)」
(https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/nta/fy2021/evaluation/202210ntahyokazentai.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

なお、日本の法人税については、同評価書 158 頁「税理士関与割合 (令和 3 年度)」、所得税については、同評価書 44 頁「所得税 (及び復興特別所得税) の確定申告書の e-Tax による送信方式別提出人員 (令和 3 年分)」の e-Tax 利用人員 (13,329 千人) に占める税理士による代理送信 (4,805 千人) の割合としている。

第 5 節 新たな納付手段の提供に係る検討

国税庁は、未来投資会議 産官協議会「次世代インフラ／スマート公共『スマート公共サービス』会合（第 2 回）」（令和 2 年 3 月 9 日開催）の中で、今後の取組として「新たな納付手段の提供」を掲げ、「情報技術の今後の動向を見据えながら、納付手段の更なる多様化によるキャッシュレス化の推進について検討。」⁽¹²³⁾すると説明している。

これまで、国税の納付手段は多様化し（多様化した納付手段は、図表 1 参照）、令和 4 年 12 月にスマホアプリ納付が導入されたが、納付手段の更なる多様化のため、新たな納付手段の提供に係る検討を行う。

1 電子マネー

(1) 概要

現在、日本で普及している電子マネーは、前払式の電子マネーで、交通系・流通系タッチ式の非接触 IC カード⁽¹²⁴⁾型を指すことが多い。前払式の場合、「前払式支払手段」として資金決済法が適用される。

電子マネーは、経済活動の中で手軽に利用できる決済手段として、日本の中で独自に普及拡大に向けて進展している。

(2) チャージ上限金額

電子マネー（代表的なもの）におけるチャージ上限金額は、流通系で 5 万円、交通系で 2 万円程度となっている。

(123) 首相官邸ホームページ「未来投資会議 産官協議会 次世代インフラ／スマート公共 令和 2 年 3 月 9 日『スマート公共サービス会合（第 2 回）』資料 2-1 ①『電子申告・納税の促進について』」5 頁

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/sankankyougikai/2019/infrastructure/dai2/siryou2-1-1.pdf>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(124) 経済産業省ホームページ「キャッシュレス関連用語集（2019 年 6 月）」32 頁 (https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/image_pdf_movie/cashless_glossary_R1_06.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

非接触型 IC カードについては、「タッチ式の支払いができる集積回路が入ったカードのこと。」とされる。

(3) 納付手段としての検討

電子マネーを利用した公金収納については、前述のとおり、指定代理納付者制度を活用した電子マネー納付が可能である旨の通知が総務省から各都道府県等に発出され、経済産業省も公共施設や自治体窓口における手数料・利用料や税公金の支払について、電子マネーを含めたキャッシュレス決済の導入の手順書⁽¹²⁵⁾を示し、多くの地方団体において取り入れられている。

しかし、電子マネーを利用した公金収納の多くは、地方税以外の手数料等であり、地方税の納付としては、一部の地方団体が一部の税目（固定資産税等）について、バーコード付納付書があれば、自治体窓口や一部のコンビニに限り、可能としているのみである。

地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならない（地自 243）のであるが、手数料等については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる（地自令 158①）。

なお、歳入を収入するときは、当該歳入について、調定⁽¹²⁶⁾し、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない（地自 231、地自令 154①）。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれを行うことができる（地自令 154③）。

このことから、手数料等については、定まった金額であり、その金額を収納窓口に掲示すれば済み、金額も比較的少額であることから、電子マネー

(125) 経済産業省ホームページ「公共施設・自治体窓口におけるキャッシュレス決済導入手順書（第3版）（2022年8月）」
(<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220819002/20220819002-a.pdf>)（令和5年6月20日最終閲覧）。

(126) 地自令 154 条 1 項において、「地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。」と規定されている。

一での収納が拡大していると考える。

この点について、国税の納付手段として考えた場合、現状、納付委託制度によるコンビニ納付が可能であり、自宅等で QR コードを作成すれば、コンビニ窓口での現金での納付は可能であるが、電子マネーの利用はできない。

コンビニにおける電子マネーの利用は、電子マネー事業者を決済事業者として導入は可能であろうが、チャージ上限額が流通系で 5 万円となっている現状からすると、利用可能な納税者（個人）は、4 割程度と推測される（図表 7 参照）、さほど有効な納付手段となり得るとは考えにくい。

なお、税務署窓口における電子マネーの利用は、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会（将来構想）」⁽¹²⁷⁾を掲げる税務行政のデジタル・トランスフォーメーションや決済端末機調達に係る費用対効果の面からも望ましくない。

2 コード決済

(1) 概要

コード決済とは、QR コードやバーコードを使用したキャッシュレス決済のことである。

平成 27 年に我が国初のコード決済サービスが始まった⁽¹²⁸⁾。

コード決済は、専用のアプリをスマートフォン等のモバイル端末にダウンロードし、決済に使用するため、モバイルペイメント（モバイル支払）、又はモバイルウォレット（モバイル財布）の一つとされている。

「現在世界で普及している方式は、①顧客が店頭でアプリを起動、顧客がアプリで表示した QR コードを、店員がスキャンして登録してある決済

(127) 国税庁ホームページ・前掲注(5) 7 頁以下。

(128) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会ホームページ「キャッシュレス・ロードマップ 2022（2022 年 6 月）」54 頁

(<https://www.paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2022/08/roadmap2022.pdf>)
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

手段で代金を引き落とす方式と、②顧客がアプリを起動、店の QR コードをスキャン、金額を手入力して決済する 2 通りのパターンがある。」⁽¹²⁹⁾

コード決済による資金拠出のタイミングは、利用方法によって異なる。具体的には、利用者が決済アプリにクレジットカードの情報を入力し、クレジットカード機能を利用して最終的な代金の支払を行う「後払」、決済アプリにデビットカードの情報を入力し、金融機関口座から即時に代金の支払を行う「即時払」、決済アプリに事前に入金（チャージ）をして入金分を上限に代金の支払を行う「前払」の 3 パターンがあり、資金拠出のタイミングによって根拠法令も異なってくる（図表 13 参照）。

日本で生み出された QR コードを使用したコード決済は、QR コードを店頭に表示しておけば導入が可能で、通信インフラなどが未整備の国でも新たな決済サービスとして普及している。

なお、QR コードは決済事業者によって異なり、乱立したことで様々な弊害が生じていたが、総務省は、QR コード決済サービスの QR コードを統一し、統一規格の QR コード（JPQR）を導入した。JPQR は、令和 2 年 6 月から全国展開を開始している。

また、総務省は、「統一 QR コード（JPQR）を通じて、マイナポイントが利用可能な店舗等を広げ、マイナンバーカードの普及や、キャッシュレス決済の拡大による地域の商店街の活性化につなげる。」⁽¹³⁰⁾としている。

（2）納付手段としての検討

納付委託制度によるスマホアプリ納付は、e-Tax 操作や国税庁ホームページを経由して納税者が利用可能な Pay 払いを選択して納付する手続である。

前述のとおり、地方税においては、納税者がスマートフォン決済アプリ

(129) 中村敬一「日本のキャッシュレス事情と課題」キャッシュレスの未来を考える会編『キャッシュレス社会と未来の通貨』73 頁（民事法研究会、2019）。

(130) 総務省ホームページ「統一 QR 『JPQR』について」14 頁（https://www.soumu.go.jp/main_content/000819869.pdf）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

を起動させた後、納付書に印刷された地方税統一 QR コード (eL-QR) を直接スマートフォンで読み取って、納付を可能とする仕組みを構築した。

ただし、この仕組みは、地方税のうち、確定税額を納税者に通知する賦課税の税目についての活用である (国税の多くは、申告納税方式を採用)。

国税においては、納付税額入りの納付書として送付しているものは、所得税予定納税分や督促状などに使用される納付書 (納付税額が 30 万円以下のものに限る。) があり、それには、納付情報 (氏名、住所、納付税目、課税期間、申告区分及び納付税額等) が格納されたバーコードが付され、コンビニにおいて納付可能である。

なお、国税庁ホームページ (コンビニ納付用 QR コード作成専用画面) から QR コードを作成することは可能であるが、作成に当たっては、スマホアプリ納付の国税庁ホームページ (国税スマートフォン決済専用サイト) からアクセスして納付する場合と同様、納付情報を入力する必要があり、同じ操作をするのであれば、スマホアプリ納付による方法を選択する方が簡便である。

したがって、現実的には、バーコード付納付書のバーコードを納税者自身が直接スマートフォンで読み取って、納付を可能とする仕組みが必要なのか論点となる。

コード決済についても、他の納付手段同様、決済手数料の問題は内包する。さりとて、我が国のキャッシュレス決済手段において、特にコード決済の利用増加率は高く⁽¹³¹⁾、今後も増加傾向にある決済手段として考えられる。

地方税においては、eL-QR による納付を可能としており、国税において

(131) 経済産業省ホームページ「令和 5 年 3 月 20 日『キャッシュレスの将来像に関する検討会』『キャッシュレスの将来像に関する検討会 とりまとめ (令和 5 年 3 月)』」4 頁

(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/pdf/2023_0320_1.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

我が国のキャッシュレス決済回数の推移について、「特にコード決済の増加率が高く、2021 年は 2020 年の約 1.8 倍の決済回数を記録した。」とされる。

も、統一的な対応を図る観点から、バーコード付納付書のバーコードを利用して、コード決済を可能とする仕組みを構築すべきである。

3 暗号資産

(1) 暗号資産の定義

暗号資産（仮想通貨）⁽¹³²⁾とは、インターネット上で取引できる財産的価値であり、資金決済法において、①物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができるものであること、②不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値であること、③電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものであること、④本邦通貨（日本円）及び外国通貨（ドル、ユーロ等）並びに通貨建資産⁽¹³³⁾（前払式支払手段である電子マネー等）でないこと、⑤電子情報処理組織を用いて移転することができるものであることと定義されている（資金決済法 2⑤一）。

(2) 暗号資産は通貨なのか

暗号資産について、「貨幣は、交換手段機能、価値尺度（計算単位）機能、価値貯蔵機能の 3 つの機能をもつとされる。しかし、貨幣として受け取られるものが貨幣であり、ヤップ島の大きな石をはじめ理屈上あらゆるモノ

(132) 「仮想通貨」という呼称は、令和元年の資金決済法の改正により「暗号資産」に変更されたため、この項においては、「暗号資産」で統一するが、引用箇所においては、原文のまま「仮想通貨」を用いている。

(133) 金融庁ホームページ「令和 3 年 10 月 6 日『デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会（第 3 回）』資料 1『事務局説明資料』」20 頁 (<https://www.fsa.go.jp/singi/digital/siryoku/20211006/jimukyoku1.pdf>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

いわゆるステーブルコインについては、「特定の資産の価値に連動するものである。連動する資産の種類等によって、その性格は異なると考えられる。法定通貨と連動した価格（例：1 コイン＝1 円）で発行され、発行額と同額での償還を約するもの（注 1）の発行・移転は、為替取引に該当し得ることを踏まえ、銀行業免許・資金移動業登録を受けなければ行うことができないと解される。（注 1）こうしたステーブルコインは、資金決済法上、『通貨建資産』とされ、『暗号資産』から除外。」とされる。

が貨幣になりえ、データも貨幣になりうる。貨幣として何が用いられるかは時代により異なり、本源的価値を有しなくとも貨幣として機能しうるものであり、法定通貨がその代表例である。ビットコイン等の暗号資産についても、法的な裏付けはないが、ブロックチェーン等の分散型台帳技術を用いて、安全に金銭的価値の記録(権利)の移転を行うことができるため、貨幣の機能を果たすことが可能な状態にある。この状態のもと、不特定の者が暗号資産を支払手段等として用いることを容認すれば、『通貨』としても機能しうるものである。しかし、わが国において通貨とは、強制通用力を有する貨幣および日本銀行券であって、これを用いた金銭債務の弁済が当然に有効となるものをいうと解されており(民法 402 条 1 項、2 項、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 7 条、日本銀行法 46 条 2 項参照)、強制通用力が法律上担保されていない暗号資産は、通貨には該当しない。」⁽¹³⁴⁾とされる。

(3) キャッシュレス決済手段としての暗号資産

暗号資産(仮想通貨)の定義にある『物品購入・サービスを受ける場合に、代価の弁済のために』利用されるというのは、仮想通貨が決済手段であるということの意味する。仮想通貨がモノであるならば、物品を購入する際には、商品としてのモノと仮想通貨というモノを物々交換することになる。現金に代えてモノで支払うという代物弁済と見ることもできよう。しかしながら、改正資金決済法によって、仮想通貨は決済手段としての地位を与えられたといえる。次に『不特定の者に対して使用できるもの』という要素は、汎用性に該当する。これは国内のあらゆる業種で利用できることを意味する。」⁽¹³⁵⁾とされる。

また、「仮想通貨がキャッシュレス手段として利用されるためには、債務

(134) 高橋・前掲注(93)272-273 頁。

(135) 岡田仁志「キャッシュレス決済手段としての仮想通貨 一分散型仮想通貨による決済手段性とファイナリティの実現性」金融調査研究会報告書『キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』137 頁(金融調査研究会、2018)。

を消滅させることのできる弁済の効果が認められなければならない。そのためには、仮想通貨の移転を以て、第三者からの抗弁を受けることなく、最終的に弁済としての効果が得られなければならない。」⁽¹³⁶⁾とされる。

暗号資産の代表的なものにビットコインがあるが、ビットコインは、24 時間 365 日、銀行やクレジットカード会社等を通さず⁽¹³⁷⁾に取引ができるという特徴を有し、国内においても、ネット販売以外にも実店舗販売・サービス事業者がビットコインによる決済を導入している。

なお、中米のエルサルバドルなど、ビットコインを法定通貨として採用した国も存在するが、「国際通貨基金 (IMF) は、各国がビットコインなどの仮想通貨 (暗号資産) をどのように扱うべきかについて、9 項目から成る行動計画を打ち出し、その第 1 項目として、暗号資産に法定通貨としての地位を与えないように求めた。」と報じられている⁽¹³⁸⁾。

(4) 物納としての検討

仮に暗号資産による納付が、現金に代えてモノで支払うという代物弁済と見ることでもでき、暗号資産が債務を消滅させることのできる弁済の効果が認められるため、暗号資産の移転を以て、第三者からの抗弁を受けることなく、最終的に弁済としての効果が得られるとするならば、「物納は、公法上の代物弁済と理解され、物納の許可があった相続税は物納財産の引渡し、所有権移転の登記その他法令により第三者に対抗することができる要件を充足した時において納付があったものとされている (相続税法四三条二項)。」⁽¹³⁹⁾のであるから、暗号資産による物納の可能性も考え得る。

しかし、「相続税については、それが財産課税たる特殊な性格を有すると

(136) 岡田・前掲注(135)139 頁。

(137) 実際に決済を行う場合は、暗号資産交換業者 (資金決済法 2 ⑧) を経由する場合はほとんどである。

(138) Newsweek (ニューズウィーク日本版) 「IMF が『暗号資産行動計画』発表、法定通貨化への反対鮮明に 2023 年 02 月 24 日 (金) 16 時 19 分」
(<https://www.newsweekjapan.jp/headlines/business/2023/02/433166.php>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(139) 志場ほか・前掲注(44)447 頁。

ころから、金銭による納付を困難とする場合において税務署長の許可があったときは、一定の財産をもって物納することができる（相続税法四一条）。⁽¹⁴⁰⁾という制度であるから、単に、暗号資産による物納を納付手段として受け入れることはできない。

(5) 納付手段としての検討

暗号資産は通貨でも金銭⁽¹⁴¹⁾でもなく、インターネット上で取引できる財産的価値であるため、納付手段として考え得るのは、納付委託制度による納付である。

納付受託者を「暗号資産交換業者」とし、クレジットカード納付の仕組みと同様に納付受託者が運営する暗号資産納付の専用の外部サイトにアクセスして、納付書記載事項を通知して国税の納付を委託し、その委託があった日にその国税の納付があったものとみなすという制度を創設することは、利用可能税額をいくりにするかという問題はあるが可能である。

しかし、ここで重要なことは、暗号資産は、価値が大きく変動するということである。

この点については、「取引されている暗号資産の根源的な価値らしきものを遡っていくと、それは暗号資産の取引による値上がり益の期待に帰着するという、自己回帰的な説明になってしまう。確かに暗号資産の相場は急速に上昇したけれど、とはいえ現在でも暗号資産に価値があるということについて納得できる人は少ないと思われる。だとするとこの暗号資産に基づく新しい金融という考え方は砂上の楼閣であり、ベースとなる暗号資産の価値が本当に存在するのか、それらのものが人々によって維持され得るのかという点については疑義がある状態である。」⁽¹⁴²⁾とされる。

(140) 志場ほか・前掲注(44)447頁。

(141) 通則法基本通達（第 34 条関係 1）において、「法第 34 条第 1 項の『金銭』とは、強制通用力を有する日本円を単位とする通貨をいい、小切手その他の証券を含まない。」とされる。

(142) 岩下直行「暗号資産の現在と将来」情報処理第 62 巻第 11 号 597 頁（情報処理学会、2021）。

資金決済法によって、暗号資産は、決済手段としての地位を与えられたとはいえ、投資目的で保有されているケースが多く、国税の納付手段として採用することについては、まだ見極めが必要であると考えられる。

4 外国貨幣

日本銀行で取り扱う国庫金には、国税である国税収納金整理資金のほか、歳入金がある（日国規 4）。

国税の納付は、金銭若しくは一定の有価証券又は電子納税により行われ、外国貨幣による納付は、認められていないが、歳入金の収納をする出納官吏である収入官吏（出納官吏規 1③）は、外国において納入者から邦貨を基礎とする収入金を外国貨幣で収納しようとするときは、外国貨幣換算率により換算した金額に相当する外国貨幣を収納しなければならない（同 14①）、外国において現金を領収したときは、每一月分を取りまとめ、現金払込書を添え、日本銀行本店に払い込まなければならない（同 18①）。

なお、「この払込みを受けた日本銀行は、現金払込書に記載の邦貨額をもって受け入れ、外国貨幣は売却する。売却により得た邦貨額が現金払込書記載の金額に対し過不足を生じたときは、その過剰額については歳入へ納付の手続をし、不足額については国から資金の交付を受けて補てんする」⁽¹⁴³⁾とされる。

なお、令和 3 年度の通則法改正により、国外納付者は、国税局長又は税務署長に対し、納付書及び金融機関の国外営業所等を通じて送金したことを証する書類を提出（電子メールによる送信等を含む）し、金融機関の国外営業所等を通じて、その税額に相当する金銭をその国税の収納を行う国税局又は税務署の職員の預金口座に対して払込みをすることにより納付することができる（通則法 34④、通則規 1 の 3③）が、ここでいう金銭とは、通則法 34 条 1 項に規定する金銭の範囲⁽¹⁴⁴⁾と同様である。

(143) 前田・前掲注(78)748 頁。

(144) 志場ほか・前掲注(44)442 頁。

収入官吏が外国において外国貨幣をもって歳入金を収納するという特異な事例では、外国貨幣の売却に係る過不足についての規定を個別に設けて整理するのであろうが、国税の納付のように大量かつ反復的な手続においては、納税者が外国貨幣で納付した場合、日本銀行が要する事務（外国貨幣の売却及び過不足に係る経理）が膨大なものになり現実的ではない。

5 金融機関からの即日送金

アメリカにおける納付手続については、金融機関窓口における現金納付はできないが、納付書をサイトからダウンロードし、必要事項を記入した上、金融機関へ提示し、送金を依頼することは可能である。

日本においても、国外納付者については、納付書等を提出し、金融機関の国外営業所等を通じて、その税額に相当する金銭をその国税の収納を行う国税局又は税務署の職員の預金口座に対して払込みをすることにより納付することができる。

国内の納税者についても、国税庁ホームページから納付書をダウンロードして税務署に提出する又は e-Tax を利用して提出することにより、納税者の金融機関口座から税務署の指定された口座に送金（振込）することは、技術的には可能であり、現在の納付手段である電子納税のようなインターネットバンキングの利用や ATM における納付番号（利用者識別番号）等の入力が必要であるから、納税者にとっては、より簡易な納付手段となり得るが、税務署における納付書整理等の事務処理や口座に送金（振込）された資金の国庫への振替に係る処理、更には振込手数料の問題が発生するなどの課題は残る⁽¹⁴⁵⁾。

(145) 経済産業省ホームページ・前掲注(131)29 頁。

例えば、企業間取引を考えた場合、「決済自体は口座振込で行われていたとしても、その前後のプロセス、すなわち請求書の発行から実際の入金操作、また入金確認等が紙ベースのアナログな方法により行われていたとすれば、それは望ましいキャッシュレスの姿とは言い難い。」とされる。

第 4 章 キャッシュレスの概要

「キャッシュレス」とは、経済産業省が平成 30 年 4 月に公表した「キャッシュレス・ビジョン」において、「広汎に共通的に認識されている定義は存在しない。」とした上で、「物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用しなくても活動できる状態」と定義している⁽¹⁴⁶⁾。

また、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が平成 31 年 4 月に公表した「キャッシュレス・ロードマップ 2019」においては、『「キャッシュレス・ビジョン」での定義をやや狭め、『物理的な現金（紙幣・硬貨等）ではなく、デジタル化された価値の移転を通じて活動できる状態』⁽¹⁴⁷⁾と定義し、令和 2 年 3 月に公表した「キャッシュレス・ロードマップ 2020」においては、「上記の定義には、仮想通貨や暗号資産と呼ばれる、分散型台帳技術を用いた新たな決済の仕組みも含まれ得る。」⁽¹⁴⁸⁾と付け加えている。

我が国は、『日本再興戦略』改訂 2014 - 未来への挑戦 -」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、キャッシュレス決済の普及による利便性・効率性の向上を掲げたことを発端として、「未来投資戦略 2017 - Society5.0 の実現に向けた改革 -」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の中で、「今後 10 年間（2027 年 6 月まで）に、キャッシュレス比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。」⁽¹⁴⁹⁾として新たに KPI（成果目標）が設定された。

(146) 経済産業省ホームページ「キャッシュレス・ビジョン（平成 30 年 4 月）」4 頁
(https://www.hkd.meti.go.jp/hokir/cashless/data/cl_vision.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(147) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会ホームページ「キャッシュレス・ロードマップ 2019（2019 年 4 月）」5 頁
(<https://www.paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/roadmap2019.pdf>)
（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(148) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会ホームページ「キャッシュレス・ロードマップ 2020（2020 年 3 月 31 日）」1 頁
(<https://www.paymentsjapan.or.jp/wp-content/uploads/2022/02/roadmap2020.pdf>)
（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(149) 首相官邸ホームページ「未来投資戦略 2017 - Society5.0 の実現に向けた改革 -（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）」60 頁

なお、この目標は、「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「《KPI》2025 年 6 月までに、キャッシュレス比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。」⁽¹⁵⁰⁾とされ、2 年前倒しとなった。

経済産業省は、キャッシュレス推進の社会的意義として、『既存の課題を解決する』領域においては、『消費者の利便性向上』『現金決済に係るインフラコストの削減』『業務効率化／人手不足対応』『公衆衛生上の安心の実現』『現金の保有や取引機会の減少による不正／犯罪の抑止』の 5 つを社会的意義と定めた。また、『新たな未来を創造する』領域においては、『データ連携・デジタル化』『多様な消費スタイルを創造』の 2 つを社会的意義と定めた。⁽¹⁵¹⁾としている。

本章では、国税のキャッシュレス納付の推進を考察する上での基礎となる我が国におけるキャッシュレスの現状等を一般消費者と法人企業の別に概観し、諸外国におけるキャッシュレスの動向を確認した上で、キャッシュレスの普及に係る今後の方向性を検討する。

第 1 節 一般消費者に係るキャッシュレスの概要

ここでは、一般消費者（C：Consumer）と一般消費者が利用する事業者（B：Business）との取引（BtoC、CtoB）を中心にキャッシュレスの状況を概観する。

1 キャッシュレス決済比率

経済産業省が令和 5 年 4 月 6 日に公表した令和 4 年のキャッシュレス決済

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017_t.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(150) 首相官邸ホームページ「成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」12 頁

(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(151) 経済産業省ホームページ・前掲注(131)30 頁。

比率は、36.0%である⁽¹⁵²⁾（キャッシュレス決済比率の内訳の推移は、図表 17 参照）。

キャッシュレス決済比率は、分子を「クレジットカード支払額+デビットカード支払額+電子マネー支払額+QRコード決済支払額」、分母を「民間最終消費支出」とする式に基づき、キャッシュレス決済の推進状況を把握するための指標として、経済産業省において暦年のデータを用いて毎年算出・公表されているものである⁽¹⁵³⁾。

図表 17 キャッシュレス決済比率の内訳の推移⁽¹⁵⁴⁾

決済手段 暦年	クレジットカード	デビットカード	電子マネー	コード決済	計
平成 28 年	18.0%	0.3%	1.7%	—	20.0%
平成 29 年	19.2%	0.4%	1.7%	—	21.3%
平成 30 年	21.9%	0.4%	1.8%	0.1%	24.1%
令和元年	24.0%	0.6%	1.9%	0.3%	26.8%
令和 2 年	25.8%	0.8%	2.1%	1.1%	29.7%
令和 3 年	27.7%	0.9%	2.0%	1.8%	32.5%
令和 4 年	30.4%	1.0%	2.0%	2.6%	36.0%

2 決済手段の利用状況

日本銀行が実施したアンケート調査⁽¹⁵⁵⁾によると、日常生活で利用する現金以外の決済手段において、「クレジットカード」との回答が最も多く（68.2%）、次いで「バーコード・QRコード決済」（37.1%）、「金融機関口座からの自動引落し」（32.0%）、「タッチ式の電子マネー（交通機関での利用を除く）」（30.5%）が多かった。

(152) 経済産業省ホームページ「2022年のキャッシュレス決済比率を算出しました」（<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230406002/20230406002.html>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(153) 経済産業省ホームページ・前掲注(152)。

(154) 経済産業省ホームページ・前掲注(152)を参考に筆者作成。

(155) 日本銀行ホームページ『生活意識に関するアンケート調査』（第 93 回＜2023 年 3 月調査＞）の結果（2023 年 4 月 12 日）21-22 頁（https://www.boj.or.jp/research/o_survey/data/ishiki2304.pdf）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

なお、「現金以外は使わない」と回答する者も一定数存在する（8.7%）。
 また、現金以外の決済手段を利用する理由は、「ポイントや割引などの便益がある」との回答が最も多く（67.8%）、次いで「支払いが速くて簡単」（63.3%）、
 「現金を ATM から引き出すことや持ち歩くことなどの手間が省ける」（43.8%）が多かった（アンケート結果は、図表 18 及び図表 19 参照）。

図表 18 決済手段別の利用状況（複数回答）（156）

決済手段	調査年月	令和 4 3 月	令和 4 9 月	令和 5 3 月
クレジットカード		67.6%	67.5%	68.2%
バーコード・QR コード決済		27.4%	29.3%	37.1%
金融機関口座からの自動引落し		33.8%	32.3%	32.0%
タッチ式の電子マネー（交通機関での利用を除く）		37.3%	40.5%	30.5%
コンビニなどでの収納代行		15.8%	16.4%	15.4%
金融機関窓口や ATM からの振込み		13.9%	15.5%	13.3%
インターネット・モバイルバンキングでの振込み		10.5%	9.4%	10.9%
代金引換		7.8%	8.1%	7.3%
プリペイドカード		8.8%	8.0%	7.1%
デビットカード		4.0%	3.9%	3.5%
その他		0.5%	0.7%	0.8%
現金以外は使わない		9.2%	9.3%	8.7%

図表 19 現金以外の決済手段を利用する理由（複数回答）（157）

理由	調査年月	令和 4 9 月	令和 5 3 月
ポイントや割引などの便益がある		65.0%	67.8%
支払いが速くて簡単		64.2%	63.3%
現金を ATM から引き出すことや持ち歩くことなどの手間が省ける		44.1%	43.8%
利用明細や履歴を照会できる		24.8%	26.6%
現金が利用できない店舗やインターネット購入で利用できる		20.7%	20.0%
後払い、分割払い、ボーナス払いなどが利用できる		11.7%	12.4%
その他		3.4%	2.9%

(156) 日本銀行ホームページ・前掲注(155)21 頁を参考に筆者記載。

(157) 日本銀行ホームページ・前掲注(155)22 頁を参考に筆者記載。

第 2 節 法人企業に係るキャッシュレスの概要

第 2 節では、事業者たる法人（企業）間における取引（BtoB）に係るキャッシュレスの現状等について概観する。

1 法人数等

令和 3 年度分の法人数は、286 万 4,386 社である⁽¹⁵⁸⁾。

資本金階級別の構成比は、資本金 1,000 万円以下の階級（86.8%）と資本金 1,000 万円超 1 億円以下の階級（12.4%）が全体の 99.3%を占めている⁽¹⁵⁹⁾。

すなわち、我が国の法人数のほとんどは、資本金 1 億円以下の中小法人である。

2 キャッシュレス決済導入状況

経済産業省は、中小事業者におけるキャッシュレス決済手数料等の実態を把握すべく、全業種を対象に事業者向けの WEB アンケート⁽¹⁶⁰⁾を実施した。

その WEB アンケートによると、回答した事業者におけるキャッシュレス決済導入率は 72%である。

なお、決済手段別では、クレジットカード及びコード決済の導入率は 55%と半数以上の事業者で導入されているが、交通系電子マネー及びその他の電子マネーの導入率は 25%と 4 分の 1 の事業者にとどまっている（図表 20 参照）。

また、①業種別、②規模別、③客単価別及び④取引先の状況（BtoC 比率）に着目してキャッシュレス化が進んでいるか否か（キャッシュレス導入比率が高いか低いか）を見てみると、①業種別では、飲食業・小売業・観光業等

(158) 国税庁ホームページ・前掲注(49)12 頁。

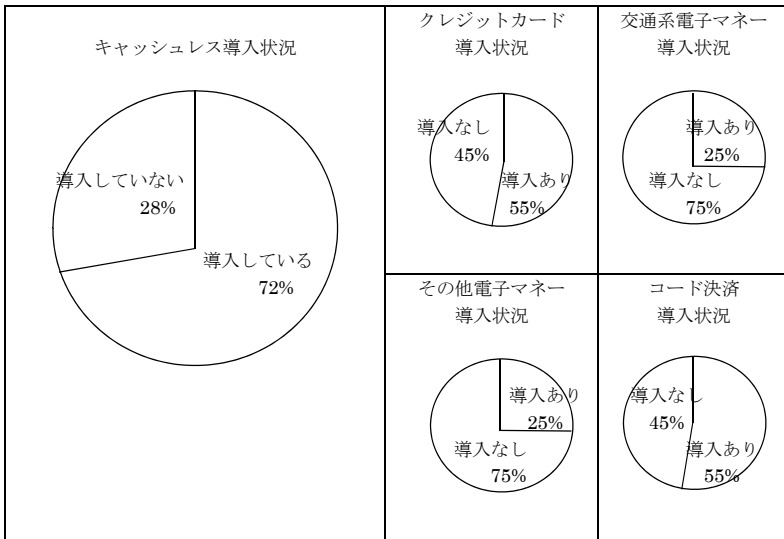
(159) 国税庁ホームページ・前掲注(49)12 頁。

(160) 経済産業省ホームページ「キャッシュレス決済 実態調査アンケート 集計結果」(<https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618002/20210618002-1.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

でキャッシュレス化が進展している一方、一次産業、製造業、建設業等ではキャッシュレス化が進んでいない。②事業者の規模別では、中規模事業者でキャッシュレス導入率が高い一方で、小規模、大規模事業者では低い傾向にある。③客単価別では、1,000 円~1 万円未満の単価帯でキャッシュレス導入率が高い一方で、客単価の高い事業者では低い。④BtoC が 100%（全て一般消費者への売上）である場合においては、キャッシュレス導入比率が 80.4% と高い一方で、BtoB が 100%（全て事業者との取引）である場合においては、キャッシュレス導入比率が 12.5% と低い傾向にある（図表 21 参照）。

キャッシュレス決済を導入していない理由の第 1 位は「顧客からの要望がない」、第 2 位は「手数料が高い」、第 3 位は「導入のメリットが不明」となっており、その他の自由記載欄では「業態に合わない」、「高齢者が多く要望がない」、「銀行振込を利用」等の回答があった。

図表 20 キャッシュレス決済導入状況⁽¹⁶¹⁾



(161) 経済産業省ホームページ・前掲注(160) 5 頁を参考に筆者作成。

図表 21 キャッシュレス化の区分別実態⁽¹⁶²⁾

傾向 区分	キャッシュレス化が進んでいる	キャッシュレス化が進んでいない
業種	飲食業・小売業・観光業等	一次産業・製造業・建設業等
企業規模	中規模事業者	小規模・大規模事業者
客単価	1,000 円～1 万円未満	10 万円以上
	キャッシュレスを導入している 80%代	キャッシュレスを導入している 19.7%
BtoC 比率	100% (全て一般消費者への売上)	0% (全て事業者との取引)
	キャッシュレスを導入している 80.4%	キャッシュレスを導入している 12.5%

3 日本の商習慣

日本の商習慣として、一般的な取引形態は、①買い手が売り手に商品やサービスを注文する（注文書や発注書の発行）、②売り手が買い手の注文や発注に従い納品する（納品書や請求書の発行）、③買い手は、請求を月末で締めて、翌月に売り手の指定口座へ振り込む、④売り手は口座に振り込まれた代金を受け取る。というものであり、決済方法は振込のほか、小切手や約束手形が使用される場合もある。

振込に当たっては、口座振替が利用されることもあり、BtoB においては、そもそも企業間同士で現金がやり取りされるわけではなく、BtoC に利用されるようなクレジットカード決済、電子マネー決済やコード決済はごく限定的となる。

このように、日本特有の商習慣（書面による取引）がキャッシュレス決済導入の妨げになっているとも考えられる。

(162) 経済産業省ホームページ・前掲注(160)6・7 頁を参考に筆者作成。

第 3 節 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要

番号法が成立し、平成 28 年 1 月 1 日より、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入された。マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤とされ、個人番号については、まずは社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定して導入され、一方、法人番号については、広く一般に公表されるものであり、官民間問わず様々な用途で活用が可能とされている⁽¹⁶³⁾。

第 4 節 諸外国におけるキャッシュレスの状況

日本のキャッシュレス決済比率は、令和 2 年のデータで比較すると、諸外国中 10 位であり、また、決済手段の内訳は国ごとに大きく相違している（図表 22 参照）。

ここでは、諸外国のうち、キャッシュレス先進国とされているスウェーデン、キャッシュレス決済比率が最も高い韓国及び近年キャッシュレス化が急速に進んでいる中国について、キャッシュレス化が進展した背景を検証することにより、我が国のキャッシュレス決済比率が相対的に低位にある理由の分析の資とする。

なお、諸外国においても、日本で導入しているマイナンバー制度と同様に、行政手続等において利用することを目的として、国民一人ひとりに割り当てた

(163) 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の概要」（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/gaiyo.htm>）（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

国税分野においては、「確定申告書、法定調書等の税務関係書類にマイナンバー（個人番号）や法人番号が記載されることから、法定調書の名寄せや申告書との突合が、個人番号や法人番号を用いて、より正確かつ効率的に行えるようになり、所得把握の正確性が向上し、より適正・公平な課税につながるものと考えられ、国税庁においては、マイナンバー制度の導入以降、納税者利便の向上施策に取り組んでいる。」とされる。

番号等を用いて、特定の個人を識別するための制度を導入している国が存在する⁽¹⁶⁴⁾。

スウェーデンでは、住民登録制度の歴史が古く、1947 年に個人識別番号が導入されてから利用範囲を限定せず行政サービスの向上等に積極的に活用され⁽¹⁶⁵⁾、韓国では、共通番号に紐付く形で需要が高い一部の情報が官民で共同利用できる仕組みを構築している⁽¹⁶⁶⁾。

図表 22 諸外国のキャッシュレス決済比率とその内訳⁽¹⁶⁷⁾

2020 年

付番	国	決済比率	(決済手段別内訳)			
			クレジット	デビット	電子マネー	コード決済
1	韓国	93.6%	79.9%	22.1%	0.1%	
2	中国	83.0%	—	—	—	
3	オーストラリア	67.7%	27.5%	35.8%	0.4%	
4	英国	63.9%	10.9%	53.0%	—	
5	シンガポール	60.4%	36.8%	22.6%	1.3%	
6	カナダ	56.1%	35.6%	20.5%	—	
7	米国	55.8%	30.5%	23.5%	1.8%	
8	フランス	47.8%	6.4%	41.4%	0.1%	
9	スウェーデン	46.3%	9.6%	36.7%	0.0%	
10	日本	29.8%	25.7%	0.8%	2.1%	
11	ドイツ	21.3%	0.5%	20.8%	0.1%	

(164) デジタル庁ホームページ「諸外国における共通番号制度を活用した行政手続のワンストップに関する取組等の調査研究 報告書 (2022 年 5 月)」 3 頁

(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f8a3c045-6c82-4abf-b0bf-cf18bdb79c38/bbf9c127/20220512_policies_mynumber_report_02.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(165) デジタル庁ホームページ・前掲注(164)120 頁。

(166) デジタル庁ホームページ・前掲注(164)163 頁。

(167) 一般社団法人キャッシュレス推進協議会ホームページ・前掲注(128)9 頁「世界主要国におけるキャッシュレス決済比率 (2020 年)」を参考に筆者作成。

なお、決済手段別内訳については、一般社団法人日本クレジット協会ホームページ『日本のクレジットの統計 2021 年版』48 頁『(参考資料) 諸外国のキャッシュレス (カード決済) に関する統計』

(https://www.j-credit.or.jp/information/statistics/download/statistics_domestic_2021.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧) を参考に追加記載。

ただし、コード決済の数値は、当該資料に記載がないため表示していない。

1 スウェーデン

(1) 背景

スウェーデンは、「現金が消えた国」とも言われるほど、現金流通残高の対名目 GDP 比率が低い⁽¹⁶⁸⁾。

ただし、「現金流通残高の減少＝キャッシュレス化の進展」と単純には結論付けることはできない。「①キャッシュレス化の進展度を多国間で比較する目的、②一国内でのキャッシュレス化の進展度を時点間で測定する目的のどちらにおいても、現金の流通規模だけをもとに判断することは適切とはいえない。」⁽¹⁶⁹⁾が、一般的には、「キャッシュレス先進国」と紹介されることが多い。

キャッシュレス決済比率は 46.3%と諸外国の中で 9 位に位置し、決済手段別内訳では、デビットカードの比率が 36.7%と特に高い。

スウェーデンにおけるキャッシュレス化は、政府や中央銀行による政策的なものではなく、市場主導で進展したとされ、その背景として、①社会全体の IT 化水準の向上、②決済システム、金融システムを維持・確保することへの問題意識、③金融機関に対する国民の信頼性が高かったこと及び④現金取扱環境の悪化が要因であると考えられている⁽¹⁷⁰⁾。

(2) 個人番号の定着

スウェーデンでは、個人番号の定着の歴史的背景として、「16 世紀以降、

(168) 日本銀行ホームページ「BIS 決済統計からみた日本のリテール・大口資金決済システムの特徴 (2017 年 2 月)」3 頁
(<https://www.boj.or.jp/research/brp/psr/psrb170221.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

「日本における現金流通残高の対名目 GDP 比率は、調査時点 (2015 年) で 19.4%と、CPMI メンバー国の中で突出して高くなっている。これは、キャッシュレス化が急速に進行しているスウェーデン (1.7%) の約 11 倍にも達する。」とされる。

(169) 中田真佐男「国内リテール決済におけるキャッシュレス化の進展に向けた論点整理」金融調査研究会報告書『キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』100 頁 (金融調査研究会、2018)。

(170) 小部春美「スウェーデン及びドイツにおけるキャッシュレス化の現状と課題」財務省財務総合政策研究所編『キャッシュレス・イノベーション 決済手段の進化と海外事情』176-177 頁 (金融財政事情研究会、2019)。

教会が住民情報を管理していたので、これが個人番号の基になったと言われて」⁽¹⁷¹⁾いる。「1947 年に住民登録されている全国民に個人番号を付番し、1975 年に法人番号制度を導入。個人番号は、納税者番号として活用されるほか、各種の社会保障給付、銀行口座開設、不動産売買、DVD のレンタルなど様々な分野において活用」⁽¹⁷²⁾されている。

2 韓国

(1) 背景

韓国は、キャッシュレス決済比率が 93.6%と諸外国の中でも最も高い国となっており、決済手段別内訳では、クレジットカードの比率が 79.9%と特に高い。

その背景は、「1997 年の東南アジア通貨危機の影響を受け、その打開策として実店舗等の脱税防止や消費活性化を目的に、政府主導によるクレジットカード利用促進策を実施した結果が、その一因である」⁽¹⁷³⁾と考えられる。

なお、韓国では、クレジットカードのほかにも、T マネーカード（交通系 IC カード）やゼロペイ（QR コード決済）が普及している。

(2) 住民登録番号制度

「韓国においては、朝鮮戦争後、韓国住民であることを証明するために、1968 年（昭和 43 年）、住民登録番号制度が施行された。当初は、当初本人確認（証明）のための制度であったが、情報化時代を迎えて、1991 年（平

-
- (171) 内閣府ホームページ「税制調査会平成 29 年 6 月 19 日『税制調査会（第 10 回総会）議事録』」9 頁
(https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/20170919_giziroku_1.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。
- (172) 内閣府ホームページ「税制調査会平成 29 年 6 月 19 日『政府税制調査会海外調査報告（エストニア、スウェーデン）』」9 頁
(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen10kai7.pdf>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。
- (173) 経済産業省ホームページ・前掲注(146)14 頁。

成 3 年)以降、住民登録番号制度を行政サービス提供の基盤として活用するため、住民登録法の改正が行われてきた。特に、1997 年(平成 9 年)の経済危機以降、韓国政府が、政府の効率化と産業育成を目指し、世界最先端の電子政府・ICT 社会の構築に向け取り組む中、住民登録番号制度は官民の電子サービスにおける個人証明の社会インフラに変貌した。」⁽¹⁷⁴⁾とされる。

3 中国

(1) 背景

中国は、キャッシュレス決済比率が 83.0%と諸外国の中で 2 番目に高い国となっている。

その背景としては、スマートフォンが普及し、モバイル決済の利用が急速に拡大したことが大きい。

中国インターネット情報センター(CNNIC)が公表した調査報告書⁽¹⁷⁵⁾によれば、令和 4 年 6 月現在、中国のインターネット利用者は、約 10 億 5,114 万人(普及率 74.4%)であり、そのうち、モバイルインターネット利用者は、10 億 4,659 万人(インターネット利用者全体の約 99.6%)である。

なお、中国の 10 年前(平成 24 年 6 月)の数値を見てみると、インターネット利用者が約 5 億 3,760 万人(普及率 39.9%)であり、そのうち、モバイルインターネット利用者は、3 億 8,825 万人(インターネット利用者

(174) 総務省ホームページ「平成 24 年版 情報通信白書」110-111 頁

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/pdf/24honpen.pdf>)
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(175) China Internet Network Information Center (CNNIC)ホームページ「The 50th Statistical Report on China's Internet Development(August2022)」16-17 頁

(<https://www.cnnic.com.cn/IDR/ReportDownloads/202212/P020221209344717199824.pdf>)「Statistical Report on Internet Development in China (July2017)」12-13 頁

(<https://www.cnnic.com.cn/IDR/ReportDownloads/201807/P020180711387563090220.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

全体の約 72.2%) である。この 10 年間、利用者は増え続け、インターネット利用者は約 2 倍、モバイルインターネット利用者は約 2.7 倍となった。

参考として、日本の令和 3 年におけるインターネット利用率(個人)は、82.9%であり、スマートフォンの世帯保有率は、88.6%である⁽¹⁷⁶⁾。

(2) 理由

中国において、キャッシュレス化が進展している理由としては、現金の安全性(偽札問題)、透明性(脱税問題)、コスト(印刷・流通コスト)に係る課題が存在したことが考えられている⁽¹⁷⁷⁾。

なお、モバイル決済の利用が急速に拡大した理由については、ICT を活用した新サービスは、インフラの整備をほとんど必要とせず、サービス開始に係るコストの面から参入ハードルが低かったことが挙げられる⁽¹⁷⁸⁾。

また、中国では、日本と比べて ATM の設置台数が少ないとされる。平成 27 年時点での国土面積当たりの ATM 設置台数で比較すると、日本では 0.29 台/㎤であるのに対し、中国では 0.09 台/㎤と 3 倍以上の開きがある。現金の入手が比較的不便な中で現金を必要としない手軽な決済サービスが登場したため、利用者が一気に拡大したと考えられている⁽¹⁷⁹⁾。

(176) 総務省ホームページ「令和 4 年版 情報通信白書」20 頁・94 頁

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r04/pdf/01honpen.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(177) 経済産業省ホームページ・前掲注(146)16 頁。

(178) 総務省ホームページ「平成 30 年版 情報通信白書」94 頁

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/pdf/30honpen.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

ICT サービスの提供開始に係るコストについては、「新興国では固定電話の回線や従来の銀行システムのように整備に多額の費用や多くの人員が必要なインフラが必要なサービスは普及に時間がかかり、先進国のような水準に達するのは難しかった。」とされる。

(179) 総務省ホームページ・前掲注(178)94 頁。

第 5 節 キャッシュレスの普及に係る課題と方向性

日本のキャッシュレス決済比率は、諸外国と比べて低い水準にあるが、キャッシュレス決済比率算出の基となる決済手段において、①クレジットカードについては、プラスチック製のカードを世界で初めて発行し⁽¹⁸⁰⁾、②デビットカードの基となるキャッシュカードサービスについては、国のインフラというべきオンライン・システムを世界に先駆けて構築し⁽¹⁸¹⁾、③電子マネーについては、日本独自に普及拡大が進展し、④コード決済については、コード決済に不可欠な QR コードは日本の発明によるものである。

また、決済手段の変化に伴う法整備も進められてきた。

これらの点では、日本は世界の先駆けとなっている。

我が国の状況は、諸外国とは異なり、単純に比較することはできない⁽¹⁸²⁾ものの、なぜ我が国のキャッシュレスは普及しにくいのかを検討し、課題と方向性を考察する。

1 日本のキャッシュレスが普及しにくい背景

日本のキャッシュレスが普及しにくい背景について、経済産業省は、①我が国特有の社会情勢（治安の良さ、現金に対する高い信頼、レジの処理が高速かつ正確、ATM の利便性が高く現金の入手が容易）、②実店舗側の問題

(180) 一般社団法人日本クレジット協会ホームページ「クレジットの歩み『クレジット通史』」16 頁

(https://www.j-credit.or.jp/information/download/walk_ayumi_02.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(181) 根本忠明『銀行 ATM の歴史 預金者サービスの視点から』28 頁（日本経済評論社、2008）。

(182) 金融調査研究会「キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方」金融研究会報告書『キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』24 頁（金融調査研究会、2018）。

「預金口座の開設が比較的容易で多くの国民が預金口座を持ち、振込や口座振替といった基本的な金融サービスが充実している点、盗難等の犯罪が相対的に少ない点など、諸外国と異なる状況にあることから、諸外国と比較して他のキャッシュレスな決済手段の利用が少ないことをもって、キャッシュレスな決済手段の利用をさらに進めるべきとの結論に至ることは拙速と思われる。」とされる。

(キャッシュレス端末導入・運用・維持に係るコストの問題、資金化までにタイムラグが発生することによる資金繰りの問題)、③消費者側の不安(キャッシュレス支払にまつわる各種の不安等)及び④支払サービス事業者側の環境(コスト負担、世界的にも稀有なマルチアクワイアリング環境)であると分析している⁽¹⁸³⁾。

2 我が国特有の実情

第 4 節において、諸外国の状況を概観したが、キャッシュレス化の進展には、政府による政策的な取組、歴史的な背景、国の実情及び個人番号制度の利活用の遅れが大きく関連している。

また、我が国特有の実情を挙げれば、他国と比べ狭小な国土、高い人口密度のほか、世界第 1 位の高齢者人口割合がある。

我が国の総人口は、令和 3 年 10 月 1 日現在、1 億 2,550 万人である。65 歳以上人口は、3,621 万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)は、28.9%となっている⁽¹⁸⁴⁾。

なお、65 歳以上の 17.0%が「情報機器を使わない。」とされる⁽¹⁸⁵⁾。

3 課題と方向性

これまで、我が国特有の社会情勢や実情、法人企業の商習慣の影響により、我が国のキャッシュレス化が進展しにくいという検討を行った。

「キャッシュレス化は決済手段の選択の結果生じるものである。」⁽¹⁸⁶⁾とい

(183) 経済産業省ホームページ・前掲注(146)23 頁・24 頁・26 頁・29 頁を参考に記載。

(184) 内閣府ホームページ「令和 4 年版 高齢社会白書」2 頁

(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(185) 内閣府ホームページ「令和 4 年版 高齢社会白書」48 頁

(https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/pdf/1s3s_02.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

「75 歳以上では、男性 25.1%、女性 29.8%が情報機器を使わない。」とされる。

(186) 北村行伸「キャッシュレス化の実態とその課題」金融調査研究会報告書『キャッシュレス社会の進展と金融制度のあり方』79-80 頁(金融調査研究会、2018)。

う意見もある。

確かに、決済手段としてキャッシュレスを利用するかしないかは、支払者が利得性や利便性あるいは新型コロナウイルス感染症の感染防止（非対面手続への移行）を基に選択するのであって、強制できるものではない。

しかし、我が国は、少子高齢化などの深刻な社会問題を抱えており、生産性を向上させ、経済再生を図るにはデジタルを最大限に活用することが必要不可欠であり、社会全体における ICT の利活用の推進はますます重要となっている。ICT の活用は、中小企業をはじめ、十分な労働力の確保に苦しんでいた企業の成長にも貢献すると考えられるほか、キャッシュレス決済等が進むことで企業と国民の両方が便益を享受することができ、我が国の経済活性化につながることを期待される。しかし、一方で、年齢や地理的条件などによってインターネット利用率に一定の差異が見られる⁽¹⁸⁷⁾。

政府は、「デジタル社会の目指すビジョンとして『デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会』を掲げており、このような社会を目指すことは、『誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化』を進めることに繋がるとしている。」⁽¹⁸⁸⁾

「経済主体の決済手段の選択は、本来、政策目標にするようなものではなく、経済主体の判断に任せるべきものである。特定の技術やサービスが初期段階あり、政府がそれを育成したいという意図があれば、一定期間保護や助成を行うということはあるだろうが、決済はすでに成熟した技術であり、現金通貨は 2700 年以上の昔から存在している。政府がキャッシュレス化を進めるために、インセンティブをつける必要はない。そもそも決済という行為自体が、財やサービスの消費目的のための手段であって、決済自体は目的ではない。キャッシュレス化は決済手段の選択の結果生じるものである。電子商取引が今後さらに拡大し、一般小売店が自発的な多決済機能を導入していけば、キャッシュレス化は自然と進むものである。むしろ、重要なことは、情報技術の進歩による各種の IT 化、AI の利用が少子高齢化、地方過疎化などの構造問題への対応策となる中で、キャッシュレス化がその副産物として生まれるという論点である。」とされる。

(187) 総務省ホームページ・前掲注(176)164 頁。

(188) デジタル庁ホームページ「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）」3 頁
(https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/681a8306-6d79-4082-925a-a8ba82e97d9d/f6105c38/20211224_policies_priority_doc_01.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

キャッシュレスの普及に係る方向性として、少子高齢化や地域の人口減少等を背景に様々な課題が存在する我が国においては、社会のデジタル化、効率化を進め、更なる環境整備を図り、政府が掲げる「デジタルにより目指す社会の姿」と同様に「結果として国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合ったサービスが提供される豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現を目指す。」⁽¹⁸⁹⁾が必要である。

(189) デジタル庁ホームページ・前掲注(188)4頁。

第 5 章 国税のキャッシュレス納付の推進

政府は、令和 7 年 6 月までに、キャッシュレス比率を倍増し、4 割程度とすることを目指す。とした目標を掲げている。

また、国税庁は、国税のキャッシュレス納付割合を「令和 7（2025）年までにキャッシュレス納付比率 4 割程度を目指す。」としている。

令和 3 年度の国税のキャッシュレス納付割合は、32.2%であり⁽¹⁹⁰⁾、このまま順調に推移すれば、スマホアプリ納付の利用もあいまって令和 7 年度までに目標の 4 割は達成すると見込まれるが、依然として「納付書（紙）による納付」の比率が 62.7%と高く、とりわけ「金融機関窓口での納付」が 60.5%と高い。

一方で、金融機関及び税務署での窓口納付（以下、単に「窓口納付」という。）に係る割合を人格別で見ると、法人 74.5%・個人 25.5%であり、全体の約 4 分の 3 は法人からの納付となっており、税目別では、源泉所得税が 57.5%と半数以上を占めている（窓口納付の概況は、図表 23 参照）。

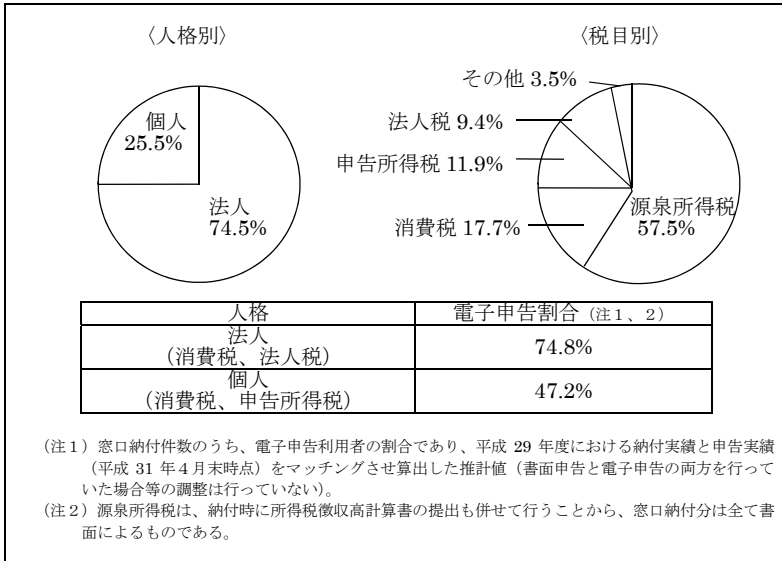
よって、法人が納付する源泉所得税をいかにキャッシュレス納付に取り込むかが国税のキャッシュレス納付推進に関しての重要ポイントになると言える。

この章では、今後の国税のキャッシュレス納付の推進に寄与するため、納税者（法人）の電子納税に係る実態を分析し、電子納税の利用拡大を図るための考察を行った上で、有効な利用勧奨について検討する。

更に、各方面からの意見・要望をヒントにした国税の電子納税環境整備に係る検討を行うとともに、キャッシュレス納付の中心的な納付手段となり得るダイレクト納付の推進に係る考察を行う。

(190) 国税庁 e-Tax ホームページ・前掲注(12)参考 2 「納付手段別納付件数（平成 30～令和 3 年度）」。

図表 23 金融機関・税務署での窓口納付の概況⁽¹⁹¹⁾



第 1 節 キャッシュレス決済比率との関係

経済産業省が示すキャッシュレス決済比率は、民間最終消費支出に占めるクレジットカード、デビットカード、電子マネー及びコード決済支払額の合計額の割合としている。これは、国際比較を可能とする観点から採用されており、日本は、その値が令和 2 年で 29.8%と諸外国の中でも低位であることが指摘されている。しかし、この統計は、「銀行振込／口座振替など家計や企業が日常的に利用している電子決済を含めておらず、キャッシュレス社会を考える上では有益な統計ではない」⁽¹⁹²⁾との意見もある。

なお、経済産業省が我が国のキャッシュレスの利用実態を網羅的に把握する

(191) 内閣府ホームページ・前掲注(16)34 頁「金融機関・税務署での窓口納付の概況」を基に筆者作成。

(192) 北村・前掲注(186)67 頁。

ための調査を実施（令和 4 年 11 月 19 日～11 月 20 日）し、令和 5 年 3 月に公表した「消費者実態調査の分析結果」によれば、「月々の支出金額に占めるキャッシュレス決済の割合は 47%であり、口座振込／口座振替を含めるとキャッシュレス決済の割合は 67%となる」⁽¹⁹³⁾（図表 24 参照）。

国税のキャッシュレス納付割合は、全納付件数に占める振替納税を含めたキャッシュレス納付件数の割合であり、使用する単位は、源泉所得税に係る納税義務者を含めた、個人及び法人の包括的な納付件数である。

よって、個人消費に重点を置いた経済産業省のキャッシュレス決済比率の推移を直接的に国税のキャッシュレス納付割合の推移に結び付けることはできない。

図表 24 月間支出金額に占める決済手段の割合⁽¹⁹⁴⁾

決済手段	決済手段別割合	キャッシュレス決済 (47%)	口座振替／振込を含める (67%)	【参考】 国税のキャッシュレス納付割合（令和 3 年度）	
クレジットカード	34%	47%	67%	クレジットカード納付	1.5%
コード決済	8%			インターネット BK	12.6%
電子マネー	5%			ダイレクト納付	5.5%
銀行口座振替	17%	21%		振替納税	12.6%
銀行口座振込	4%			計	32.2%
現金	31%	31%		31%	窓口納付
その他	2%	2%	2%	コンビニ納付	5.2%

(193) 経済産業省ホームページ「令和 5 年 3 月 20 日『キャッシュレスの将来像に関する検討会』別冊『消費者実態調査の分析結果（2023 年 3 月）』」7 頁
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/cashless_future/pdf/2023_0320_3.pdf（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(194) 経済産業省ホームページ・前掲注（193）7 頁を参考に筆者作成。
 なお、【参考】国税のキャッシュレス納付割合（令和 3 年度）」については、国税庁 e-Tax ホームページ・前掲注(12)参考 2「納付手段別納付件数（平成 30～令和 3 年度）」を参考に追加記載。

第 2 節 法人の電子納税に係る実態等

1 納付状況の実態

令和 3 年度における、法人税の税理士関与割合は 89.5%⁽¹⁹⁵⁾であるところ、令和 3 年に、税理士が法人に代わって申告（以下「代理申告」という。）や納付（以下「代理納付」という。）をどの程度行っているか等について、アンケート調査⁽¹⁹⁶⁾が実施された。

代理申告については、電子申告をしているが 95.4%、郵送申告・税務署等での紙による対面申告をしているが 4.6%、代理申告をしていないが 0.0%であった。

その反面、代理納付については、主に電子納税をしているが 18.5%、主に窓口納付をしているが 6.2%、代理納付をしていないが 75.4%であった（代理申告・代理納付と電子化の有無は、図表 25 参照）。

すなわち、大多数の法人は税理士関与があり、大多数の税理士は電子申告しているものの、その後は税理士関与がある法人の 4 分の 3 が自らで納付を行っているということである。

一方、平成 30 年に全銀協が実施したアンケート調査⁽¹⁹⁷⁾（以下、この章において「全銀協アンケート調査」という。）によると、電子納付の方法を一つも知らない・わからないという法人は全体の 2%であった。要するに、残りの約 98%の法人は、最低一つは電子納付の方法を知っていることになるが、同調査における電子納付の利用率は 15%に留まっている。

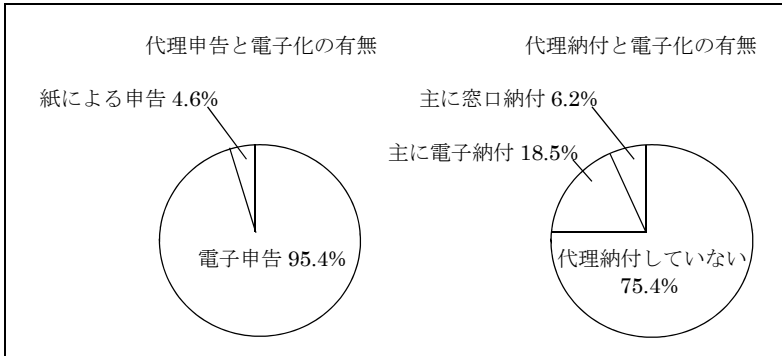
(195) 財務省ホームページ・前掲注(122)158 頁。

(196) 内閣府ホームページ「規制改革推進会議令和 3 年 3 月 2 日『第 7 回デジタルガバメントワーキング・グループ』資料 1『電子申告・電子納付の推進に向けて(2021.03.02)』」14 頁
(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20210302/210302_digital01.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

なお、上記質問に関しては、会計事務所等への WEB アンケート調査であり、当該質問については、税理士に絞った結果、回答数は 65 とされる。

(197) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(6)14 頁。

図表 25 代理納付・代理申告と電子化の有無⁽¹⁹⁸⁾



2 電子納付を選択する理由と選択しない理由

全銀協アンケート調査によれば、電子納付を選択する理由としては、「家やオフィス等から移動する必要がない」、「窓口で待たないでよい」、「手続きにかかる時間が短い」という回答が多く、電子納付の方法を知っているが利用しなかった理由は、「紙の領収証書が欲しい」、「その場で指摘・訂正してもらえない」、「確実に納付したという実感を得られない」、「セキュリティに不安がある」、「操作・手続が面倒」という回答が多かった⁽¹⁹⁹⁾。

また、全銀協アンケート調査におけるインタビュー調査では、電子納付を選択しなかった理由は、「いつも窓口で納付しているので今回もそうした」、「納付書が紙で届いたので何となく窓口を持って行った」とのコメントがあり、納付方法を比較検討することなく、習慣的に紙による納付を選択している法人がいることが明らかになった⁽²⁰⁰⁾。

更に、電子納付と紙による納付を比較検討した結果、電子納付を選択しなかった（紙による納付を選択した）理由は、「紙の領収証書を保管することが社内規定化されているが、電子納付では領収証書が受け取れない」、「PC等

(198) 内閣府ホームページ・前掲注(196)14頁を参考に筆者作成。

(199) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(6)13-14頁。

(200) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(6)15頁。

の操作に不慣れなので選択しなかった」、「口座振替は、住所変更や引落とし口座の変更手続や残高管理が面倒」、「ペイジー利用時の番号の入力など、電子納付は操作が面倒・間違えそう」、「収納機関・税目等によって利用可能な電子納付の方法が異なり、紙による納付と併用するのはかえって面倒」、「収納機関・税目等によって利用可能な電子納付の方法が異なるが、金融機関の窓口であれば、全てに対応しているから」、「他の用事のついでに金融機関で納付している」である⁽²⁰¹⁾。

3 分析と考察

(1) 代理納付の問題

大多数の法人は税理士関与があり、大多数の税理士は電子申告をしているものの、その後の納付は法人自らが行っていることが確認できた。

その理由は、①法人企業には、経理担当者がいて、各種の資金決済を担当しており、他の用事のついでに金融機関で税理士から渡された納付書を基に納付を済ませてしまう、②税理士としても、代理で電子申告は行うが、その後、納付までは現金管理等のリスク回避から、行わないためと考えられる。

税理士は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の規定により、納税義務の適正な実現を図ることを使命とされており（税理士法 1）、そのため、期限内納付指導や各種納付手段に関する広報・周知及び関与先への納付指導を行うことや税務書類の作成として納付書（源泉所得税自主納付分に係る所得税徴収高計算書を含む）を納税者へ渡すことはあるが、税理士業務に付随して納付そのものを代理代行⁽²⁰²⁾することまでは業務とされていない。

キャッシュレス納付は、現金を直接取り扱わないのであるから、代理納

(201) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(6)15頁。

(202) 納税等に係る税務代理の規定としては、税理士法基本通達 2-3（税務代理の範囲）において「分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。」とされている。

付を行うことについてリスクが軽減されるように思えるが、インターネットバンキングを利用した電子納税には、インターネットバンキングログイン用の ID・パスワードが必要であり、クレジットカード納付には、クレジットカード番号等が必要であり、スマホアプリ納付には、スマートフォンが必要である。

すなわち、これらのキャッシュレス納付を行うためには、厳重な管理が必要な情報又は機器を納税者と共有する必要があることから、税理士には高いリスクが伴う。

そこで、残る電子納税の手段は、ダイレクト納付ということになる。

ダイレクト納付は、税理士はあらかじめ、法人から納付日を聞いておくだけで申告等と同時に納付手続が完了するため、他の納付手段よりハードルは低い。税理士が納税者に代わってダイレクト納付の手続を行うことから、「操作・手続が面倒」、「PC 等の操作に不慣れなので選択しなかった」といった電子納付に係る拒絶理由は解消される。

更に、ダイレクト納付は預貯金口座からの振替（口座引落し）であるから、e-Tax 操作が不慣れな納税者であっても通帳記入を行えば、納付事績を視認することができ、「紙の領収証書が欲しい」、「確実に納付したという実感を得られない」といった拒絶理由が緩和される。

(2) 中小企業の課題

政府は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)の中で、「インボイス制度が導入される令和 5 年 10 月も見据え、ビジネスプロセス全体のデジタル化によって負担軽減を図る観点から、請求書・領収書のデジタル化、キャッシュレス化及び税・社会保障手続の電子化・自動化を促進する。」⁽²⁰³⁾とし、「2023 年

(203) 政府 CIO ポータル「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)」16 頁
(<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12187388/www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200717/siryou1.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

を目的に電子受発注システム導入率約 5 割」⁽²⁰⁴⁾を目指している⁽²⁰⁵⁾。

そのため、中小企業庁は、中小企業共通 EDI (Electronic Data Interchange)⁽²⁰⁶⁾を整備するなど、電子受発注システム導入の普及に取り組んでいる。

しかし、「中小企業では、慢性的な人手不足が深刻化しており、IT に人材を割くことができない場合が少なくない。特にデジタル技術の導入をリードする社内人材の不足や、企業内での IT リテラシーの格差が課題となっている。加えて、経営層の理解を得てキーマンがデジタル化を牽引しようとしても、既存の習慣を変えようという意識が社内で醸成できていない中小企業も少なくない。」⁽²⁰⁷⁾とされる。

また、東京商工会議所が実施したアンケート調査によれば、「IT を『活用したいができない』と回答した企業の約 3 割は『導入の効果が分からない

(204) 首相官邸ホームページ「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議令和 4 年 2 月 22 日『第 3 回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ』資料 6『電子受発注システム導入率向上に向けたロードマップ』」(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/katsuryoku_kojyo_wg/dai3/siryou6.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(205) 中小企業庁ホームページ「令和 3 年度取引条件改善状況調査 結果概要 (令和 4 年 4 月)」43 頁 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2022/220412chousa.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

電子受発注への対応状況 (受注側) について、現在 (令和 3 年) までに 48.5% が対応済みとなっているが、34.8% の企業は「当面対応の予定はなし」と回答している。

(206) 中小企業共通 EDI ポータルサイト「『中小企業共通 EDI』とは」(<https://www.edi.itc.or.jp>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

中小企業共通 EDI については、「中小企業取引に最適化・標準化された、簡単・便利・低コストを目指した取引データの企業間交換の仕組み (EDI) です。平成 28 年度中小企業庁事業『次世代企業間データ連携調査事業』により策定され、その効果が実証されました。」とされる。

なお、EDI (電子交換データ) とは、従来、企業間取引において契約書、受注文書、納品書及び請求書など書面で作成されていたものについて、インターネット等を利用して電子データとしてやり取りするシステムのことをいう。

(207) 一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ「Society5.0 時代のサプライチェーン - 商流・金流のデジタル化推進に向けて - (2020 年 9 月 15 日)」12 頁 (https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/079_honbun.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

い、評価できない』を課題にあげている。」⁽²⁰⁸⁾とされる。

第 4 章で触れたが、日本には特有の商習慣があり、注文書、発注書、納品書、請求書を書面で作成し、それらを郵送でやり取りするほか、支払が振込みであるため、日常的に郵便局や銀行へ行く、社内で用務が済まないため、「他の用事のついでに金融機関で納付」といった流れが生じているのであるが、一方で、「IT を活用したいができない」という中小企業は存在する。

よって、「デジタル化のメリット・重要性の発信」及び「中小企業のデジタル化に対する支援」⁽²⁰⁹⁾が必要な施策であり、その施策を十分に行い電子受発注システムの導入を促進することが、結果的には法人の電子納税の利用拡大につながると考えられる。

第 3 節 法人の電子納税に係る利用勧奨

前節のとおり、電子受発注システムの導入が法人の電子納税の更なる利用拡大につながると考えられる。

しかし、電子受発注システムの導入のような環境整備以外にも、電子納税未利用者に対する戦略的な利用勧奨や効果的な広報の取組を継続的に進めることが重要である。

1 戦略的な利用勧奨の取組

戦略的に利用勧奨を行うためには、まず、納税者の分析が必要である。

そのため、納税者に対するアンケート調査は、納税者の意識を分析する上で、重要な役割を果たす。

(208) 東京商工会議所ホームページ『『中小企業の経営課題に関するアンケート』調査結果 (2022 年 12 月 12 日)』 19 頁

(<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1032659>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(209) 一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ・前掲注(207)10 頁。

例えば、全銀協はアンケートにおいて、「電子納付を選択しなかった理由」の問いに対し、「紙による領収証書が欲しいから」との回答が定量的に多かったことに反応し、「後日、実際に領収証書が必要になったことがあるか」という更問を行い、『監査の際に提出することになっている』という回答があった一方で、『必要になったことはない』・『例えばインターネットバンキングの履歴を印刷することでも代替可能』という回答があったことから、法人が税・公金を納付する場合、必ずしも紙の領収証書が必要ではないケースもあると想定される。」⁽²¹⁰⁾と考察している。

このことは、電子納税未利用の法人に対する利用勧奨の際に「必ずしも紙の領収証書が必要ではない。」と説明することにより、納税者の意識を変え得る効果的な利用勧奨となる。

更に重要なことは、定性的な分析のため、アンケートに選択式の項目とは別に自由記載欄を設け、「電子納税を選択した理由」の回答を求め、その対応を行うことである。

具体的には、「電子納税を選択した理由」について、「家やオフィス等から移動する必要がない」等の理由以外に、選択したきっかけや動機、電子納税を利用してよかったこと等を詳細に把握することは、マーケティング戦略において、しばしば利用されるレビュー（実際に購入した者の声は、これから購入する者の不安感を解消する。後押しになる。）と同様の効果が期待でき、より戦略的な利用勧奨が可能となる。

また、「官民で成功事例を共有、発信して機運を高めていくことも必要である。その際、どの程度コストが削減できたか、どの程度生産性が上がったか等について数字で具体的かつ定量的に示すことが重要である。」⁽²¹¹⁾

なお、国税においては、毎年、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関するアンケート⁽²¹²⁾を実施し、結果を公表しているほか、地方税におい

(210) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(6)15頁。

(211) 一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ・前掲注(207)10頁。

(212) 国税庁 e-Tax ホームページ「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用に関する

でも、アンケート調査⁽²¹³⁾（以下、この章において「地方税アンケート調査」という。）を実施し、結果を公表している。

しかし、これらのアンケート調査は、利用満足度調査の意味合いが強く、意見・要望に係るウエイトが大きいことから、今後のシステム開発や運用等のためには、非常に有益なものであるが、法人の電子納税を戦略的に利用勧奨するという観点からは、項目が不足している。

今後の取組としては、税務機関は互いに連携を密にし、いかに法人の電子納税を戦略的に利用勧奨するかを協議した上、国税・地方税共通のアンケートを実施することが必要である。

2 効果的な広報の取組

地方税アンケート調査において、「eLTAX を利用するきっかけとなったもの（複数回答の設問）」の問いに対し、「税理士や加入団体（青色申告会、法人会等）からの紹介」が 52%、次いで「役所や税務署、金融機関等の案内」が 34% となっていることから、官民で連携した広報施策が効果的と考えられ、官民一体的な取組の観点から、広報媒体として使用するチラシ・ポスター等については、関係機関のクレジット入りのものとするのが望ましい。

なお、チラシ等のほか、各機関の関係者が活用可能な FAQ や利用勧奨マニュアル（セールストーク）を作成し、各機関において研修会を積極的に実施することも必要である。

るアンケートの実施結果について（令和 4 年 8 月）」

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topicser03.pdf>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(213) 地方税共同機構ホームページ「eLTAX 利用者満足度調査結果報告書（令和 5 年 2 月 28 日）」

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07264>)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

第 4 節 国税の電子納税環境整備

1 e-Tax の更なる利便性の向上

e-Tax の利便性の評価として、「士業の方々は、毎年膨大な数の手続を繰り返しますので、どんな UI、UX でもある種慣れていくところがあるのですが、それでも、エンドユーザーさんというか納税者さんが直接自分で申告とか納付をする場合は、本当に年に 1 回、自分の分しか手続をしないので、なかなか慣れていかないところがあって、つまりくところは必ずつまりくということ、UX に対してのハードルは非常に高いという現状になっている」⁽²¹⁴⁾という意見がある。

e-Tax を利用して、納税額のある申告等データを送信した場合や源泉所得税自主納付分に係る所得税徴収高計算書のデータを送信した場合、「受信通知（納付区分番号通知）」がメッセージボックスに格納され、そこから電子納税の手続に進むことができる。

しかし、税理士から申告が済んだため納付するよう連絡を受けた納税者が電子納税のみを初めて行おうとする場合、おそらくほとんどの納税者は、一旦、国税庁ホームページを閲覧し、納付方法を検索後、納付手続を行うものと推測されるが、そのためには、画面レイアウトの分かりやすさ、操作方法の簡便化をはじめとする利用者の利便性の向上、利用者へのサポート体制の充実は不可欠である。

国税庁は、令和 5 年 1 月から、マイナポータルの「もっとつながる」機能を利用して、e-Tax と連携するための設定画面や遷移後の画面の UI・UX を

(214) 内閣府ホームページ「規制改革推進会議令和 3 年 3 月 2 日『第 7 回デジタルガバナメントワーキング・グループ』議事概要」4 頁 (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20210302/gijiroku0302.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

なお、UI/UX (User Interface/User Experience) については、「商品やサービスを開発するときに、利用者にとって使いやすいかどうか考える概念のこと。UI: 利用者の目に触れたり実際に使用したりする部分 UX: 利用者がサービスや商品を使って得られる体験」とされる (経済産業省ホームページ・前掲注(124)45 頁)。

改善する⁽²¹⁵⁾など、各種のシステムについて、利用者目線に立った不断の改善に取り組んでいる⁽²¹⁶⁾ところであるが、キャッシュレス納付を推進する観点から、e-Tax を利用して行う納付についても専用バナーを国税庁ホームページトップ画面に設置した上で、端末操作に不慣れな者、納付のみを行う者であっても可能な限り、容易に目的達成できるような手戻りしない、見やすい画面、わかりやすい言葉を用いたシンプルな導線とするデザインに改善する必要がある。

2 地方税当局との連携・協調

(1) デジタル 3 原則

デジタル手続法では、「行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル 3 原則(①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする、及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する)を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則としている。」⁽²¹⁷⁾とされる。

なお、国税庁は、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2.0ー」における「関係機関（地方税当局・関係民間団体等）との連携・協調」項目の中で、引き続き、他省庁と連携・協調し、ワンスオンリーやワンストップの実現に取り組むこととし、これまでの取組として、国・地方のデータ連携によるワンスオンリー化（これまで国と地方の双方に提出が必要であった法人の財務諸表について、国に電子申告し

(215) 国税庁 e-Tax ホームページ「令和 5 年 1 月から e-Tax がさらに便利になります。」
(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_20221027_verup.htm#tabs_1) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(216) 財務省ホームページ・前掲注(122)11 頁。

(217) デジタル庁ホームページ・前掲注(82)22 頁。

た場合は、地方への提出は不要) を例として挙げている⁽²¹⁸⁾。

(2) 国税・地方税でのシステム統一

地方税アンケート調査によると、定量分析「eLTAX の利便性向上に関するご意見・ご要望(複数回答の設問)」の問いに対して、「国税(e-Tax)と統一して欲しい」という回答が 71%と突出しており⁽²¹⁹⁾、定性分析(利用者の声)としては、「e-Tax のシステムに一元化すべき」、「e-Tax と同じような画面にしてほしい」、「e-Tax と統合して操作を簡素化させてほしい」、「e-Tax と同様の操作性を実現してほしい」との意見があった⁽²²⁰⁾。

確かに、税理士から国税と地方税の情報連携の徹底に係る要望があることは事実であり、「電子申告の開始届出について一本化し、ID も共通化すること、ダイレクト納付の利用届出について一本化すること」⁽²²¹⁾が望まれている。

これは、規制改革推進会議でも、国税・地方税でのシステム統一を望む声はあるものの「必ずしも実際に統合する必要はなく、『統一的に利用』でできることが重要と思慮(利用者識別番号等)」されるのであって、「統合的な利用体験の実現には、サイト自体の統合というよりも、認識連携・行政内の情報連携の推進が重要と思慮」され、「認証体験の向上に向けては、最も有望な gBizID について活用を進めてはどうか」との提案⁽²²²⁾がある。

(3) 電子政府の総合窓口 e-Gov (イーガブ)

e-Gov は、各府省がインターネットを通じて提供する行政情報の総合的な検索・案内サービスの提供、各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービスの提供を行う行政のポータルサイトであり、デジタル

(218) 国税庁ホームページ・前掲注(5)28 頁。

(219) 地方税共同機構ホームページ・前掲注(213)19 頁。

(220) 地方税共同機構ホームページ・前掲注(213)25 頁。

(221) 日本税理士会連合会ホームページ「電子申告に関する要聖事項(e-Tax 編)(令和 4 年 6 月 28 日)」12 頁

(<https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/proposal/taxation/R4e-taxyoubou.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(222) 内閣府ホームページ・前掲注(196)11-12 頁。

庁によって整備、運営されている⁽²²³⁾。

当該ポータルサイトの「税」の情報の中には、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」や「地方税ポータルシステム (eLTAX)」などのサイトが格納されており、複数のサイトを閲覧することができる。

「e-Gov 電子申請サービス」⁽²²⁴⁾を利用するには、「e-Gov アカウント」⁽²²⁵⁾の取得が必要になるが、当該アカウント以外にも「gBizID (G ビズ ID)」
「Microsoft アカウント」が使用できる。

G ビズ ID は、法人・個人事業者向け共通認証システムであり、G ビズ ID を取得すると、一つの ID・パスワードで省庁及び自治体が提供する行政サービス (省庁では 34 のサービス、自治体では 63 のサービス) にログインすることができる。なお、アカウントは最初に一つ取得するだけで、有効期限、年度更新の必要はない⁽²²⁶⁾。

(4) 小括

これまでみてきたように、デジタル 3 原則の一つであり、国税庁のデジタル・トランスフォーメーションにも盛り込まれているワンストップの実現のため、国税・地方税でのシステム統合を望む声があるが、法令改正及び大規模なシステム改修などの中長期的な課題の解決が必要となる。

そこで、実際に統合する前段階として、両システムを統一的に利用できるよう、法人・個人事業者向け共通認証システム G ビズ ID の活用に係る

(223) e-Gov ポータル

(<https://www.e-gov.go.jp>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(224) e-Gov 電子申請ホームページ「e-Gov 電子申請サービス利用規約 (定義) 第 2 条一」
(<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/terms>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

e-Gov 電子申請サービスについては、「国の行政機関に係る申請・届出等手続及び当該手続を行う際に必要となる手数料等の電子納付を、インターネットを経緯して汎用的に受付処理する政府情報システム」とされる。

(225) e-Gov 電子申請ホームページ・前掲注(224)第 2 条四

e-Gov アカウントについては、「利用者を特定するため、メールアドレス認証に基
づいて e-Gov 電子申請サービスが利用者に付与する利用者識別符号」とされる。

(226) G ビズ ID ホームページ

(<https://www.gbiz-id.go.jp/top/>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

検証を進めることが必要である。

検証の結果、共通アカウントである G ビズ ID の活用が可能となれば、e-Tax の利用に必要な利用者識別番号や eLTAX の利用に必要な利用者 ID の取得が不要となり、ID の共通化につながる。

令和 5 年 4 月 1 日から、法令上、法定外税を含む全ての地方税について、eLTAX を経由した納付・納入が可能となったことを契機として、今後ますます電子納税に対する利用者のニーズが高まると考えられる。

現在、「e-Gov 電子申請サービス」は、申請・届出等手続及び手数料等の電子納付に限られ、申告・納税が行えないため、「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」及び「地方税ポータルシステム (eLTAX)」は、e-Gov 内においてサイトの格納にとどまっているが、将来的には、新たな e-Gov 内のサービスで申告・納税が可能となるよう、所要の措置を講ずる必要がある。

3 電子納税の義務化

(1) 大法人の電子申告義務化

平成 30 年度税制改正⁽²²⁷⁾において、大法人に係る「法人税等の申告書の電子情報処理組織による提出義務」が創設され、令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されることになった。

全ての義務化対象法人が最初の申告を終える時期は、令和 4 年 5 月⁽²²⁸⁾であり、それ以降、大法人の電子申告義務化の効果等についての検証が開始され、一定の結論が得られると思われるが、令和 3 年 3 月 2 日に開催さ

(227) 財務省「平成 30 年度 税制改正の解説」1045 頁

(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11551246/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p1044-1093.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(228) 事業年度と申告時期の例

事業年度が令和 2 年 4 月 1 日～同 3 年 3 月 31 日の場合、申告期限は同 3 年 5 月末日 (延長特例法人は同 3 年 6 月末日)

事業年度が令和 3 年 3 月 1 日～同 4 年 2 月 28 日の場合、申告期限は同 4 年 4 月末日 (延長特例法人は同 4 年 5 月末日)。

れたデジタルガバメントワーキング・グループにおいて、財務省は、現時点において把握している課題はない⁽²²⁹⁾と説明している。一方で、大法人の電子申告義務化の施行に当たっては、「義務化の円滑な施行に向け、e-Tax の送信容量や受付時間の拡大等の環境整備を実施したほか、電子申告義務化対象と見込まれる法人に対し、リーフレットの送付、説明会の実施、アンケートの実施をした上で、必要に応じ個別訪問等の勧奨」⁽²³⁰⁾を行い、「電子申告義務化の円滑な施行に向けて計画的かつ丁寧に取り組んできたところ、3万超の法人に接触するのに2年を要した。また、説明会では熱心な法人から多数の質問が寄せられ、回答を行うために予定していた時間を超過するなど、制度の周知に時間を要した。」⁽²³¹⁾と説明している。

(2) 中小法人の電子申告義務化

前述のとおり、令和3年度における、法人税の税理士関与割合は89.5%であり、大多数の税理士が法人に代わって電子申告しており、同年度における法人税の電子申告割合は87.9%⁽²³²⁾である。

また、資本金階級別の法人数では、1億円以下の法人が全体の99.3%⁽²³³⁾を占めているのであるから、大法人の電子申告割合が100%であったとしても、それ以外の中小法人自体の電子申告割合が既に高い水準になっていることが分かる。

なお、財務省は、法人税申告書のオンライン利用率を「現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化

(229) 内閣府ホームページ「規制改革推進会議令和3年3月2日『第7回デジタルガバメントワーキング・グループ』資料2『論点に対する回答』」2頁
(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20210302/210302_digital02.pdf) (令和5年6月20日最終閲覧)。

(230) 内閣府ホームページ「規制改革推進会議令和2年1月27日『第5回デジタルガバメントワーキング・グループ』資料1-2『論点に対する回答』」1頁
(https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20200127/200127_digital02.pdf) (令和5年6月20日最終閲覧)。

(231) 内閣府ホームページ・前掲注(230)1-2頁。

(232) 国税庁 e-Tax ホームページ・前掲注(12)別紙「オンライン (e-Tax) 利用率」。

(233) 国税庁ホームページ・前掲注(49)12頁。

が実現されることを前提として、オンライン利用率 100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状を踏まえ、当面の目標値⁽²³⁴⁾として 90%を設定している（達成期限は令和 5 年度末まで）。一方で、「電子申告の義務化は、電子申告 100%を達成するための簡明な方策であるものの、その実現にあたっては、対象納税者の ICT 環境等の実態や納税者利便への影響に留意する必要がある⁽²³⁵⁾」との考えを示している。

(3) 電子納税の義務化

電子申告が義務化されていることと同様に、電子納税についても義務化するという方策も考えられる。

電子納税義務化実施に当たっては、大法人の電子申告義務化実施の際に行われたような綿密な環境整備が必要となる。

とりわけ、大法人に比べ、電子納税が行える環境が整っていないと思われる中小法人が大多数であることを考えると、直ちに電子納税の義務化を実施することは社会的影響が大きいものと考えられる。

前述のとおり、納付手段の多様化は、納付手段の選択肢を増やすことで納税者の利便性の向上を図るものであり、多様化する納付手段のどれを選択するかは、国税を納付しようとする者の判断によっており、政府も「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げている。

電子納税の推進は、納税者の利便性の向上のほか、金融機関や税務署における事務の効率化に資することから、一層取り組む必要があるが、義務化について検討する前に、e-Tax の更なる利便性の向上、地方税との連携、新たな納付手段の提供などの納税環境整備を進めるとともに、官民協力して積極的な利用勧奨を行うことが優先である。

(234) 財務省令ホームページ『「オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 4 年 10 月 21 日）」対象事業名『国税申告手続等』』 9 頁

(https://www.mof.go.jp/about_mof/other/regulation_reform/20221021_kihonkeikaku_zeishinkoku.pdf)（令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧）。

(235) 内閣府ホームページ・前掲注(229) 3 頁。

4 証券による納付の廃止

(1) 国税の証券による納付

国税は、金銭による納付に代えて、「証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律（大正 5 年法律第 10 号）」の定めるところにより証券で納付することができる（通則法 34④ただし書）。

国税の納付に使用することができる証券は、その金額が納付金額を超えないものに限られ、小切手（持参人払又は記名式持参人払のもの）及び国債証券の利札（無記名式で支払期限の到来しているもの）に限定される。

(2) 地方税の証券による納付

イ 地方自治法等による規定

普通地方公共団体の歳入は、地方自治法 235 条の規定により金融機関が指定されている場合においては、証券をもって納付することができる（地自 231 の 2③）。

普通地方公共団体の歳入の納付に使用することができる証券は、その金額が納付金額を超えないものに限られ、小切手（持参人払式の小切手、その他金銭の支払を目的とする有価証券であって小切手と同程度の支払の確実性があるものとして総務大臣が指定するもの）及び国債若しくは地方債又はそれらの利札（無記名式で支払期日の到来したもの）に限定される（地自令 156①一、二）。

ロ eLTAX 経由の証券による納付

上記のとおり、「普通地方公共団体の歳入は、証券をもって納付することができる」と規定されているが、「地方税統一 QR コードの活用に係る検討会」において、事務局（総務省及び全銀協）は、「特定徴収金の収納を行う特定金融機関等は、地方自治法第 235 条の規定により指定された金融機関として収納を行うものではないことから、eLTAX 経由の収納については同条の適用はない。」⁽²³⁶⁾とした上で「地方税のキャッシュレス

(236) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「令和 4 年 3 月 14 日『地方税統一 QR コードの活用に係る検討会（令和 3 年度第 5 回）』資料 12『運用開始に向けた課題等」

納付を推進する中、eLTAX 経由の収納において新たに証券による納付を受け付けることや、それを可能とする法改正を行うことについて積極的な理由もないことから、今後も eLTAX 経由での収納においては証券の取扱いを行わないこととする。」⁽²³⁷⁾との見解を示している。

具体的に言えば、納税者が地方税統一 QR コード付納付書と証券を金融機関窓口を持参したとしても、受け付けないとするものである。

なお、「証券による支払ができない」旨を窓口において丁寧に説明した上でも、証券納付を強く希望する者については、地方税統一 QR コード付納付書を QR コード無し納付書として納付を受け付ける例外的な取扱いは運用上、可能とされている⁽²³⁸⁾。

(3) 手形・小切手の全面的な電子化

「未来投資戦略 2017 - Society5.0 の実現に向けた改革 -」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の中で、「企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン」として、「オールジャパンでの電子手形・小切手の移行」⁽²³⁹⁾が盛り込まれ、「成長戦略実行計画」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「小切手の全面的な電子化を図る。」⁽²⁴⁰⁾ことが明記された。

ついて』 1 頁

(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/qrcode/qrcode2_05_20.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(237) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(236) 1 頁。

(238) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「令和 4 年 10 月 13 日『地方税統一 QR コードの活用に係る検討会(令和 4 年度第 2 回 ※通算第 7 回)』資料 1『地方税統一 QR コードの活用に係る検討会(令和 4 年度第 1 回 ※通算第 6 回)』への意見・回答』 5 頁

(https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/qrcode/qrcode2_07_3.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(239) 首相官邸ホームページ・前掲注(149) 64 頁。

手形・小切手について、「企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する」とされる。

(240) 内閣官房ホームページ「成長戦略実行計画(令和 3 年 6 月 18 日閣議決定)」 26 頁 (<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/ap2021.pdf>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

こうした経緯を踏まえ、全銀協を事務局とした「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において、自主行動計画が策定され、その中で「2026 年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」⁽²⁴¹⁾とする最終目標が設定された。

(4) 小括

上記「eLTAX 経由の証券による納付」で述べた「eLTAX 経由の収納においては証券の取扱いを行わない」とは、「納税者が地方税統一 QR コード付納付書と証券を金融機関窓口を持参したとしても、受け付けない」とするものであり、地方税の納付について全て証券による納付の取扱いを不可としておらず、地方税統一 QR コード付納付書による納付に限定したものである。

国税の場合、納税者がバーコード付納付書と証券を金融機関窓口を持参したとしても納付は可能であり、その納付は「e-Tax 経由の収納」に該当しない。

このように、国税と地方税では違いがあり、国税は、金融機関窓口における「証券による納付の廃止」を行うことはできないが、小切手の電子化が進めば、おのずから証券による納付は無くなっていくものと思われる。

第 5 節 ダイレクト納付の推進に係る考察

ダイレクト納付は、e-Tax による振替納税であり、従前の振替納税のように対象税目が限定されず⁽²⁴²⁾、また、納税者によるインターネットバンキングの契約やその契約に係る利用手数料の負担等の問題を排除しているなど、より納税

(241) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会『手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画～約束手形の等の利用の廃止等に向けた自主行動計画～(2022 年 6 月 17 日)』」6 頁 (https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tegata_denshi/tegata_denshi_action_plan_1.pdf) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

(242) 本稿第 1 章第 2 節 1 振替納税参照。

者の利便性が向上する納付手段となっている。

また、e-Tax で申告書や源泉所得税の徴収高計算書を送信した場合には、ダイレクト納付を選択することにより、自動的に納付書データが作成され、それを送信することで手続が完了することから、特に、源泉所得税の毎月の納付が必要な源泉徴収義務者にとっては、手間も省け便利な納付手段である。更に、納期限内で納付日を指定することが可能であるため、資金面等におけるメリットもある。

このような多くのメリットを有するダイレクト納付は、平成 21 年 9 月から導入されたが、令和 3 年度の実績を見ると、その利用割合は 5.5%と低調である。

一方で、金融機関・税務署窓口での金銭等による納付は 62.7%に上り、その納付は、法人からが全体の約 4 分の 3 を占め、税目別では、最も納税者の利便性の向上に寄与できるはずの源泉所得税が半数以上を占めている。

これは、法人は業務の一環として金融機関に行くことも多く、「窓口に行くのに困っていないし、窓口に行くついでに納付を済ましてしまう。」という流れが、窓口納付の割合が多く、ダイレクト納付の利用が低調な理由の一つとして考えられる。

なお、財務省が公表した「オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン」(図表 3 参照)においても、「e-Tax によるダイレクト納付を中心に促進するため金融機関や関係団体との連携した取組が必要である。」としている。

よって、ここでは、キャッシュレス納付の中心的な納付手段として位置付けられているダイレクト納付に係る改善点の検討を行い、更なる利用拡大を推進するための考察を行う。

1 ダイレクト納付開始手続の一本化

(1) 現況

国税の場合、ダイレクト納付の利用に当たっては、ダイレクト納付利用

届出書を①書面(引落し預貯金口座に係る金融機関届け印の押印等が必要)又は②オンライン(キャッシュカード暗証番号等の入力が必要)により「税務署長」に提出して開始する。

地方税の場合、eLTAX から口座情報を登録した上で出力される「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」(以下、国税と合わせて「ダイレクト納付利用届出書」という。)に金融機関届け印の押印を行い、郵送により「金融機関」に提出(金融機関窓口への提出不可)して開始する。

国税と地方税における「ダイレクト納付の利用届出について一本化」⁽²⁴³⁾についての要望があるが、上記のとおり、国税と地方税では、ダイレクト納付利用届出書の書式、作成方法、提出先及び提出方法が相違している。

(2) 改善策

ダイレクト納付利用届出書の本一化を図るためには、単に書式の統一化を行ったとしても、解決しない。

また、政府全体として行政手続オンライン化の推進が強く求められ、「銀行界においてもペーパーレス、印鑑レス」⁽²⁴⁴⁾についての動きがあることから、書面によるダイレクト納付利用届出書からオンラインによる届出の方法に国税及び地方税ともにシフトしていく必要がある。

そのためには、法人を含めたネット口座振替受付サービスの早期実現(民間金融機関への業務委託の早期決定)⁽²⁴⁵⁾及び地方税におけるダイレクト納付利用届出書に係る電子化の早期導入が望まれる⁽²⁴⁶⁾。

(243) 日本税理士会連合会ホームページ・前掲注(221)12 頁。

(244) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ「令和 3 年 2 月 18 日『「会長記者会見」』(<https://www.zenginkyo.or.jp/news/conference/2021/210218/>) (令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

会長は、「銀行界としては、足元の大きな環境変化を踏まえたデジタルトランスフォーメーション推進の機運ならびにペーパーレス、印鑑レス、非対面化といった社会的要請の高まりも踏まえ、約束手形に限らず、支払手段全般の電子化を通じて、企業の生産性向上、ひいては社会全体のコスト削減の実現が期待されているものと受け止めている。」と発言されている。

(245) 一般社団法人全国銀行協会ホームページ・前掲注(38)21 頁。

(246) 地方税共同機構ホームページ・前掲注(213)11 頁。

なお、地方税におけるダイレクト納付利用届出書の電子化に当たっては、必ずしも実際にシステムを統合する必要はなく、可能な限り、国税と類似した仕様とすれば、統一性のある利用となり、納税者の利便性の向上が図られる。

2 令和 5 年度税制改正の内容

(1) 改正の内容

電子情報処理組織を使用する方法 (e-Tax) により行われる期限内申告等と併せてダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合 (その税額が 1 億円以下である場合に限る。) において、法定納期限の翌日にその納付がされたときは、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用するほか、これに伴う所要の措置を講ずる⁽²⁴⁷⁾。

(2) 改正内容の検討

現行制度においては、電子申告の後に、ダイレクト納付の手続を行う必要があり、手間がかかる。また、税理士が納税者に代わってダイレクト納付の手続を行う場合、税理士は電子申告を行った後、納税者と引落日の調整を行い、改めて「即時又は期日を指定して」納付指図を行う必要があった。これは、税理士が納付の手続自体を行うことに対する現金管理等のリスクがあり、ダイレクト納付の利用が阻害されている可能性があった。

改正後は、電子申告 (期限内申告に限る。) と併せてダイレクト納付の意思表示を行うことで、「各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落し」を実施するというものであり、電子申告と同時にダイレクト納付の手続まで完了するため、利便性が大幅に向上するほか、税理士は、申告等と同時に

「電子納税の利便性向上に関するご意見・ご要望」に係る項目において、「ダイレクト口座の電子登録に対応して欲しい」が 43%と要望の中で 1 番多かった。
(247) 財務省ホームページ「令和 5 年度税制改正の大綱(令和 4 年 12 月 23 日閣議決定)」
84 頁

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2023/20221223taikou.pdf)
(令和 5 年 6 月 20 日最終閲覧)。

なお、当措置は、令和 6 年 4 月 1 日以降に適用される。

納付手続が完了する（電子申告時において、納税者に対し、法定納期限（又は法定納期限翌日）に自動的に口座引落としが行われる旨を連絡する程度である）ため、現金管理等のリスクが低減するというメリットが期待される。

また、電子申告と同時にダイレクト納付の手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引落としが行われるが、その納付については期限内の収納として取り扱われ、附帯税が課されることはない。

なお、この改正により、「令和 5 年度に帰属する予定であった法人税額の一部（20 億円）及び消費税額の一部（30 億円）が、納付時期のずれにより、令和 6 年度税収に帰属することとなる。」⁽²⁴⁸⁾

3 インセンティブ付与

(1) 日本税理士会連合会からの要望

日本税理士会連合会から、ダイレクト納付を個人の納税者の振替納税と同様に、一度手続を行えば、以後、申告納付税額は期日に自動的に振り替える仕組みにしてほしいという要望がある。

その理由としては、「ダイレクト納付では、申告データ・徴収高計算データを送信後、受信通知を受け取り、引き落とし口座や納付日の指定をしなければならない。積極的にダイレクト納付を利用するインセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の 1 か月後を振替日とすることでダイレクト納付の利用促進が期待される。」⁽²⁴⁹⁾というものである。

(2) 要望に係る検討

上記の日本税理士会連合会からの要望理由に係る前段部分「申告データ・徴収高計算データを送信後、受信通知を受け取り、引落とし口座や納付日の指定をしなければならない。」は、前述のとおり、令和 5 年度税制改正により解決できている。

(248) 財務省ホームページ・前掲注(247)110 頁。

(249) 日本税理士会連合会ホームページ・前掲注(221)10 頁。

しかし、後段部分の「インセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の1か月後を振替日とすること」（以下「インセンティブ付与」という。）については、検討の余地がある。

確かに、所得税又は消費税（個人事業者）の振替納税は一度、振替依頼書を提出すれば、解約を希望しない限り、申告等の都度、納付指図や振替納税を利用する意思表示を付与せずとも、振替納付日に継続的かつ自動的に預貯金口座から国庫へ直接振り替える納付方法であり、納税者にとっての利便性が高く、期限内納付の推進や税務署における収納整理事務の軽減に寄与するものである。

一方で、納税者が振替依頼書を提出後においては、税務署及び金融機関の双方に一定期間の事務⁽²⁵⁰⁾日数を要するため、本来の納期限後に振替納税の口座引落とし手続（国庫金勘定への振替）を行う場合があることから、普遍的な納付手段とされていない。

すなわち、いわば特例的な納付手段であるため、振替依頼書を受理できる要件として、「その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき（通則法 34 の2①）」と規定され、振替納税が可能な国税は、実務上、申告所得税及び復興特別所得税（予定納税分、確定申告分及び確定申告延納分）及び個人事業者の消費税及び地方消費税（確定申告分及び中間申告分）に限られ（申告分は期限内申告分に限る）、その中でも振替日が納期限の約1か月後となる国税は、申告所得税及び復興特別所得税（確定申告分）及び個人事業者の消費税及び地方消費税（確定申告分及び中間申告分）に限定されている。

（3）要望に係る検討結果

納税者からダイレクト納付利用届出書の提出があった場合、所得税及び消費税（個人事業者）については、ダイレクト納付も電子的な振替納税で

(250) 前掲注(24)、日本銀行ホームページ・前掲注(14)21 頁参照。

あるから、通則法 34 条の 2 の規定に準じて、「その納付が確実に認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき」と判断でき、インセンティブ付与は可能であると考えられる。

ダイレクト納付は、全税目が対象税目であるが、前述のとおり振替納税の場合は、通則法基本通達（第 34 条の 2 関係）において、「納付書の送付依頼の受理等」の基準が定められている。具体的には、「更正決定分、相続税等納期が一定していないもの、間接税等月例課税のもの、法人の法人税及び消費税等は、徴収上有利の要件に該当しないものとされている。」⁽²⁵¹⁾

振替日は、あらかじめ本来の納期限後に指定する必要があるが、相続税等納期が一定していないものは、その指定が困難であり、法人税も納期限が原則として各事業年度終了の日の翌日から 2 月以内とされているが事業年度終了の日は、多くの法人が月末であるが、必ずしも月末とは限らず、各法人の納期限ごとに一律に振替日を指定することが困難である。

なお、源泉所得税については、納期限が原則として、給与などを実際に支払った月の翌月 10 日まで（納期の特例の適用を受けた者は、1 月から 6 月分を 7 月 10 日、7 月から 12 月分を翌年 1 月 20 日）であるため、通則法基本通達に列挙されている「確定手続又は納付が、1 月を単位としてすべきこととされている国税（所得税法第 216 条の規定による納期の特例の承認を受けた源泉徴収に係る所得税を含む。）」に該当するが、技術的には不可能ではない。この場合、税務署及び金融機関における事務負担が増加するものの、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax により提出されれば、事務負担の軽減が期待される。

インセンティブ付与は、ダイレクト納付の利用を推進する上で有効な施策であるが、実務上、人格別や納付税目ごとに取扱いが異なることは避けられない。

よって、検討結果として、個人の納税者については、ダイレクト納付利

(251) 志場ほか・前掲注(44)454 頁。

用届出書の e-Tax による提出が可能であるため、申告所得税及び復興特別所得税（確定申告分）及び個人事業者の消費税及び地方消費税（確定申告分及び中間申告分）に加え、個人の源泉徴収義務者に係る源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）に限り、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax により提出された場合は、インセンティブ付与を視野に入れるべきである。

第 6 節 小括

この章の冒頭において、国税のキャッシュレス納付の推進は、法人が納付する源泉所得税をいかにキャッシュレス納付に取り込むかが重要であると述べた。

そのため、法人の電子納税に係る利用勧奨の取組や納税環境の整備を進めることが必要であるほか、キャッシュレス納付の中心的な納付手段となり得るダイレクト納付の利用拡大を図ることは、国税のキャッシュレス納付を推進させる上で緊要であることを考察した。

ダイレクト納付については、令和 5 年度税制改正により、利便性が大幅に向上するほか、税理士の現金管理等のリスクが低減すると考えられるが、更にインセンティブとして、所得税の振替納税のように納期限の 1 か月後を振替日とすること（インセンティブ付与）を望む声がある。

インセンティブ付与は、個人・法人に限らず技術的には可能であると思われるが、ダイレクト納付利用届出書の提出方法により税務署及び金融機関における事務負担が相違する。

具体的に言えば、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax により提出されれば、税務署及び金融機関における事務負担は軽減するが、書面により提出されれば、事務負担は増加する。しかし、事務負担の増減のみを理由として、インセンティブ付与の可否を決めることは短絡的であり、e-Tax 利用推進の観点から、個人の納税者については、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax により提出された場合、利用可能税目を限定し、インセンティブ付与を視野に入れるべきである。法人の納税者については、ダイレクト納付利用届出書が e-Tax による提出がで

きないことがネックとなっている現状について、関係機関との協議を更に進め、e-Tax による提出が可能となるよう措置し、法人の源泉徴収義務者に係る源泉所得税にインセンティブが付与されれば、ダイレクト納付の利用は、より一層拡大すると考えられる。

なお、ダイレクト納付も納税者がダイレクト納付利用届出書を提出後においては、税務署及び金融機関の双方に一定期間の事務日数を要する。

したがって、本来の納期限後にダイレクト納付の口座引落とし手続（国庫金勘定への振替）を行う場合があり、いわば特例的な納付手段となるため、振替納税に準じた制度措置が必要となる。

結びに代えて

国税の納付手段は、社会の決済方法の変化（口座振替やクレジットカードの普及）、情報通信技術の発達（インターネットの普及）、技術革新（QR コードの普及）のほか、人々のライフスタイル（スマートフォンの利用拡大）の変化等に後押しされるように多様化してきた。

給与の現金手渡しは昔話となったように、今後、納付を現金で行っていたということも昔話になる社会が訪れるかもしれない。しかし、現実には、そう簡単ではなく、今は、キャッシュレス納付時代が過渡期から成長期に移行している時期であるに違いない。

キャッシュレス納付の推進に当たっては、納税者の利便性の向上のほか、金融機関や税務署における事務の効率化のため、一層取り組む必要がある。

そのためには、e-Tax の更なる利便性の向上、地方税との連携、新たな納付手段の提供などの納税環境整備を進めるとともに、官民協力して積極的な利用勧奨を行うことが重要である。

e-Tax の更なる利便性の向上については、申告と納税がシームレスでデジタル弱者にも配慮した簡便かつ分かりやすい用語（過度に専門用語やカタカナ語を使用しない）のシステムで完結できることが大前提であり、法人に対しては、中小企業のデジタル化を国の取組により更に進めることが肝要である。

「行政情報化推進基本計画」（平成 6 年 12 月 25 日閣議決定）において、初めて「電子政府」という単語が用いられて以降、我が国では、様々な取組が行われ、近年の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、国の行政手続のオンライン化実施の原則（デジタル 3 原則）の中で、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結（デジタルファースト）できるよう求められている中、新たな納付手段の提供及びキャッシュレス納付の推進は、ますます重要となるであろう。

なお、本研究では触れることができなかったが、キャッシュレス納付の推進のためには、納付書の在り方についての整理・検討や金融機関又は税務署窓口

における金銭納付に対する課題（手数料負担の問題や窓口縮小）は、残されている。

令和 5 年 4 月から「給与デジタル払い」が解禁となり普及した場合や現金貨幣が新たな形態の電子的なマネーとなる「中央銀行デジタル通貨（CBDC：Central Bank Digital Currency）」の実証実験（令和 5 年度からパイロット実験に移行）が進んで現実的なものとなった場合は、新たな納付手段の模索が必要となり、引き続き注視していきたい。

本研究で考察した内容が今後の国税の納付手段の多様化を進めるための一助となり、キャッシュレス納付の更なる推進につながれば幸いである。